

神戸市立地域交流センター 指定管理者応募要領

令和 7 年 7 月

神戸市地域協働局地域活性課

目次

1	指定管理者制度の趣旨.....	1
2	公募から選定までの流れと応募時の注意点.....	1
3	指定期間.....	1
4	施設について（以下、甲は神戸市、乙は指定管理者とする。）.....	1
5	乙が行う業務.....	3
6	乙が行うことができない業務.....	5
7	乙が行う行政処分について（使用許可等）.....	5
8	指定管理料（運営費）及び利用料金の収受.....	5
9	保険への加入について.....	6
10	備品の取扱いについて.....	6
11	施設の修繕等にかかる負担区分と工事実施手順.....	7
12	管理運営に関するモニタリング.....	8
13	管理運営に対する評価等.....	8
14	業務を行うにあたっての基本的事項.....	8
15	応募資格.....	10
16	公募スケジュール※ 多少前後する可能性あり。.....	11
17	応募説明会・質問への回答.....	12
18	応募の申込及び辞退について.....	13
19	指定管理者候補者の選考.....	16
20	選定から協定締結まで.....	17
21	指定の取り消し等.....	18
22	問い合わせ・提出先.....	18
別添 1	施設の概要.....	19
別添 2	管理パターンと指定管理料の考え方.....	19
別添 3	各施設指定管理料概算.....	20
別添 4	利用料金上限表（神戸市立地域交流センター条例に基づく）.....	21
別添 5	リスク分担.....	22
別添 6	光熱水費の実績について.....	23
別添 7	神戸市地域交流センター条例.....	25
別添 8	神戸市地域交流センター条例施行規則.....	43
別添 9	地域福祉センターの新たな役割などを示す基本方針.....	46
別添 10	選考における評価項目.....	48
別添 11	備品一覧.....	49

1 指定管理者制度の趣旨

- ・ 「公の施設」の管理運営にかかる指定管理者制度は、平成 15 年 6 月の地方自治法の改正(平成 15 年 9 月施行)により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として導入された。
- ・ 指定管理者制度の導入により、民間事業者等は議会の議決を経ることによって指定管理者となることができる。
- ・ 本公募に参加する事業者（以下「応募者」という。）は、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、本要領を熟読すること。

2 公募から選定までの流れと応募時の注意点

- ・ 本要領に記載する事項は、神戸市立地域交流センターの指定管理に係る議会の議決を経て成立した上で実施するもの。

「公募から議決までの流れ」

公募	「神戸市指定管理者制度運用指針」、「神戸市指定管理者制度運用マニュアル」及び本応募要領に基づき実施
指定管理者候補者の選定	「神戸市執行機関の附属機関に関する条例」に基づき設置される選定評価委員会が、応募者の中から施設の設置目的をもっとも効果的に達成できると認められる団体を、指定管理者候補者として選定
決定	市長が指定管理者候補者を決定
議決	神戸市会の議決を経て、指定管理者として指定

- ・ 指定管理者候補者による提案内容を必ずしもすべて実現するものではなく、神戸市が実施困難又は不要と判断した場合は、これを行うことはできない。また、神戸市が提案内容について実施方法または実施内容等の一部変更が必要と認めた場合は、神戸市と協議の上、原則としてこれに従うこと。

3 指定期間

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで(3 年間)
- ・ 但し、当該地域交流センターの管理運営実績が良好かつ対象施設近隣住民と協力して管理運営する等の場合、現指定管理者を次期指定管理者候補者として再選定することがある。

4 施設について（以下、甲は神戸市、乙は指定管理者とする。）

（1）対象施設

- ① 神戸市立篠原地域交流センター（灘区篠原北町 2-2-37）
- ② 神戸市立熊野地域交流センター（兵庫区鶴越町 1-20）
- ③ 神戸市立箕谷地域交流センター（北区緑町 4-6-3）
- ④ 神戸市立北須磨地域交流センター（須磨区離宮前町 2-7-24）
- ⑤ 神戸市立つつじが丘地域交流センター（垂水区つつじが丘 4-6-7）
- ⑥ 神戸市立西高丸地域交流センター（垂水区高丸 6-3-1）

⑦ 神戸市立乙木地域交流センター（垂水区美山台 1-9-40）

（２）施設の概要

「別添 1 施設の概要」のとおり

（３）利用可能時間および休館日

利用可能時間	・ 午前 9 時から午後 9 時※まで ※ただし、提案により、平日の午後 4 時以降（休館日を除く）ならびに土曜日・日曜日は予約管理システムや電子錠などを活用した無人による管理も可能である。 ※乙において、上記時間帯以外に開館する場合は、事前に甲と協議すること。
有人による管理運営を 求める時間	・ 午前 9 時から午後 4 時※まで ※平日のうち 4 日間を基本とし、提案により土曜日や日曜日も有人管理を行う、もしくは平日 5 日間を有人管理を行うことも可能である。 ※ただし、提案により、午後 4 時以降も引き続いて有人管理を行うことは差し支えない。
休館日	・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 年末年始（12 月 29 日から 1 月 4 日まで） ・ お盆期間（8 月 13 日から 8 月 16 日まで） ・ 市長の承認を得たうえで乙が定める日。 - ただし、土曜日、日曜日を除く。 ・ 前 4 号に掲げるもののほか、乙が特に必要があると認める日（工事等の影響で施設を利用できない期間など）。

（４）管理責任者等の配置

- ・ 地域交流センターは、令和 8 年度より「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」として、地域住民をはじめとする様々な方にご利用いただき、活動の場や地域住民の交流の場、人と人が気軽に出会い、つながることのできる場として活用していただきたい施設である。
- ・ そのため、（３）の表にもあるように午前 9 時から午後 4 時までは原則 1 名以上の管理者（窓口当番）を配置し（提案する管理パターンによって配置する日数は異なる（p. 19 「別添 2 管理パターンと指定管理料の考え方」）、地域団体や住民とのコミュニケーションをとることが求められる。
- ・ なお、甲では、各区役所に地域協働課及び「地域コーディネーター」などを配置し、市立地域交流センターの運営や利活用に関する相談・支援を行うほか、地域交流センター職員を対象とする説明会や研修を実施している。これらの支援や研修内容などを積極的に取り入れ、地域交流センター運営の充実・発展に努めること。
- ・ また、施設の管理運営を担っていただくことから、下表に掲げる体制を整備すること。

それぞれの責任者については兼務を可とする。

名称	基準
管理責任者	・施設の庶務、会計等を掌理する ・市との連絡および調整の実施
防犯責任者	・防犯及び施設の鍵、貴重品等の管理
防火管理者 火元管理責任者	・施設の防火に関する管理、消防計画等の作成 ・消火、通報、避難訓練等の指揮及び実施
利用事務責任者	・利用申し込みの受付・調整・承認 (必要に応じて予約管理システムや電子錠の管理運営)
備品等管理責任者	・施設内備品や消耗品の管理 ・施設の小修繕等に関する連絡、調整 ・施設内清掃等の調整、実施

5 乙が行う業務

乙は、以下のとおり、地域交流センターの管理・運営業務を行うこと。

(1) 施設、設備、備品等の維持及び管理

- ・ 乙の業務負担の軽減、業務の効率化を図る観点から、維持管理業務の一部に包括管理委託を導入する予定である。施設や設備にかかる日常管理業務は乙が行うが、包括管理委託を導入することにより、施設内に関する不具合や修繕を要する場合は、甲が委託する包括管理事業者が修繕業務等を行う。(令和7年9月頃に事業者を決定予定、備品の修繕は原則乙にて対応※後述)
- ・ 地域交流センターにおける包括管理委託の内容が決定次第、甲乙間で協議のうえで、具体的な対応フロー等について決定することとする。
- ・ なお、包括管理委託の契約内容により、将来的に業務内容や指定管理料が変わる可能性がある。
- ・ 施設で生じたごみについては、乙において事業系一般廃棄物として適切に処理すること。(なお、利用者に強制的にごみを持ち帰らせ、家庭ごみとして排出させることは条例違反となる可能性があるため、注意すること)

(2) 地域交流センターの施設、設備、備品等の貸し出し及び利用調整(利用料金の収受等を含む)

- ・ 神戸市立地域交流センター条例及び同条例施行規則等に規定する「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」としての設置趣旨に反しない限りにおいて、一般に地域交流センターの施設等を利用させ、その利用料金を収受し、乙の収入とすることができる。
- ・ 利用料金について、神戸市立地域交流センター条例の上限額の範囲内で、乙が甲に自由に提案することができる。甲は乙の提案を審査の上で承認する。
- ・ 予約管理システムや電子錠の導入により管理を効率化する等の工夫を行う場合、指定管理料を増額する(p.19「別添2 管理パターンと指定管理料の考え方」)。また、利用者の利便性向上のため、キャッシュレス決済(クレジットカードによる事前決済等)の導入についても可能な限り検討すること。

(3) 以下に掲げる神戸市立地域交流センター条例(以下「条例」とする)に基づく事業の実施

- ・ 地域交流センターは「地域活動の促進、地域社会の課題解決に寄与する施設」としての設置趣旨に基づき、地域課題に応じた様々な主体の活動の場として活用することとなる。乙においても、積極的に地域住民等と協力、連携して、地域課題解決のための事業を実施していただきたい。
- ・ しかし、下記条例に掲げる事業の実施については、必ずしもすべて乙が主体となっていく必要はなく、地域交流センターを様々な活動主体に利用させることで、実現することも可能である。

※神戸市立地域交流センター条例第3条

- ・ 地域活動、社会貢献活動及び住民交流に関すること。
- ・ 各種地域団体等の健全な育成を図ること。
- ・ 地域活動及び社会貢献活動に係る情報を集積し、及び発信すること。
- ・ 地域活動及び社会貢献活動に係る人々の間における連携及び交流に関すること。
- ・ 地域における諸会合並びに研修及び活動の場として施設を利用させること。
- ・ 活動を通じた地域社会の課題解決並びに社会貢献に係る調査、研究、実践及びこれらに対する支援に関すること。
- ・ 前各号に掲げるもののほか、条例第1条の目的を達成するために必要な事業。

(4) 資源回収ステーション（エコノバ）の設置、管理運営（任意）

- ・ 甲は、リサイクルに適したプラスチックを中心に利用目的を定めて品目別に集めることで、高品質なリサイクルに貢献するため、資源回収ボックスを設置し、地域交流センターなど市有施設の交流スペースと組み合わせることで、資源のリサイクル拠点かつ資源出しをきっかけとした地域交流の場であるエコノバ（資源回収ステーション）を市内各地で展開している。回収ボックスの設置や運搬収集は甲が行い、乙においては、資源回収ボックスがいっぱいになった時の袋の付け替えや、異物の取り除き、地域住民へ周知すること。提案は任意であるが、積極的に取り組むこと。
- ・ 但し、現時点で前指定管理者が既にエコノバ（資源回収ステーション）を導入している場合は、原則、引継ぎの上で取り組むこととする。

(5) ふれあいのまちづくり協議会などの地域組織との連携・協力

- ・ ふれあいのまちづくり協議会、防災福祉コミュニティ、自治会や婦人会などの地域組織と連携・協力し、その活動を支援すること。

(6) ボランティアの受け入れ・活動支援

- ・ 積極的に本市のボランティアマッチングシステム「ぼらくる」の活用や近隣住民ボランティアの受け入れ・活動支援に努め、地域交流センターの事業、運営への参加促進に努めること。

(7) その他の事業

- ・ 地域住民（団体含む）やNPOや企業、教育機関等、地域活動主体等との積極的な交流、連携などの実施により、地域交流センターを拠点とした地域活性化及び地域住民の居

場所づくりなど、地域活性化を図るうえで必要と認められる事業について、乙の創意工夫により実施すること。

(8) 禁止事項

- ・ 各施設において営利事業、宗教活動及び政治活動を行うことはできない。また、利用者にこれを行わせることもできない。その他、関係法令をはじめ、関係条例規則等で定められた内容を順守すること。

6 乙が行うことができない業務

- ・ 乙は、行政財産の目的外使用許可や審査請求に対する裁決など、法令により地方公共団体あるいは長に専属的に付与された行政処分の権限に基づくものは行うことはできない。

7 乙が行う行政処分について（使用許可等）

- ・ 乙は、条例の規定に基づき施設の使用許可等の行政処分を行うことができるが、この場合「行政庁」に該当することから、当該処分について行政手続条例等の適用を受けるため、乙が行政手続条例に基づいた、以下のような手続きを講じること。

(1) 申請に対する処分関係

- ・ 許可等を判断する基準(条例・規則・規程を含む)について、申請窓口に備え付けるなど公にすること。
- ・ 標準処理期間を定めるよう努め、標準処理期間を定めたときは、審査基準と同様に申請窓口に備え付けること。

(2) 不利益処分関係

- ・ 取り消し等の不利益処分を行うときに必要とされる基準(条例・規則・規程を含む)について、申請窓口に備え付けるなど、公にしておくよう努めること。
- ・ 許可の取消(許可を受けた者からの許可の取消申し出等の場合を除く)等の不利益処分を行う場合には、それに先立ち、処分を受ける者から事情や意見を聴く「聴聞」(※)を行うこと(事案によっては、「弁明」となる場合あり)。

※ 聴聞手続は、乙が行うこととなり、神戸市職員が主宰者等として関わることはできない。実施にあたっては、神戸市聴聞手続規則等に沿って実施すること。

また、乙は、行政事件訴訟法第 11 条第 2 項の規定による取消訴訟の被告となる場合がある。なお、乙が行った処分にかかる審査請求には、地方自治法第 244 条の 4 第 1 項の規定に基づき、地方公共団体の長に対してするものとされている。これらに関して、行政事件訴訟法第 46 条、行政不服審査法第 82 条により、行政処分を行う際に教示が義務付けられているため留意すること。具体的な審査基準等の設定及び意見公募手続きは甲が行う。

8 指定管理料（運営費）及び利用料金の収受

<指定管理料（運営費）>

- ・ 甲が交付する指定管理料は、乙の提案による有人管理の方式等により増減するものとし、p. 19 「別添 2 管理パターンと指定管理料の考え方」のとおりとする。詳細は、p. 20 「別添 3 各施設指定管理料概算」を確認すること。
- ・ 指定管理料は、会計年度（4月～翌3月）ごとに支払い、乙からの請求に基づき原則として4月末までには交付する。
- ・ 指定管理料は、地域交流センターの管理運営業務の経費として交付された公金であるため、支給条件に基づき、年度末に精算が生じる可能性がある。
- ・ 毎年度の管理業務終了後、収支を精算し、指定管理料に残余が生じた場合の剰余金の取扱いは次のとおりとする。
 - 剰余金は、繰越金として翌年度予算に計上するか、もしくは地域交流センターの管理運営にかかる積立金として積み立てること。
 - 剰余金の使途は、地域交流センター運営に関するもの（施設・設備の改善、魅力向上、有償ボランティア報酬の改善等）、地域活性化に資する事業等の実施に限り、条例に定める地域交流センター設置趣旨に反する場合など、その他一切の流用はできない。
 - 繰越金・積立金の決算は、毎年度終了後、指定する様式により甲に報告すること。

<利用料金>

- ・ 地域交流センターは、条例に定める利用料金の上限を超えない限りにおいて、乙による提案に基づき、甲が承認したうえで利用料を収受し、希望者へ貸し出すことができる。利用料の上限は、「別添 4 利用料金上限表」を確認すること。収受した利用料金は、指定管理料とは別（「自主財源」とする）で収入として計上すること。
- ・ 条例施行規則に規定する特別の理由があるときは、利用料金を免除、貸室の優先予約をすることができる。免除や優先予約の可否は、事前に甲と協議のうえ、甲の承認を得て決定すること。
- ・ その他、災害発生時等における対応や社会情勢の変化により、費用負担が発生する場合がある。これらの費用負担の基本的な考え方は、p. 22 「別添 5 リスク分担」に記載のとおりとする。

9 保険への加入について

- ・ 保険は、必要に応じて乙は任意の施設管理上の賠償責任保険に加入すること。

10 備品の取扱いについて

- ・ 備品とは、その性質・形状を変えずに、概ね1年を超えて使用に耐えるもので、取得価額が5万円（消費税込）以上のものをいう。
- ・ 指定期間中の備品の追加設置又は追加購入は、指定管理料で支払うこと。
- ・ 乙は、備品の管理にあたって、神戸市物品会計規則等に基づき、管理台帳を備え、適正に管理すること。なお、所有権が甲に帰属するものに限る。

- ・ 備品等の所有権の帰属は以下のとおり。

備品等の種別	所有権の帰属
指定期間の開始日時점에設置されているもの及び引継ぎを受けたもの	甲
指定期間中に甲が設置又は購入したもの	甲
乙が、指定管理料により設置又は購入したもの	甲
指定期間中に乙が指定管理料以外で設置又は購入したもの	乙
第三者から寄付を受けたもの	甲

- ・ 甲が配置した備品類は、現状有姿にて乙に無償で貸与する。配置されている備品類以外で、乙が必要とするものは、乙が調達すること。なお、備品のメンテナンスや修理費用等は、原則、乙の責任とする。詳細は協定等で定めることとする。
- ・ 甲に帰属する備品は、異動（購入・取得・修繕・廃棄等）があった際は速やかに甲に報告すること。また、指定管理期間終了等の際には、確実に次期指定管理者に引き継ぐこと。
- ・ なお、前指定管理者が行っているリース契約は、引継ぎを前提としない。また、指定後に乙が行うリース契約による備品・車両等は、次期指定管理者への引継ぎを前提としない。引き継ぐ場合は前指定管理者ならびに次期指定管理者と個別に調整すること。

11 施設の修繕等にかかる負担区分と工事实施手順

- ・ 原則として、施設躯体の修繕（施設と一体となっている設備含む）は甲が実施する。その他、必要に応じて、以下に記載の区分に基づき修繕等を実施すること。また、修繕の区分に疑義がある場合は、その都度、甲と協議を行うこと。前述のとおり、施設維持に関して甲は包括管理委託を導入する予定である。乙に施設や設備にかかる日常管理業務は残るが、施設内に関する不具合や修繕を要することになった場合、甲が委託する包括管理事業者が修繕業務等を行うこととなる。
- ・ 具体的な業務内容は、甲乙協議のうえで、改めて決定する。
- ・ なお、包括管理委託の契約内容により、将来的に業務内容や指定管理料が変わる可能性がある。

修繕の区分	実施・費用負担者	工事实施手順
・ 備品の修繕、消耗品の補充など維持管理上必要と認める程度のもの。 ・ その他、軽微な補修と認められるもの。	乙	・ 乙は、利用者の安全に配慮の上、実施すること。 ・ 技術的判断を要するものについては、事前に書面にて甲に連絡すること。（必要に応じて甲の技術指導を遵守して実施すること。）
・ 利用者の利便性向上、アメニティー向上等を目的とする施設の改善	甲 もしくは 乙	・ 協議のうえで決定 ・ 乙が行う場合は、施工について、事前に甲へ確認の上、承諾を得ること。
・ その他、施設（躯体）にかかる修繕	甲	・ 乙は、修繕が必要と認めた場合は、速やかに甲へ相談す

		ること。 ・大規模改修等の計画的な保全については甲が長期計画に基づき実施する。
--	--	--

12 管理運営に関するモニタリング

- 管理運営の適正を期するため、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づき、乙は管理運営業務や経理の状況に関し、次のとおり甲へ定期的に報告・書類の提出を行うこと。また、甲は、適宜、実地調査を行い、必要な場合は指示等を行う。

(1) 事業報告

報告書類等	記載・報告内容
事業計画書 収支計画書	甲が指定する期日までに事業計画書・収支計画書を提出すること。
事業報告書	一事業年度が終了するごとに施設の管理運営業務について次の事項を記載の上、甲が指定する期日までに、当該終了年度の事業内容を報告すること。 ・管理運営の実施状況及び利用状況 ・管理に係る経費及び自主事業に係る経費の収支状況 ・公募時の提案内容の達成状況 ・その他、協定書で定める管理の状況を把握するために必要な事項
事故報告書	施設の管理運営業務に関して事故が発生した場合は、直ちに甲へ報告を行い(甲の閉庁日を問わない)、事故報告書を提出すること。
その他の報告	上記に加えて、年に 1 回の利用者への満足度調査など甲から施設の管理運営業務に関して、定期又は必要に応じて報告を求められた場合はこれに従うこと。

(2) 実地調査

- 甲は、毎年、事業報告書等に基づき、業務内容に改善が必要と判断した場合のほか、管理運営状況の確認のため調査の実施が必要と判断した場合は、適宜、実地調査を行い、乙に対して指示、是正勧告等を行う。この是正勧告等によって改善が見られない場合は、指定期間中であっても指定管理者の指定を取り消す場合がある。

13 管理運営に対する評価等

- 乙による適正な管理運営の確保及び市民サービスの向上のため、甲は毎年度利用者満足度及び意見について調査するとともに、施設の管理運営に対する評価を行う。
- 毎年度の評価に際しては、選定評価委員会において乙から提出された事業報告書等により、協定締結内容(提案内容)が適切に実施されたかなどを評価する。
- 乙は、利用者満足度調査の実施について、甲の指示に従うこと。
- 利用者満足度調査の結果は、各施設において次回公募を実施する場合、指定管理者候補者の選定の際の選考材料とし、利用する場合がある。

14 業務を行うにあたっての基本的事項

(1) 関係法令等の遵守

- 地域交流センターの運営にあたっては、日本国憲法、地方自治法、神戸市立地域交流セン

ター条例及び同条例施行規則、神戸市民による地域活動の推進に関する条例、必要に応じて労働基準法や最低賃金法等労働関係法令、神戸市行政手続条例、個人情報の保護に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、個人情報保護法、神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例、神戸市情報公開条例、神戸市情報セキュリティポリシーなどの関係法令等を遵守すること。

(2) 個人情報の保護

- ・ 乙は、個人情報の保護に関する法律及び神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例に基づき、業務上知り得た個人情報を適切に保護すること。なお、指定期間終了後も同様とする。
- ・

(3) 守秘義務

- ・ 乙は、管理運営にかかる業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、本業務に使用する目的以外で使用してはならない。指定期間終了後も同様である。

(4) 情報公開

- ・ 乙は、管理運営にかかる業務に関して保有する情報の公開について、神戸市情報公開条例の趣旨に則り、甲の指示のもと必要な措置を講じなければならないものとする。

(5) 再委託の制限

- ・ 乙は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることはできない。但し、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、当該業務の一部に限り、第三者に再委託することができる。

(6) 要望等への対応

- ・ 市民からの要望等に対しては要望者の立場に立ち、誠実かつ丁寧な対応に努めるとともに、「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」第8条の「記録の例外」に該当する要望等を除き、重要な要望等については記録し、甲に報告・協議するとともに、乙の責任により対応すること。

(7) 消費税の適格請求書保存方式（インボイス制度）の対応

- ・ 乙において、適格請求書発行事業者登録を行わない場合はあらかじめ、その旨を利用者に承諾の上で利用してもらうことになる。
- ・ なお、適格請求書保存方式（インボイス）制度については、少額特例制度があり、税込1万円未満の課税仕入れ（1回の取引の合計）が適用対象となる。この場合、適格請求書（インボイス）の保存は不要。しかし、課税事業者から交付を求められた場合は発行する義務が生じるので、乙において適格請求書発行事業者の手続きをとることが望ましい。課税事業者である取引相手（利用者）が仕入税額控除を受けるためには、適格請求書発行事業者登録をした乙により、適格請求書（インボイス）の交付や交付したインボイスの写しを保存する義務が生じるので、あらかじめ留意すること。

(8) 事業継続が困難になった場合の措置

- ・ 甲は、乙の責めに帰すべき理由により、管理運営業務を継続することが困難であると判断したときは、その指定を取り消すものとする。この場合、甲に損害が生じた場合は協議のうえで、乙に賠償を求める場合がある。
- ・ 不可抗力等、甲乙のいずれの責めにも帰さない理由により、管理運営業務を継続することが困難である状況が発生したときは、リスク分担表に基づき費用の負担及び今後の対応について、双方で協議するものとする。
- ・ 上記の協議により、管理運営業務を継続することが困難であると甲が判断したときは、その指定を取り消すものとする。

(9) 業務の引継ぎ

- ・ 引継ぎにあたっては、次に掲げるとおり、市民サービスが低下しないよう十分な注意を払うこと。
- ・ 指定期間前であっても、従前の指定管理者との間で業務を円滑に引継ぐよう努めること。
- ・ 指定期間終了又は指定の取消しにより、次期指定管理者に引継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力するとともに、業務引継書を作成し、必要なデータ等は無償で確実に引き継ぐこと。ただし、現指定管理者が作成したパンフレットやホームページなど現指定管理者が著作権を有するものの取り扱いについては、次期指定管理者と現指定管理者とで協議すること。なお、本業務に係る利用者情報及び施設情報、運営委員会、事業計画、収支計画、各月の歳出費目及び費用、予算・決算関連等の情報及びデータの所有権は甲が有する。また、行事の実施状況の詳細、当番のシフト表等運営に必要な情報及びデータは、甲からの要請に基づき、次期指定管理者へ提供すること。
- ・ 指定管理者が徴収した利用料金のうち、次期指定期間の利用料金（前納金）については次期指定管理者に引き継ぐものとし、同様に自主事業についても次期指定管理期間の参加費（前納金）は募集に係る必要経費を除き、次期指定管理者に引き継ぐこと。
- ・ 引継ぎにかかる費用は、現指定管理者と次期指定管理者が協議の上、負担すること。

(10) 福祉避難所の指定

- ・ 甲は、災害時に避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方のための二次的避難所として、地域交流センターや特別養護老人ホームなどを、「福祉避難所」に指定している。
- ・ 福祉避難所の開設は、対象者の人数や施設の状況、対応可能な人員や物資の確保の状況等を踏まえて、甲が判断する。福祉避難所として開設した場合には、通常地域交流センターの運営業務はできない。福祉避難所は、甲が運営するが、乙にも運営などに協力依頼をすることがある。

15 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たしている団体とする。

(1) 地域活性化のために活動できる団体であること。

- ・ 「神戸市立地域交流センター条例（同条例施行規則含む）」や「地域福祉センターの新た

な役割などを示す基本方針」の趣旨を理解し、地域住民（団体含む）との連携や協力を積極的に行い、地域活性化のために活動できる団体であること。

- ※ 共同事業体を結成する場合は、応募時に「共同事業体結成届出書」を提出すること。
また、指定管理者候補者の選定後速やかに、代表者の権限や構成団体間の責任分担等を明記した「共同事業体協定書」を締結し、協定書の写しを神戸市に提出すること。
なお、同一の団体が複数の共同事業体に参加することは認められない。
- ※ 共同事業体は、各構成員の個性に着目して、評価・選考するため、構成員の変更はその前提事項が変更されることとなる。このため、原則として応募段階以降の構成員の加入・脱退は認めない。

（２）次に掲げる各項目のすべてに該当しないこと。

- ・ 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体
- ・ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等による手続き中である団体
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成 22 年 5 月市長決定、以下「暴力団排除要綱」という。)第 5 条各号に該当する団体
- ・ 団体、代表者が国税(法人税、所得税、消費税(地方消費税を含む))又は神戸市税を滞納又は未申告である団体
- ・ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項の規定により、神戸市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体
- ・ 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている団体
- ・ 本公募の開始日から起算して過去 1 年以内に、甲又は他の地方自治体において乙の責に帰すべき事由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた団体

※ 応募資格を確認するため、提出いただく役員等名簿により、甲から警察等関係機関に対し調査・照会等を行う場合がある。

16 公募スケジュール※ 多少前後する可能性あり。

応募要領の配布期間	令和 7 年 7 月 1 日(火)～7 月 29 日(火)
応募説明会及び現地見学会の申込受付期間(参加任意)	令和 7 年 7 月 1 日(火)～7 月 14 日(月)午後 5 時まで
応募説明会(参加任意)	令和 7 年 7 月 15 日(火) 午前 10 時～11 時
現地見学会(参加任意)	希望があれば個別調整 7 月 16 日(水)～18 日(金)頃を予定
応募に係る質問受付期間	令和 7 年 7 月 1 日(火)～7 月 22 日(火)午後 5 時まで
質問に対する神戸市からの回答	令和 7 年 7 月 28 日(月)までに随時回答
応募申請の受付	令和 7 年 7 月 1 日(火)～7 月 29 日(火)午後 5 時まで
事業計画書・提案書の受付 (アピール資料(任意)含む)	令和 7 年 7 月 29 日(火)～8 月 29 日(金)午後 5 時まで

プレゼンテーション実施日	令和7年9月上旬頃予定 ※プレゼンテーションを実施しないこともある。詳細は応募申請者に別途通知
選定委員会	令和7年9月18日（木）午前 ※詳細は応募申請者に別途通知
指定管理者候補者の決定	令和7年9月下旬頃

17 応募説明会・質問への回答

（１）応募説明会（任意参加）

① 開催会場

- ・ 神戸市役所 1 号館 24 階（1243 会議室）

② 申込方法

- ・ 「応募説明会参加申込書」（様式 1）に必要事項を記入の上、令和 7 年 7 月 14 日（月）午後 5 時までに、本要領「22」の問合せ先のメールアドレスまでエクセルファイルを送付すること。

③ 注意事項

- ・ 出席者は、1 団体あたり 2 名までとする。

（２）現地見学会（任意参加）

① 実施日時

「見学会申込書」（様式 2）のとおり。但し、見学希望者がいない施設は実施しない。

② 申込方法

「見学会申込書」（様式 2）に必要事項を記入の上、令和 7 年 7 月 14 日（月）午後 5 時までに、本要領「22」の問合せ先のメールアドレスまでエクセルファイルを送付すること。

③ 集合場所

対象となる各地域交流センターの施設前とする。

④ 注意事項

参加者は 1 団体あたり 4 名までとします。

施設には駐車スペースがありませんので、公共交通機関を利用するか、又は、施設近隣の駐車場を利用するなど、各参加者でご対応ください。

（３）質問の受付と回答

① 質問方法

- ・ 「応募質問書」（様式 3）に必要事項を記入の上、令和 7 年 7 月 22 日（火）午後 5 時までに、本要領「22」の問合せ先のメールアドレスまでエクセルファイルで送付すること。
なお、当方法以外による質問及び期限を過ぎた質問への回答は行わない。

② 回答方法

- ・ 令和 7 年 7 月 28 日（月）までに、全ての応募者に対して、随時電子メールで回答する。
- ・ なお、この際、質問者の団体名は記載はしない。また、回答内容は、質問を行わなかった応募者に対しても送付する。

18 応募の申込及び辞退について

(1) 応募の申込

応募の申込は次のとおり行うこと。

① 提出先

- ・ 本要領「22」のとおり

② 提出方法

- ・ 紙媒体 1 部および電子データ 1 部を提出すること。
- ・ 令和 7 年 7 月 29 日（火）午後 5 時までに、持参又は郵送・宅配および電子メールにてデータを送付すること。

※持参による場合は、事前に電話連絡の上、平日の午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時の間に提出先に持参すること。

※郵送・宅配による場合は、送付記録が残る方法により受付期限までに提出先に必着するように送付すること。

※紙媒体については、インデックス貼付の上、ファイルに綴じた状態で提出すること。

※電子データは、原則 PDF 形式とし、どれがどの書類か判別できるようファイル名をつけて CD-R または大容量ファイル送信サービス等を利用して提出すること。

※電子メールにて送付する際には、件名を「(事業者名)応募申請書類」と記載すること

③ 提出書類

- ・ 次に掲げるア～ク（うちイは法人格を有する団体、キは任意、クは該当者のみ）を提出すること
- ・ また、共同事業体による申込の場合は、すべての構成員についてイ～カの書類の提出が必要である。

提出書類	備考
ア 指定申請書	・ 様式 4
イ （法人のみ） ・ 法人登記事項証明書 ・ 印鑑証明書	・ 提出日から起算して 3 か月以内に発行された正本
ウ 財務状況に関する書類	・ 過去 1 年間の財務監査資料など
エ 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容、活動内容等の概要	・ パンフレット等に代えても可
オ 定款、寄付行為、規約又はこれに類する書類	・ 既存のものを提出
カ 誓約書	・ 様式 5
キ 事業実績等の概要	・ 提出は任意
ク 共同事業体結成届出書(共同事業体による参加申込の場合)	・ 様式 6

④ 注意事項

- ・ 受付期限経過後に書類の提出があった場合、提出書類の不足がある場合、記載事項に虚偽又は重大な誤りがある場合は、応募申込は受け付けず、本公募への参加ができない。
- ・ 応募者は、指定申請書の提出をもって、本応募要領の記載内容に承諾したものとみなす。

(2) 事業計画書・提案書等の提出

次の通り事業計画書・提案書を提出すること。

① 提出先

- ・ 本要領「22」のとおり

② 提出方法

- ・ 紙媒体および電子データで提出すること。
- ・ 令和7年8月29日（金）午後5時までに、持参又は郵送・宅配及び電子メールにてデータを送付すること。

※持参による場合は、事前に電話連絡の上、平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時の間に提出先に持参すること。

※郵送・宅配による場合は、送付記録が残る方法により受付期限までに提出場所に必着するように送付すること。

※電子メールにて送付する際には、件名を「(事業者名)事業計画書」と記載すること。

③ 提出書類

- ・ 次に掲げるア～オまでの書類を1セットとして5セット用意すること。A4サイズ両面印刷で出力し、様式番号の順に綴じて提出すること。また、各書類の1枚目の右側にインデックスシールを貼付し、様式番号を縦書きで記入すること。

提出書類	様式番号	備考
ア センターの管理運営に関すること	様式7	
イ センターで行う事業等に関すること	様式7	
ウ 貸館事業に関すること	様式7	
エ 収支予算書（施設管理・自主事業）	様式8	
オ その他事業の提案書 （提出は任意）		・様式は任意する。但しA4サイズ、片面5枚まで

④ 注意事項

事業計画書及び提案書の提出は、同一の施設につき一案のみとし、複数案の提出があった場合は全て無効とする。また提出済みの書類の差替え、変更、追加は認めない。

(3) アピール資料の提出（※任意）

上記(2)に定める各書類に加えて別の資料を用意する場合は、以下のとおり提出すること。

なお、プレゼンテーションの実施の有無については、7月29日（火）午後5時以降に速やかに全応募者へ連絡する（提出書類による書面審査のみの場合もある）

プレゼンテーションの機会を設ける場合は、応募者は原則出席すること。

① 提出先

- ・ 本要領「22」のとおり

② 提出資料

- ・ 様式は任意とする。
- ・ 紙媒体及び電子データで提出すること。
- ・ A4サイズ両面印刷で15枚30ページ(表紙と目次を含む)まで

③ ファイルの形式

- ・ Microsoft Powerpoint 又は PDF のいずれかとする。

④ 提出方法

- ・ 令和 7 年 8 月 29 日（金）午後 5 時までに、持参又は郵送・宅配及び電子メールで送付すること。

※電子メールで提出する際は、件名に「(事業者名)公募アピール資料」と記載すること。

⑤ 注意事項

- ・ 記載内容は、事業計画書及び提案書等(以下「事業計画書等」という。)に基づき、これらを補足するものに限り、事業計画書等に記載のない事項に係る提案は追加とみなし、当該事項のある資料はその部分のみ無効とする。
- ・ 資料の提出は一案のみとし、複数案の提出があった場合は全て無効とする。
- ・ 提出済みの書類の差替え、変更、追加は認めない。

(4) 費用の負担

- ・ 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とする。

(5) 応募者の失格

- ・ 応募申請の受付後でも、応募者が審査・選定までの間に次の項目に該当した場合は失格とする。共同事業体の場合、構成する一つの団体が該当した場合でも同様に失格とする。
- ・ 本応募要領に定める応募資格を喪失した場合
- ・ 本応募要領に定める手続きを遵守しない場合
- ・ 応募者に虚偽の申請・記載があった場合
- ・ 提案の採否の働きかけを行うなど指定管理者の選定に関して、応募者又はその代理人等の関係者が神戸市職員、選定評価委員会の委員と不正な接触をもった場合
- ・ 本応募要領に定める応募書類が提出期限を過ぎて到着した場合
- ・ その他不正な行為があった場合

(6) 提出書類の取扱い

① 著作権の帰属

- ・ 応募書類の著作権は、応募者に帰属する。応募書類に含まれる特許権、意匠権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象とであるものを使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- ・ 上記に関わらず、指定管理者の選定の公表等に必要な場合に、甲は、応募書類の著作権を無償で使用できるものとする。

② 提出書類の公開

- ・ 本公募に関して提出された書類は、神戸市情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合、同条例第 10 条に該当する情報、例えばプライバシー情報（従業員の氏名・経歴・顔写真等）や、法人等情報（運営組織の人員数、収支計画の積算内訳の詳細・独自の技術的情報や経営ノウハウ・契約予定先の団体名等）を除いて、請求者に対して開示されるものとする。

③ 提出書類の返却

- ・ 提出された書類は、返却はしない。

(7) 神戸市提供資料の取扱い

- ・ 甲から提供を受けた資料について、本要領に基づく応募以外の目的で使用する事及び甲の事前の承諾を得ず、第三者に開示したり使用させたりすることはできない。

(8) 応募の辞退

- ・ 応募書類提出後の辞退は、正当な理由がある場合に限り認める。その際には、速やかに辞退届(様式任意。但し、辞退年月日、辞退理由、団体名、代表者氏名を記載し、代表者印を押印済みのもの、なお法人の場合は法人所在地、法人の名称も記載すること)を提出すること。

19 指定管理者候補者の選考

(1) 選考方法

選定評価委員会による選考過程を経て、指定管理者候補者を決定する。

① 開催日時

- ・ 令和7年9月18日(木)午前中 ※詳細日程は別途文書で通知する。

② 開催会場

- ・ 神戸市役所1号館(予定)

上記、選定評価委員会の前に、プレゼンテーションの機会を設ける場合もある(9月上旬頃予定)。

(2) 選考基準

神戸市立地域交流センター条例(地域福祉センターの新たな役割などを示す基本方針の内容)や神戸市民による地域活動の推進に関する条例における理念への理解、事業計画の具体性、運営体制、運営費、地域活動や社会貢献活動、施設管理運営等の実績、地域とのかかわり等を総合的に評価して選考する。詳細な評価項目は、別添10を参照すること。

選考基準		配点
申請者に関する項目	市内における拠点の有無	10
	地域団体との連携実績	
施設運営の基本方針	施設の運営方針の内容	10
運営体制	管理パターンに沿った確実な体制の確保	20
	管理運営の効率化にむけた工夫	
	地域や関係団体との連携	
	施設の管理当番の育成	
事業(活動)計画や提案	提案内容	20
貸館事業やサービス向上に対する考え方	サービス向上や利用者の満足度向上のための工夫	30
管理コスト	実現可能性	10
合 計		100

(3) 最低基準に達していない場合の取扱い

- ・ 選定評価委員会の選考の結果、応募団体が指定管理者として必要な最低基準を満たしていないと判断された場合は、指定管理者候補者を選定せず、再度公募を行う場合がある。

(4) 会議の公開

- ・ 指定管理者候補者の選定に関する選定評価委員会の会議は、「神戸市指定管理者選定評価委員会規則」に基づき非公開とする。

(5) 選定結果の公表及び通知

① 公表及び通知の時期

- ・ 令和7年9月下旬頃

② 通知方法

- ・ すべての応募者に文書で選定結果及び採点結果を通知する。

③ 公表方法

- ・ 神戸市ホームページにて公表する。

④ 公表内容

- ・ 選定結果、採点結果、応募のあったすべての団体の名称。

(6) 指定管理者候補者の辞退

- ・ 指定管理者候補者の選定後、甲が指定管理者として指定をするまでの間に指定管理者候補者が辞退した場合には、次点者（最低基準を満たしている必要あり）が指定管理者候補者となる。次点者の権利は、神戸市会において指定管理者候補者に対する議案が可決された時点で喪失するものとする。

(7) 異議の申立て

- ・ 応募者は、指定管理者候補者の選定後、本応募要領等について不知または不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

20 選定から協定締結まで

(1) 細目協議

- ・ 指定管理者候補者の選定後、甲と指定管理者候補者は、提案内容に基づいて、指定期間中に実施する項目等の確認を行う。甲が、実施困難と判断した場合は提案内容の一部について実施を認めない場合がある。また、甲は必要に応じて、提案内容の修正を求めることができる。
- ・ 甲が、細目協議において、指定管理者候補者の責に帰す事由により提案内容の実現可能性が著しく低いと判断した場合は、指定管理者候補者との協議を打ち切り、次点者（最低基準を満たしている必要性あり）と細目協議を行うこととする。次点者との細目協議が整った場合、次点者を指定管理者候補者とする。
- ・ 法令や地域の実情等により、指定管理者候補者の提案が必ずしも実現できるとは限らない。提案内容が実現しないことから生じる一切の費用について甲は補償しない。

(2) 指定の手続き

- ・神戸市会において、指定管理者として指定する議案の可決後、指定管理者として指定する。
- ・指定にあたっては、文書で通知するとともに、神戸市立地域交流センター条例に基づき告示する。なお、議会の議決が得られなかった場合又は議案が否決された場合において、甲は指定管理者候補者が本公募において負担した一切の費用について補償しない。
- ・神戸市会における議決前に、本要領に定める応募者の失格の事由に該当する等指定管理者として指定することが不適当と認める事情が生じたときは、指定管理者候補者としての資格を取り消す。なお、この場合、甲は指定管理者候補者が本公募において負担した一切の費用について補償しない。

(3) 協定の締結

- ・指定管理者として指定後、甲と乙は、業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行ったうえで指定管理協定を締結する。

21 指定の取り消し等

- ・甲は、次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、その指定を取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。なお、指定の取消し及び停止により指定管理業務を行わなかった分の指定管理料は減額する。
 - ① 乙が、甲の指示又は監督に従わない場合
 - ② 乙が職員を雇用する場合、指定管理業務等に関わっている労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項に違反したとして検察官に送致されたとき
 - ③ 暴力団関係事業者であることが判明したとき
 - ④ その他管理業務を継続することが適当でないと甲が認めるとき
- ・乙が職員を雇用する場合、指定管理業務等に関わっている労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項に違反したとして検察官に送致されたこと、又は暴力団関係事業者であることを理由として指定の取り消しを行う場合、甲は提案上の令和8年度指定管理料の10分の1に相当する額を違約金として乙に請求する。
- ・甲が、指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合において、乙に発生した損害について、甲は一切の賠償又は補償の責を負わない。
- ・指定期間の途中で、指定の取消しがあった場合の指定管理料の計算は、当該年度の指定管理を365日(ただし、閏年においては366日)で除した額に、4月1日から乙が指定を取り消された日までの日数を乗じて得た額とする。

22 問い合わせ・提出先

担当部署 : 神戸市地域協働局地域活性課

所在地 : 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館23階

電話番号 : 078-322-6486

電子メール : model@city.kobe.lg.jp

担当者 : 横山・谷口

別添 1 施設の概要

別添資料のとおり

別添 2 管理パターンと指定管理料の考え方

1. 管理パターン

指定管理者は管理パターン（Dを除く）を以下から選択し、本市に提案すること。

※パターンDの完全無人については、特定地域のみを想定しているため、提案することはできない。

指定管理料は、以下のパターンと施設の面積等に応じて決定される。

	パターンA	パターンB	パターンC	パターンD※
利用可能日	平日 4 日間＋土曜・日曜			
管理者が 常駐する日	平日 4 日間	平日 4 日間＋土 曜 日	利用可能日の全 日	完全無人
利用可能 時間	9 時～ 2 1 時 ※12 時～13 時・16 時～21 時については、利用希望がある場合は使用可能			
有人管理の 時間	原則 9 時～ 1 6 時			

2. 指定管理料の考え方

経費区分	運営交付金
基本運営費 （完全無人管理Dの場合 は支給しない）	月額 20,000 円（年額 240,000 円） 以下、条件に応じて増額 ・土曜日も当番管理を行う場合（B）は月額 40,000 円（年額 480,000 円） ・土曜日・日曜日両日ともに当番管理を行う場合（C）は月額 60,000 円 （年額 720,000 円） ・なお、閉館日を設けない場合は、月額 10,000 円を増額 （最大年額 120,000 円）
特別運営費 （右記条件に該当する 場合のみ支給、概算払い による年度末精算）	夜間時間帯（17 時以降に 2 時間以上）に当番を設けて対応する場合 日額 2,000 円※ ※年度当初の協定書に基づく概算払いとし、年度末に開館実績に 応じて精算する。ただし、指定管理者による夜間時間帯の利用は実績 に含めない。電子錠の活用等、無人管理の場合は支給しない。
その他管理費 （管理運営物件の面積 に応じて支払う）	運営交付金月額（※） ① 200 m ² 未満 90,000 円以内（年額 1,080,000 円） ② 200 m ² 以上 300 m ² 未満 100,000 円以内（年額 1,200,000 円） ③ 300 m ² 以上 500 m ² 未満 120,000 円以内（年額 1,440,000 円） ④ 500 m ² 以上 150,000 円以内（年額 1,800,000 円）
スマートロック・予約シ ステム等導入支援 （導入時のみ支給）	予約管理システムのみ導入→月額 10,000 円 電子錠のみ導入→月額 10,000 円 電子錠と予約管理システム両方導入→月額 20,000 円

別添 3 各施設指定管理料概算

※1 予約管理システムと電子錠を導入した場合

※2 いずれも特別運営費（夜間 17 時から 21 時までの間の 2 時間以上を有人で管理する場合は日額 2,000 円を支給、ただし、指定管理者による事業は対象外）を含まず。

篠原地域交流センター（面積：244.71 m ² ）	
管理パターン A：1,680,000 円 管理パターン B：1,920,000 円 管理パターン C：2,160,000 円	
熊野地域交流センター（面積：262.48 m ² ）	
管理パターン A：1,680,000 円 管理パターン B：1,920,000 円 管理パターン C：2,160,000 円	
箕谷地域交流センター（面積：153.50 m ² ）	
管理パターン A：1,560,000 円 管理パターン B：1,800,000 円 管理パターン C：2,040,000 円	
北須磨地域交流センター（面積：276.88 m ² ）	
管理パターン A：1,680,000 円 管理パターン B：1,920,000 円 管理パターン C：2,160,000 円	
つつじが丘地域交流センター（面積：222.09 m ² ）	
管理パターン A：1,680,000 円 管理パターン B：1,920,000 円 管理パターン C：2,160,000 円	
西高丸地域交流センター（面積：273.10 m ² ） ※学校内施設であることから光熱水費は甲が負担しており、乙での負担はないことから下記の額より一定額控除予定（予定額 295,000 円）	
管理パターン A：1,680,000 円 管理パターン B：1,920,000 円 管理パターン C：2,160,000 円	
乙木地域交流センター（面積：252.70 m ² ）	
管理パターン A：1,680,000 円 管理パターン B：1,920,000 円 管理パターン C：2,160,000 円	
その他特記事項	・ 地域団体等が公益活動（防災など）の目的で施設敷地内に資材倉庫等の設置を希望する場合がある。その場合は甲において乙と協議のうえで、許可を行い、適当な場所に設置させること。

別添４ 利用料金上限表（神戸市立地域交流センター条例に基づく）

使用の許可に係る期間の単位及び施設等の利用料金

施設等	利用料金			
	午前 (9時-12時)	午後 (13時-16時)	午前・午後 (9時-16時)	夜間 (17時から21時の うち2時間ごと)
地域活動コーナー	3,000円	3,000円	6,000円	3,000円
洋室	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円
調理室	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円
和室	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円
地域活動コーナーと調理室	4,000円	4,000円	7,000円	4,000円
附属設備	1 設備 1 回につき 5,000円			

備考

- 1 時間外利用料金の額の算定に当たっては、1 時間未満の端数が生じたときは、1 時間として計算する。
 - (1) 地域活動コーナー 1,000円
 - (2) 調理室 400円
 - (3) 地域活動コーナー及び調理室 1,400円
 - (4) 洋室 700円
 - (5) 和室 700円
- 2 夜間の利用料金は2 時間単位の利用を原則とし、2 時間未満の端数が生じたときは、2 時間として計算する。
- 3 許可を得た時間内に利用を終えても、返金を行わない。

別添5 リスク分担

項目		リスク分担	
		市	指定管理者
法令等の変更			
指定管理者制度や施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	協議による		
上記以外の法令等の変更		○	
税制度の変更（指定管理料にかかる消費税を除く）		○	
物価・金利の変動		○	
需要の変動		○	
事故発生（情報漏えい等を含む）			
指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○	
施設・設備の設置に関する瑕疵によるもの	○		
上記以外の理由によるもの	協議による		
施設・設備の損傷			
指定管理者の故意・過失によるもの		○	
施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○		
上記以外の理由によるもの	協議による		
備品の損傷		○	
周辺地域・住民・利用者への対応			
施設の設置に関する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応	○		
指定管理者が行う業務及び自主事業に起因する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応		○	
上記以外のものに関する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応	協議による		
第三者への賠償（国家賠償法に基づく求償権を市が指定管理者に行使する場合を含む）			
指定管理者としての業務及び自主事業により損害を与えた場合		○	
施設・設備の設置に関する瑕疵により損害を与えた場合	○		
上記以外の理由で損害を与えた場合	協議による		
事業の中止、変更、延期			
指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○	
市の責めに帰すべき事由によるもの	○		
上記に定めるもののほか不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、テロ、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）によるリスク			
事故発生時の初期対応		○	
施設・設備・物品の復旧費用 （ただし、市の所有するものに限る）	○		
施設・設備・物品の復旧費用 （ただし、指定管理者の所有するものに限る）		○	
事業の中止、変更、延期等に伴う費用		○	
業務の引き継ぎに関する費用（引き継ぎを受ける場合及び次期指定管理者に引き継ぐ場合とも）		○	

別添 6 光熱水費の実績について

- 光熱水費等の支払いにおいて、支出の原因である事実が存した期間が年度をまたぐ場合は、支払い期限の属する年度に支出される必要があります（地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 3 号）。このため、使用の実績に関わらず、指定期間中に支払い期限を迎える光熱水費は、当該期間の指定管理者が負担することとなります。
- 以下は、過去 3 年度分の実績です。収支予算書等作成の際の参考としてください。

(ア) 篠原地域交流センター

期間	電気代	ガス代	水道代
令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	378,001 円	85,831 円	67,315 円
令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	320,878 円	53,393 円	80,469 円
令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	412,443 円	64,872 円	65,151 円

(イ) 熊野地域交流センター

期間	電気代	ガス代	水道代
令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	345,042 円	25,663 円	84,484 円
令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	308,461 円	22,940 円	72,857 円
令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	320,719 円	13,266 円	73,308 円

(ウ) 箕谷地域交流センター

期間	電気代	ガス代	水道代
令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	455,447 円	30,806 円	39,851 円
令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	404,169 円	24,455 円	37,035 円
令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	418,824 円	21,158 円	35,419 円

(エ) 北須磨地域交流センター

期間	電気代	ガス代	水道代
令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	317,020 円	11,893 円	82,554 円
令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	278,189 円	20,208 円	76,134 円
令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	313,769 円	19,164 円	75,454 円

(オ) つつじが丘地域交流センター

期間	電気代	ガス代	水道代
令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	213,376 円	60,404 円	38,109 円
令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	213,863 円	23,764 円	35,100 円
令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	207,367 円	35,086 円	33,345 円

(カ) 西高丸地域交流センター

学校内施設のため、光熱水費は甲が負担している。乙による負担は発生しないため、指定管理料から一定額（予定額 295,000 円）控除する。

(キ)乙木地域交流センター

期間	電気代	ガス代	水道代
令和6年4月1日～令和7年3月31日	323,154 円	72,920 円	46,232 円
令和5年4月1日～令和6年3月31日	254,358 円	68,127 円	43,691 円
令和4年4月1日～令和5年3月31日	312,468 円	76,511 円	41,193 円

別添7 神戸市地域交流センター条例

別添8 神戸市地域交流センター条例施行規則

別添9 地域福祉センターの新たな役割などを示す基本方針

別添10 選考における評価項目

別添11 備品一覧

①篠原地域交流センター

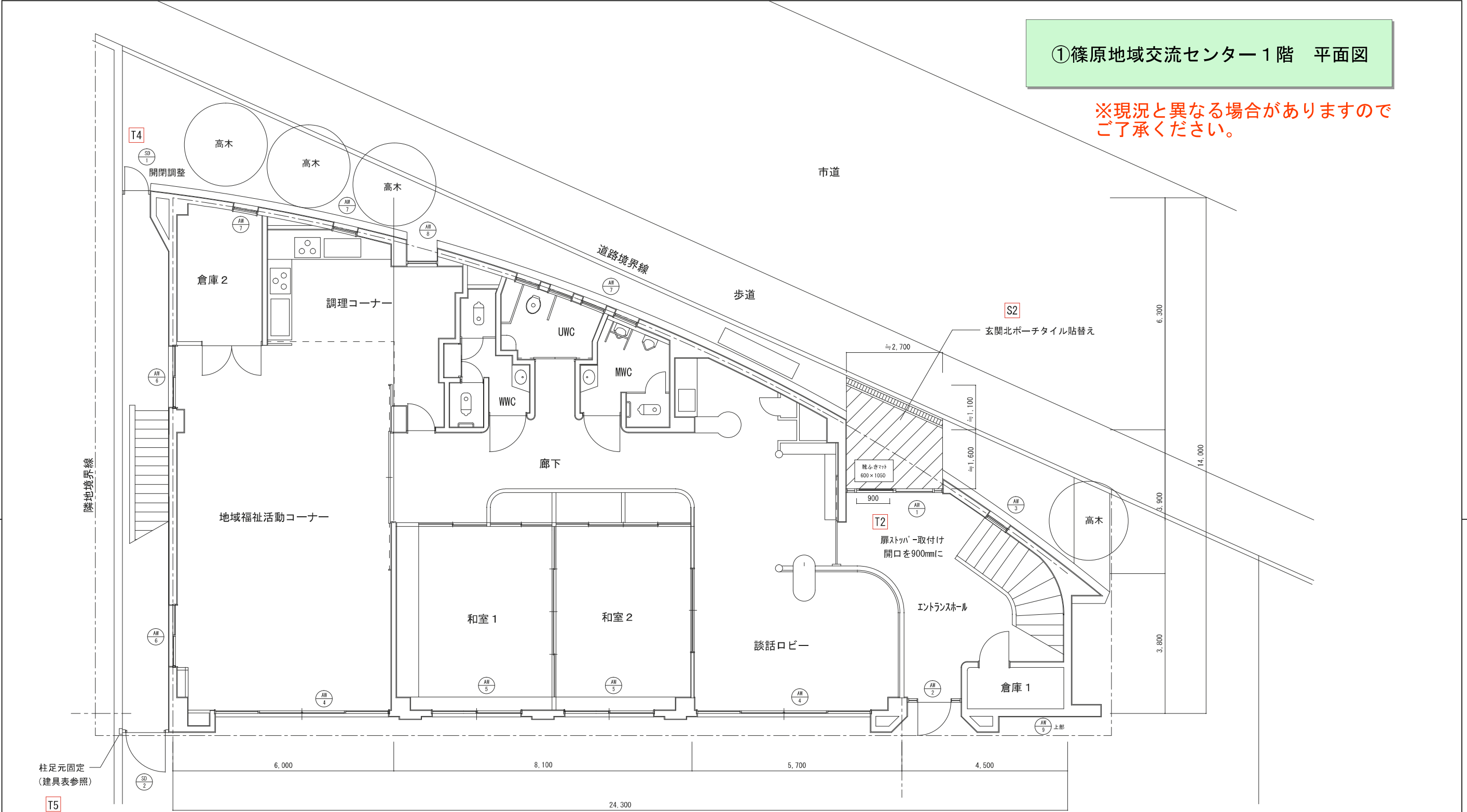
別添 1



住所：神戸市灘区篠原北町2-2-37
概要：篠原児童館と合築
建築年：1993年（築年32年）
面積：244.71m²
運営協力金収入：648,600円（令和5年度）

①篠原地域交流センター 1 階 平面図

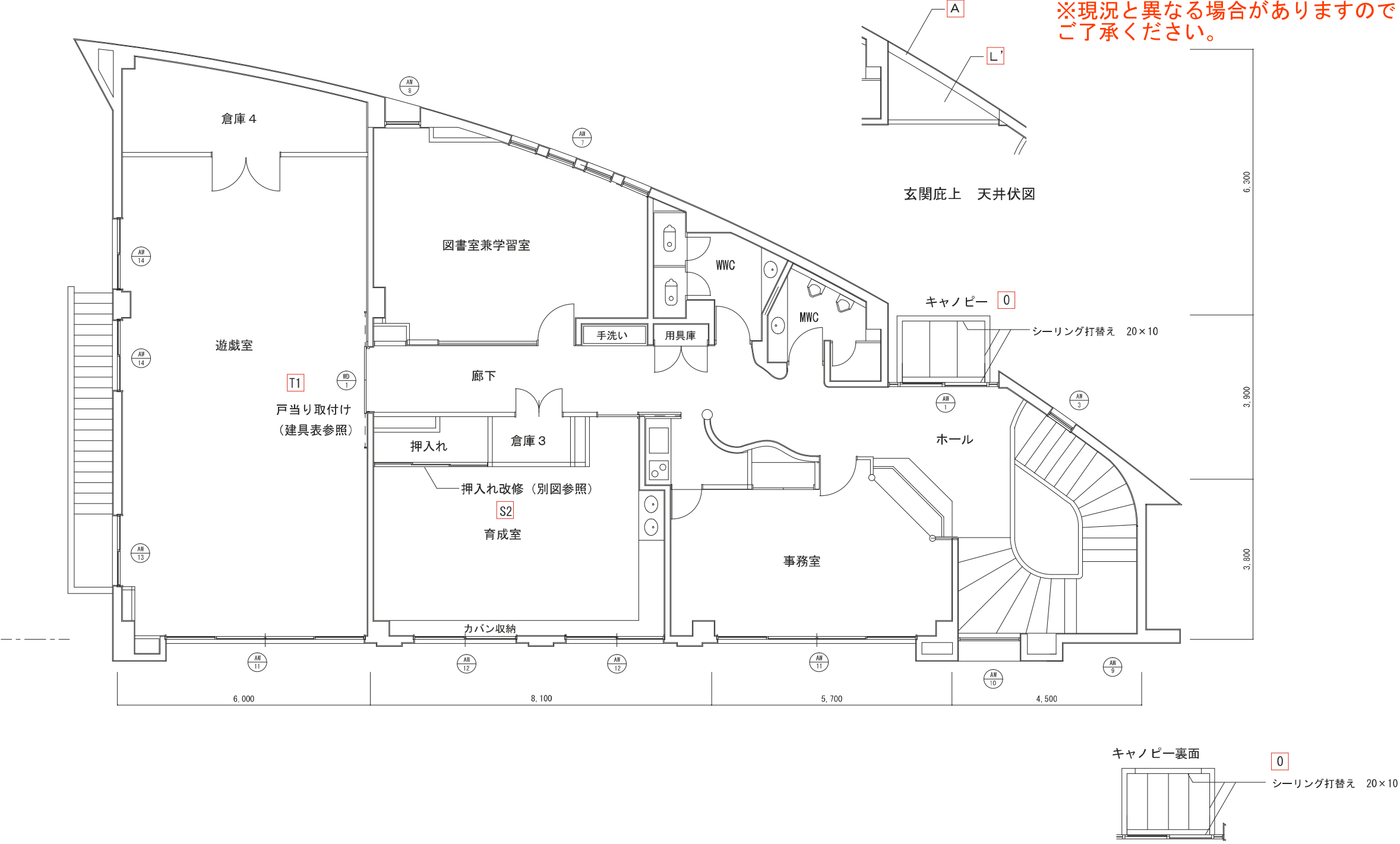
※現況と異なる場合がありますので
ご了承ください。



	既存仕上	改修工事
T2	玄関引戸	開閉調整ストッパ取付け
T4	北西避難用扉	開閉調整の上DP塗替え
T5	南西格子戸 FP	西側門柱足元固定の上DP塗り替え
S2	玄関北磁器タイル150角	既存タイル撤去処分の上スロープ用凹凸付タイル150角に貼替え

神戸市建築住宅局建築課	図面番号	A-5
令和 4 年度	篠原児童館・地域福祉センター外壁改修他工事	
図面リスト	縮尺	施設番号
配置図兼1階平面図	1/100	-
5 cm A3図版		

①篠原地域交流センター 2階 平面図



	既存仕上	改修工事
T1	木製ハンガー戸	ストッパー取付け1ヶ所
S2	押入れ 3枚引き襖	既存内部棚、襖撤去の上棚、折戸に改修
L'	ケイカル板 リシン吹付け	外装薄塗り材E
0	アルミキャンノピー 焼付け塗装	シーリング打替え

神戸市建築住宅局建築課	図面番号	A-6
令和 年度	篠原児童館・地域福祉センター外壁改修他工事	
図面リスト	箱 尺	施 設 番 号
2階平面図	1/100	- -
5 cm A 3 図版		

②熊野地域交流センター

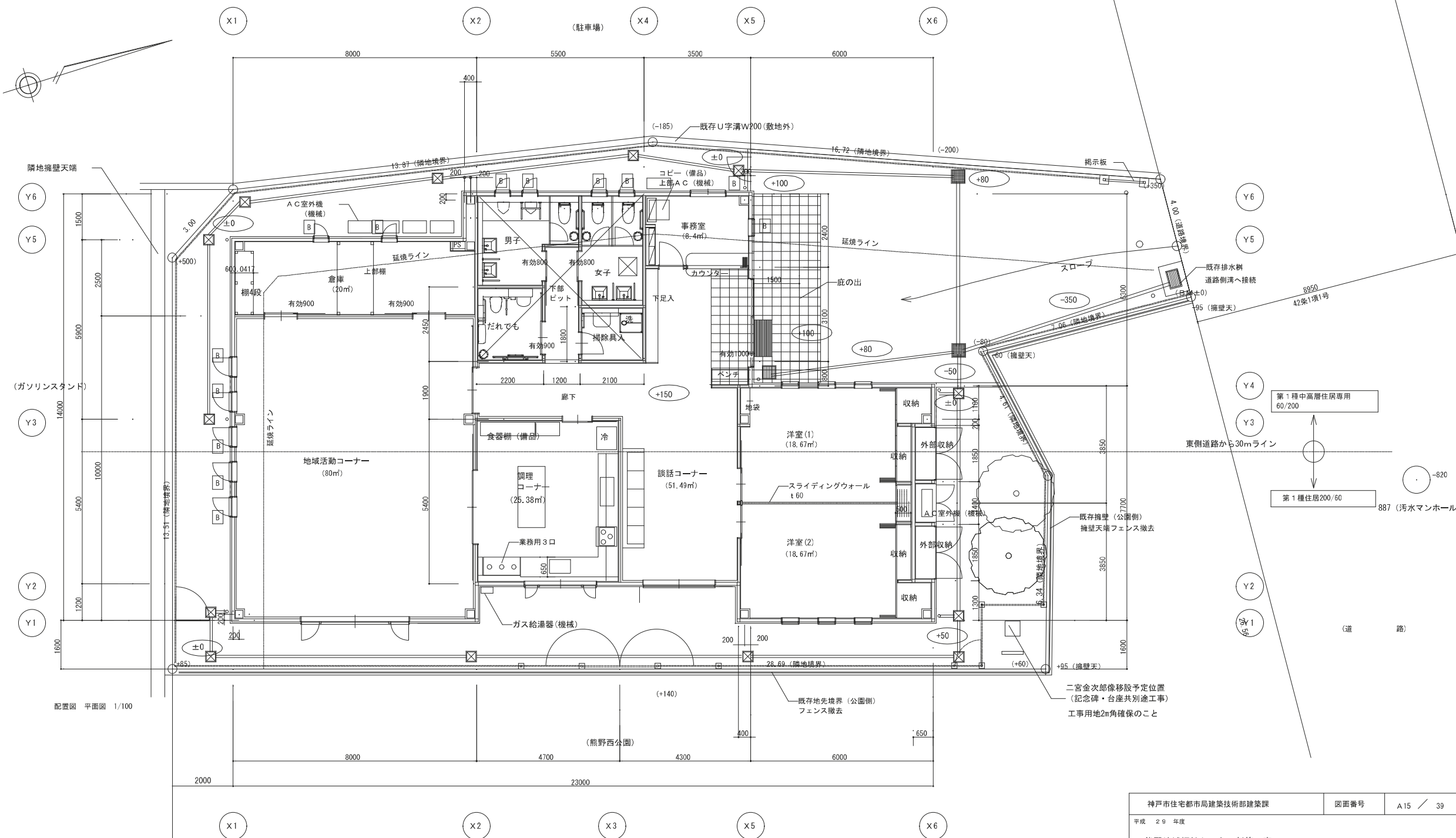
別添 1



- 住所：神戸市兵庫区鶴越町1-20
- 概要：要：狭小で老朽化した旧熊野地域福祉センターを2018年に新しく建て替え。
隣接する公園との一体利用が可能。
- 建築年：2017年（築年8年）
- 面積：262.48m²
- 運営協力金収入：222,100円（令和5年度）

②熊野地域交流センター平面図

※現況と異なる場合がありますので
ご了承ください。



ピンク文字は既存レベルを示す
+00 G Lからのレベルを示す
設計 G L ±0 = B M +700
B 延焼ラインにかかる開口部は
防火設備とする。

神戸市住宅都市局建築技術部建築課		図面番号	A15 / 39
平成 29 年度			
熊野地域福祉センター新築工事			
図面リスト	縮 尺	施 設 番 号	
配置図・平面図	1 / 100	A — 3515 — 00	
		平成 30年 3月 日作製	
		A 2 図版	

完成図

③箕谷地域交流センター

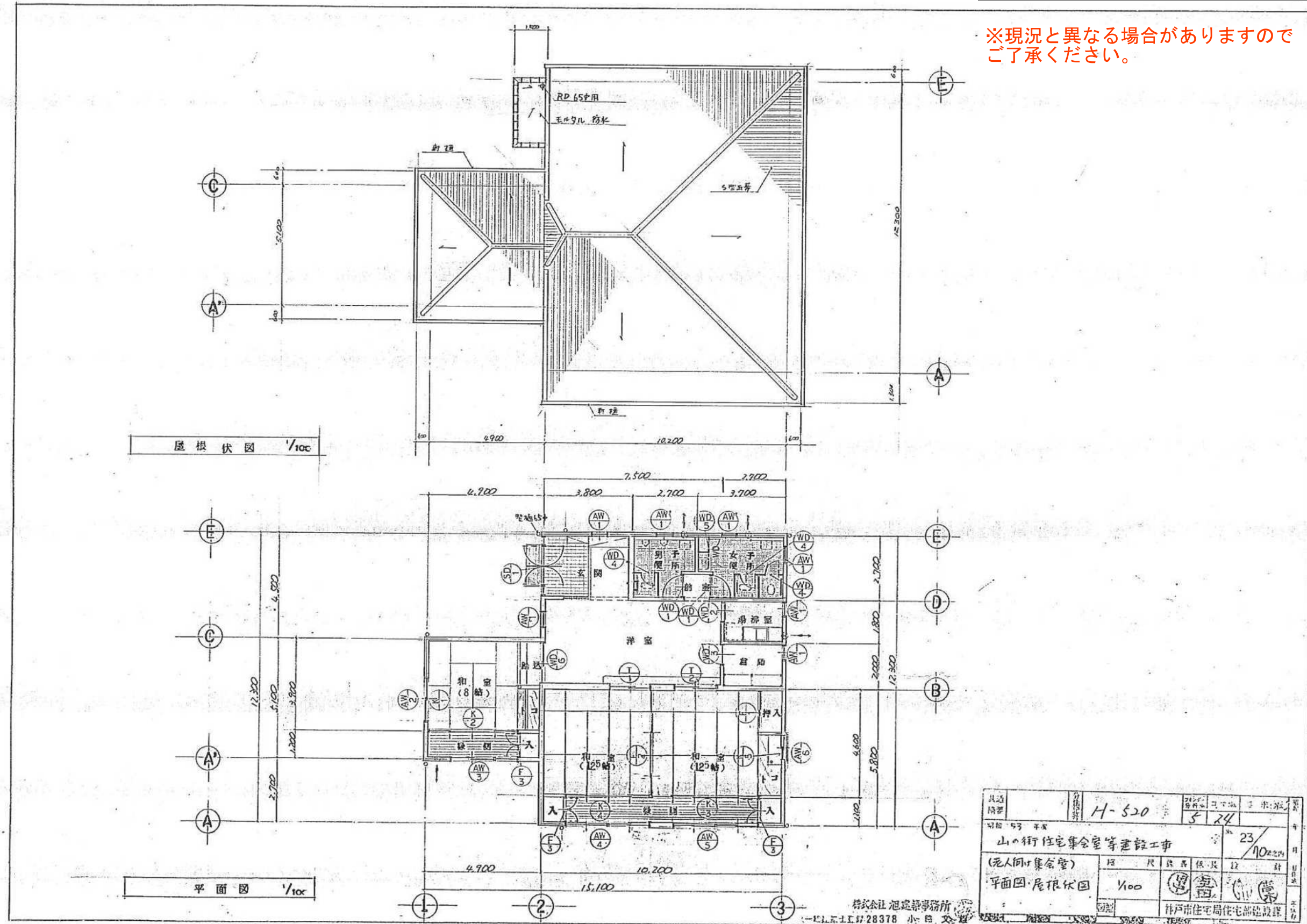
別添 1



住所：神戸市北区緑町4-6-3
概要：山の街住宅と併設
建築年：1979年（築年46年）
面積：153.5㎡
運営協力金収入：279,400円（令和5年度）

③箕谷地域交流センター（本館）

※現況と異なる場合がありますので
ご了承ください。



図番	11-520	図名	山ノ街住宅集会所等建設工事	23/10
図種	平面図・屋根伏図	縮尺	1/100	1/100
設計	田中 隆夫	監理	田中 隆夫	田中 隆夫
作成	田中 隆夫	校核	田中 隆夫	田中 隆夫
承認	田中 隆夫	承認	田中 隆夫	田中 隆夫

株式会社 池田建設事務所
TEL 011-28378 小田 文彦

④北須磨地域交流センター

別添 1



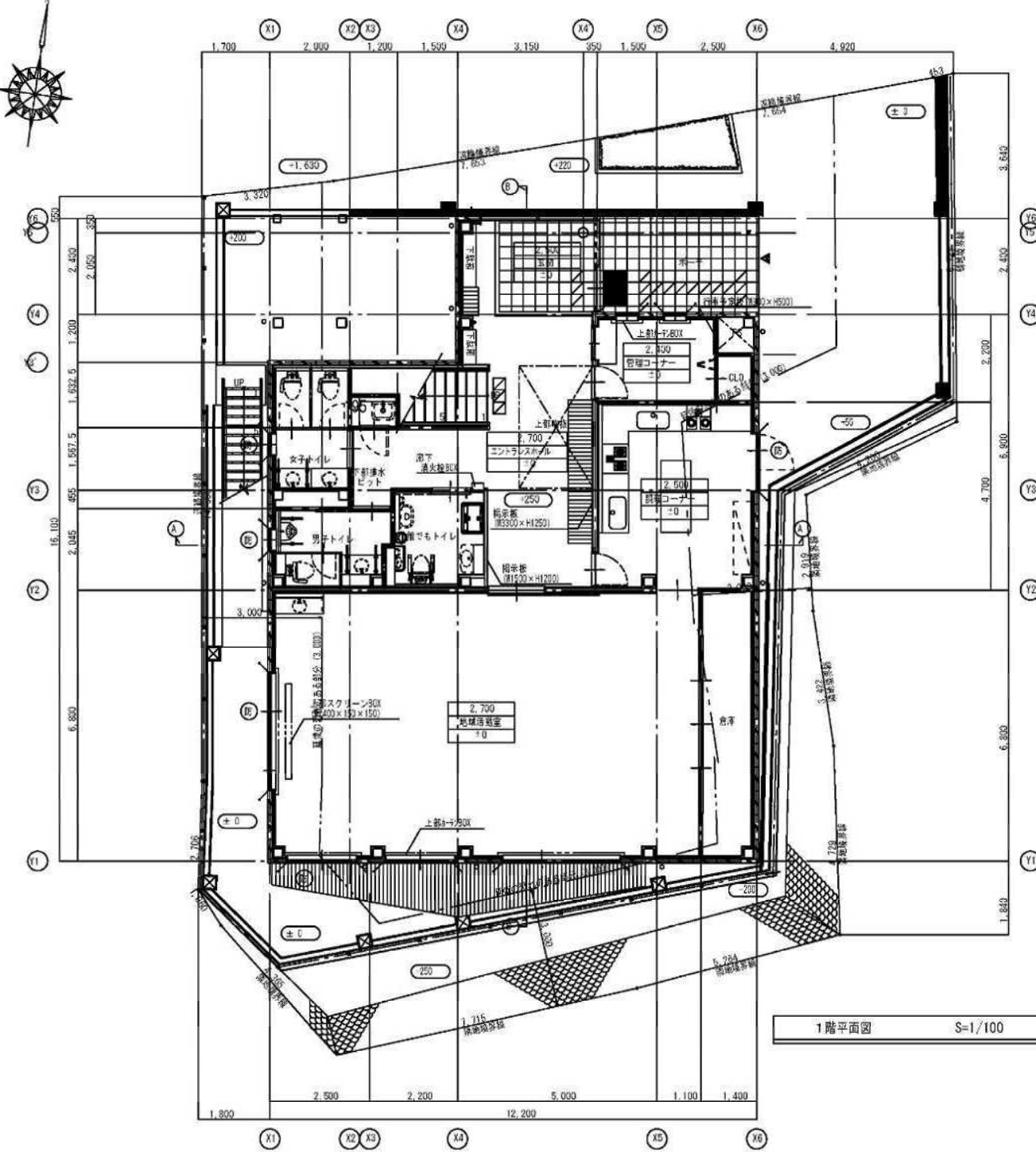
住 所：神戸市須磨区離宮前町2-7-24
建 築 年：2008年（築年17年）
面 積：276.88㎡
運営協力金収入：184,800円（令和5年度）

平面図

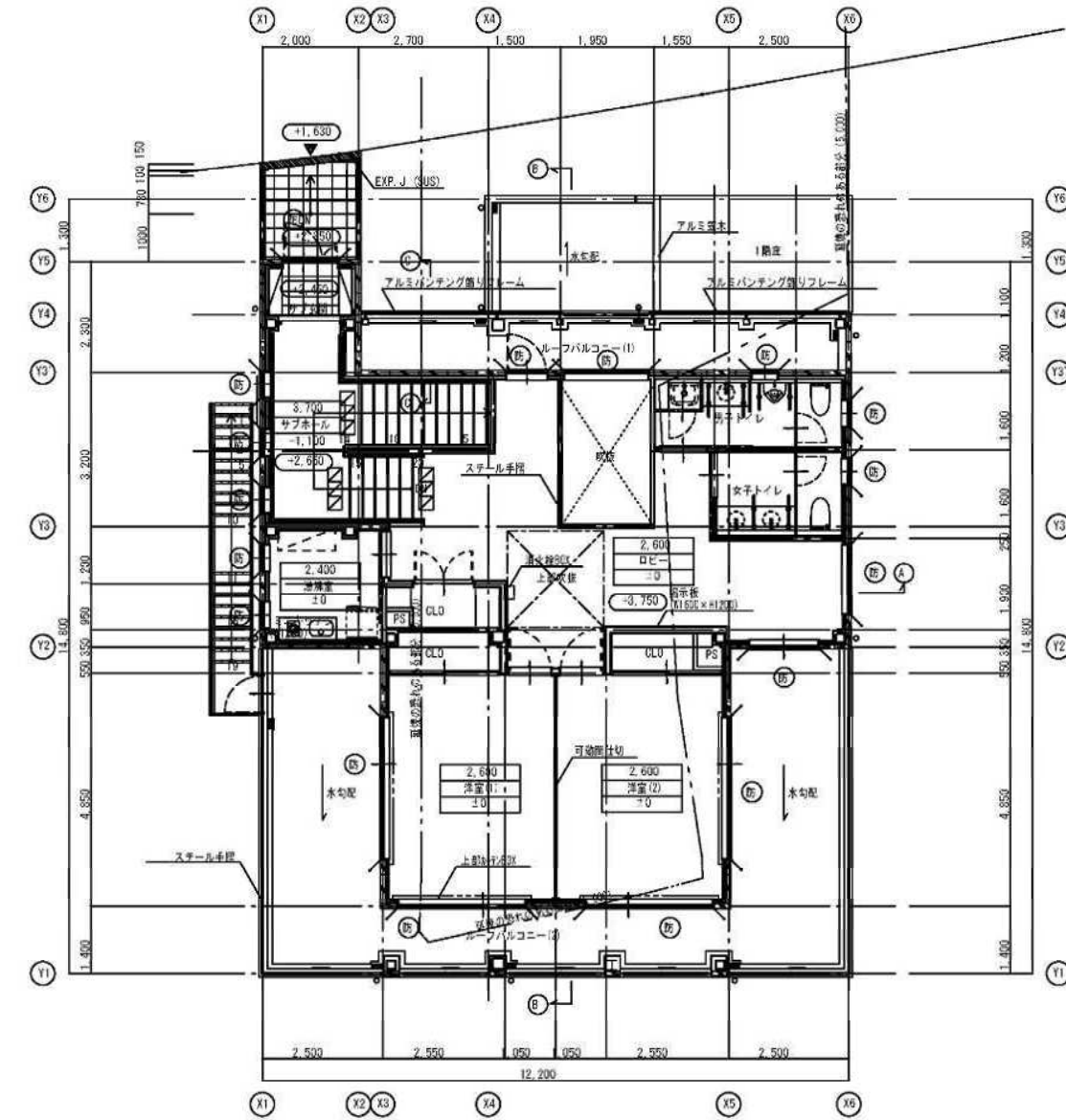
S=1/100

④北須磨地域交流センター平面図

※現況と異なる場合がありますので
ご了承ください。



1 階平面図 S=1/100



2 階平面図 S=1/100

凡 例					神戸市都市計画総局建築技術部建築課			図面番号		A-16 / 67		課 長	係 長	担 当			
防	防火設備						平成 20 年度										
± 0	地盤高さ (± 0)						北須磨地域福祉センター新築工事 (完成図)										
▼	出入口						図面リスト		縮 尺		分 類 番 号	—					
							平面図		S=1/100		フ	ン	ダ	ー			
						分					冊	コ	マ	図	表	法	
											平成 年 月 日		作製				
④ ③ ② ①	は断面切断位置を示す										1 2 3 4 5		5m 図版				

⑤つつじが丘地域交流センター

別添 1

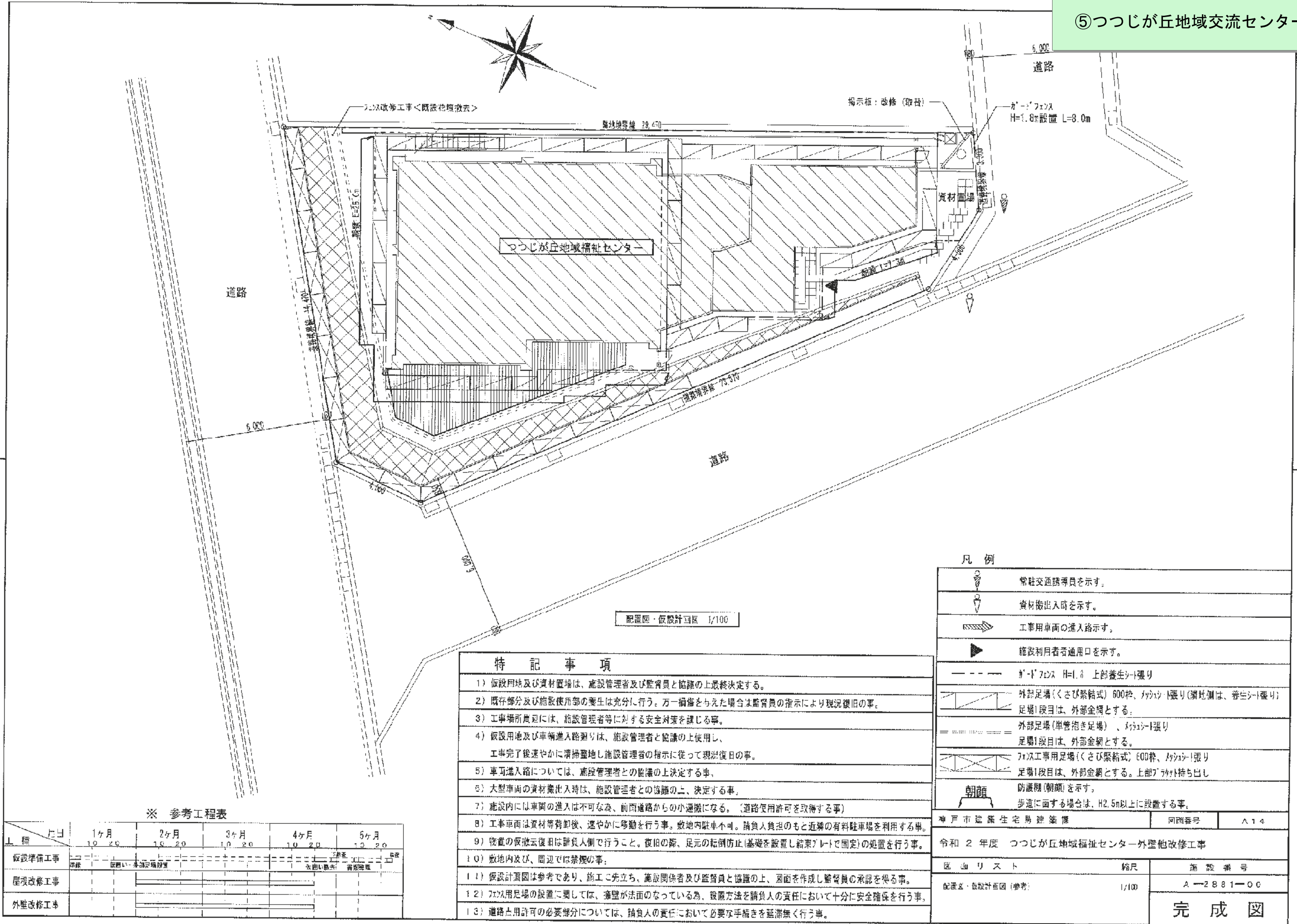


つつじが丘地域交流センター外観

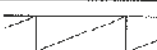
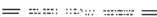
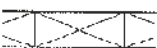
住 所：神戸市垂水区つつじが丘4-6-7
建 築 年：1989年（築年36年）
面 積：222.09㎡
運営協力金収入：261,300円（令和5年度）



⑤つつじが丘地域交流センター



- 特記事項**
- 1) 仮設用地及び資材置場は、施設管理者及び監督員と協議の上最終決定する。
 - 2) 既存部分及び施設使用部の養生は充分に行う。万一損傷を与えた場合は監督員の指示により現況復旧の事。
 - 3) 工事場所周辺には、施設管理者等に対する安全対策を講じる事。
 - 4) 仮設用地及び車両進入路等には、施設管理者と協議の上使用し、工事完了後速やかに清掃整地し施設管理者の指示に従って現況復旧の事。
 - 5) 車両進入路については、施設管理者との協議の上決定する事。
 - 6) 大型車両の資材搬出時は、施設管理者との協議の上、決定する事。
 - 7) 施設内には車両の進入は不可なり、前面道路からの小運搬になる。(道路使用許可を取得する事)
 - 8) 工事車両は資材等荷卸後、速やかに移動を行う事。敷地内駐車不可。請負人負担のもと近隣の有料駐車場を利用する事。
 - 9) 仮置の仮設云復旧は請負人側で行うこと。復旧の際、足元の転倒防止(基礎を設置し結束プレートで固定)の処置を行う事。
 - 10) 敷地内及び、周辺では禁煙の事。
 - 11) 仮設計画図は参考であり、施工に先立ち、施設関係者及び監督員と協議の上、図面を作成し監督員の承認を得る事。
 - 12) フェリス用足場の設置に関しては、藩壁が法面のなっている為、設置方法を請負人の責任において十分に安全確保を行う事。
 - 13) 道路占用許可の必要部分については、請負人の責任において必要な手続きを延滞無く行う事。

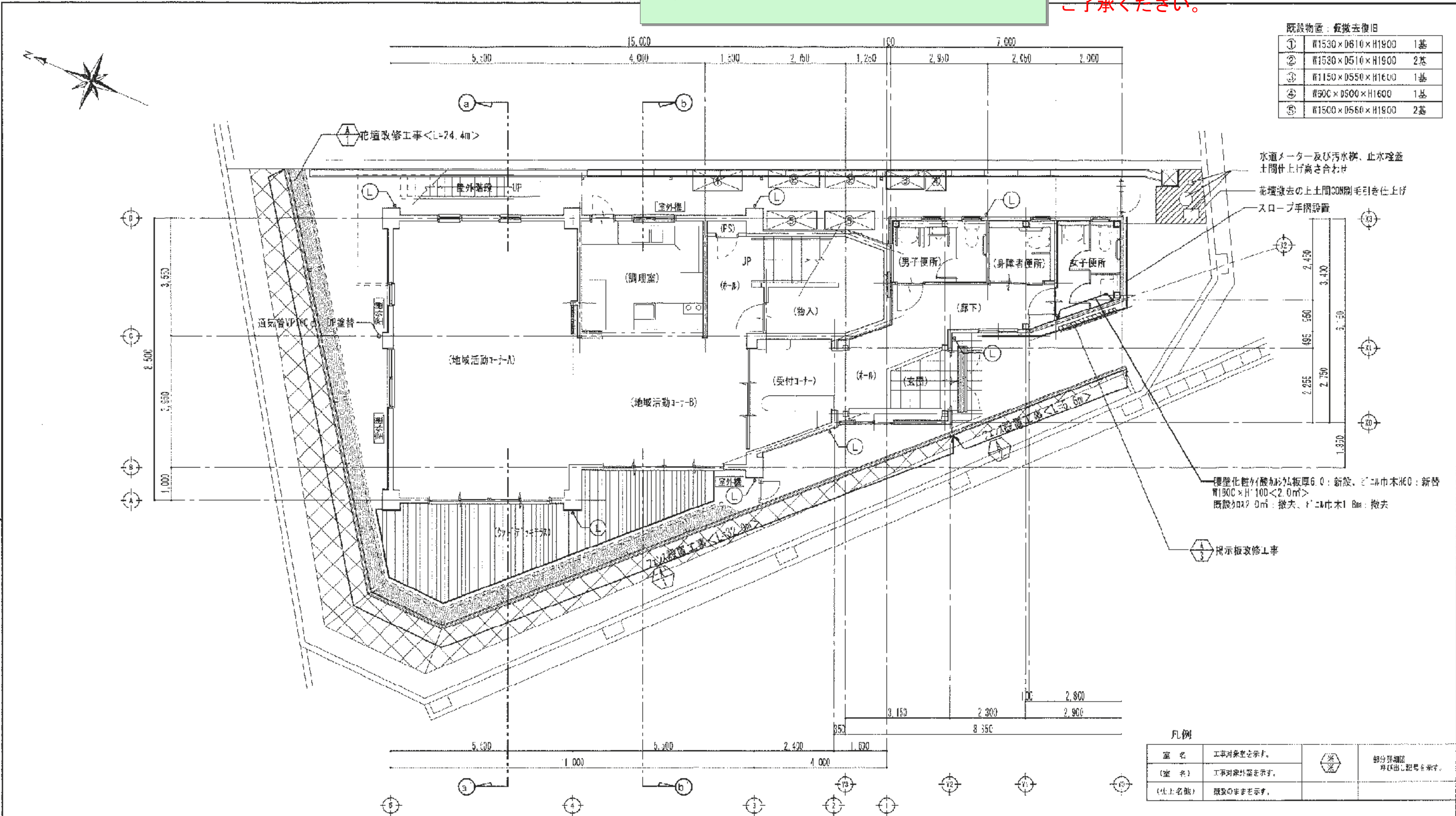
凡 例		
	常駐交通誘導員を示す。	
	資材搬出時を示す。	
	工事用車両の進入路を示す。	
	施設利用者等通用口を示す。	
	ガードフェンス H=1.8 上部養生シート張り	
	外部足場(くさび緊結式) 600枠、フェリス1張り(護脚側は、養生シート張り) 足場1段目は、外部金網とする。	
	外部足場(単管抱き足場)、フェリス1張り 足場1段目は、外部金網とする。	
	フェリス工事用足場(くさび緊結式) 600枠、フェリス1張り 足場1段目は、外部金網とする。上部フック持ち出し	
	防護欄(朝顔)を示す。 歩道に面する場合は、H2.5m以上に設置する事。	
神戸市建築住宅局 建築課		図面番号 A14
令和 2 年度 つつじが丘地域福祉センター外壁他改修工事		
図 面 リ ス ト		縮 尺
配置図・仮設計画図(参考)		1/100
		施 設 番 号 A-2881-00
完 成 図		

※ 参考工程表

工 種	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月
仮設準備工事	10 40	10 20	10 20	10 20	10 20
屋頂改修工事					
外壁改修工事					

⑤つつじが丘地域交流センター1階平面図

※現況と異なる場合がありますので
ご了承ください。



1階平面図 1/80

※ 記載無き外壁仕上げは、(A)とする。外壁補修部は、下地処理で十分平滑後、塗装を行う事。 ※ 建具廻りシーリングは全て新替とする事。

記号	改修内容	記号	改修内容	記号	改修内容
(A)	外壁<コンクリート壁>：全面高圧洗浄後、ひび割れ及び欠損等補修下地調整の上、可とう形改修用セメントモルタルR.E仕上	(F)	軒裏<コンクリート打ち放し部>：全面高圧洗浄後、下地調整の上、外装海軍材仕上	(K)	既設極ビ製軒裏板の上、 加工板の設置及び既存の軒裏板の撤去：新設
(B)	外壁<ALC壁>：全面高圧洗浄後、ひび割れ及び欠損等補修下地調整の上、可とう形改修用セメントモルタルR.E仕上	(G)	屋上平場：既存加硫ゴムシート防水(S-FI)接着工法厚1.2清掃の上、合成高分子防水シート防水 機械的固定工法	(L)	既設VP75の撤去の上、 加工板の設置及び既存のVP75の撤去：新設
(C)	外壁<外壁>：水洗い清掃	(H)	屋上立上：既存加硫ゴムシート防水(S-FI)接着工法厚1.2撤去防水の上、合成高分子防水シート防水 接着工法	(M)	鉄部：下地調整の上、DP(1級)塗装
(D)	外壁<木>：水洗い清掃	(I)	屋上平場、立上：脆弱部分補修下地調整の上、塗膜防水<K-2>	(N)	打継目シーリング打替 PU-2 20×10
(E)	屋根：カバー工法、金属屋根板置き<加工板の設置及び既存の屋根板の撤去：新設> 一部既設板置き有り<加工板の設置及び既存の屋根板の撤去：新設>	(J)	梁天端、柱天端：脆弱部分補修の上、下地調整の上、塗膜防水<K-2>	(O)	換気扇廻りシーリング打替 MS-2 10×10

既設設備：撤去後復旧

①	W1530×D610×H1900	1基
②	W1530×D510×H1900	2基
③	W1150×D550×H1600	1基
④	W900×D500×H1600	1基
⑤	W1500×D550×H1900	2基

水道メーター及び汚水網、止水栓蓋
土間仕上げ高さ合わせ
花壇撤去の上土間コンクリート引き上げ
スロープ手摺設置

壁面化粧材撤去板厚6.0：新設、加工板厚6.0：新設
W1900×H100<2.0m>
既設加工板厚6.0：撤去、加工板厚6.0：撤去

指示板改修工事

凡例

室名	工事対象を示す。	部分詳細 呼び出し記号を示す。
(室名)	工事対象外を示す。	
(仕上名称)	既設のままで示す。	

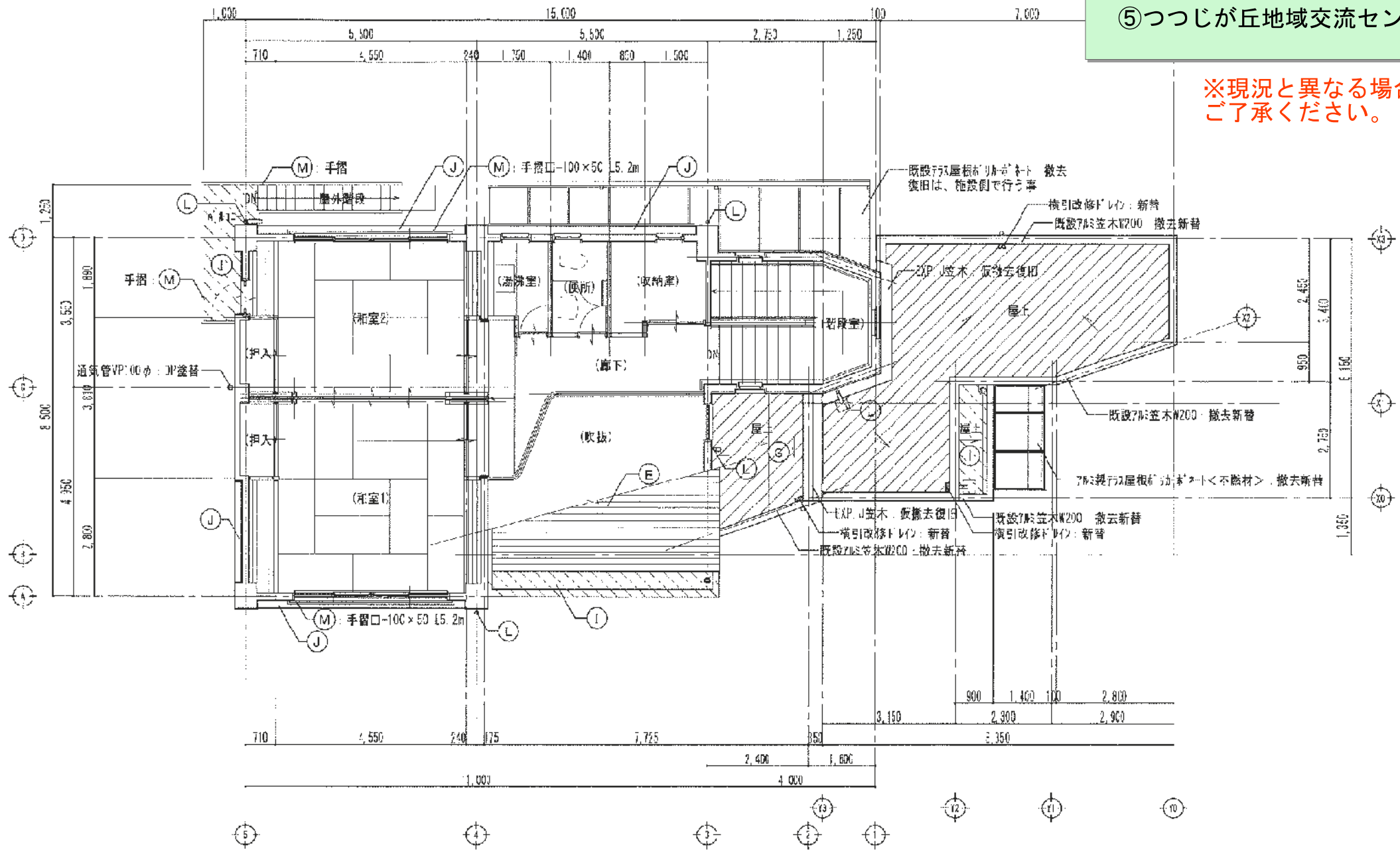
工事概要<階・外構>

室名<部位>	改修仕様
女子便所	既設壁紙の剥離撤去の上、壁紙を紙張り(板厚8.0張り)
外構<外壁>	既設花壇及び既存の土間コンクリート撤去の上、加工板の設置及び既存の土間コンクリートの撤去

神戸市建設住宅局建築課	図面番号	A15
令和2年度 つつじが丘地域福祉センター外壁他改修工事		
図面リスト	縮尺	施設番号
1階平面図	1/80	A-2881-00
完成図		

⑤つつじが丘地域交流センター2階平面図

※現況と異なる場合がありますので
ご了承ください。



2階平面図 1/80

※ 記載無き外壁仕上げは、㊶とする。外壁補修部は、下地処理で十分平滑後、塗装を行う事。 ※ 建具廻りソールは全て新替とする事。

記号	改修内容	記号	改修内容	記号	改修内容
㊶	外壁<エポキシ>：全面高圧洗浄後、ひび割れ及び欠損等補修下地調整の上、可とう形改修用仕上塗材RE仕上	㊴	軒裏<エポキシ>打放し部：全面高圧洗浄後、下地調整の上、外装海塗材仕上	㊴	既設端ど製軒樋撤去の上、 ガルバリウム鋼板製落ち葉受け付軒樋<組み金物7&3製>：新設
㊷	外壁<ALC>：全面高圧洗浄後、ひび割れ及び欠損等補修下地調整の上、可とう形改修用仕上塗材RE仕上	㊵	屋上平場 既存加硫ゴムシート防水(S-FI)接着工法厚1.2清掃の上、 合成高分子Fラングシート防水 機械的固定工法	㊵	既設VP75φ撤去の上、3φVP75φ：新替 SUS組み金物φ100：新替
㊸	外壁<鉄>：水洗い清掃	㊶	屋上立上 既存加硫ゴムシート防水(S-FI)接着工法厚1.2撤去防水の上、 合成高分子Fラングシート防水 接着工法	㊶	鉄部：下地調整の上、DP（1級）塗装
㊹	外壁<木>：水洗い清掃	㊷	屋上平場、立上：表裏部分補修下地調整の上、塗膜防水<K-2>	㊷	打撃地シールリング打替 PU-2 20×10
㊺	屋根・カバー工法、金属屋根横置き<5-5'ガルバリウム鋼板t=0.45> 一部既設敷云有り<横置き切等>	㊸	梁天端、笠木天端：脆弱部分補修の上、下地調整の上、塗膜防水<K-2>	㊸	換気ガリ廻りシールリング打替 MS-2 10×10

凡例

記号	工事対象を示す。	図例	部分詳細図 呼び出し番号を示す。
(壁名)	工事対象を示す。		
(仕上名他)	既設の仕上を示す。		

神戸市建設住宅局建築課		図面番号	A16
令和 2 年度 つつじが丘地域福祉センター外壁他改修工事			
図面リスト	縮尺	施設番号	
2階平面図	1/80	A-2881-00	
		完 成 図	

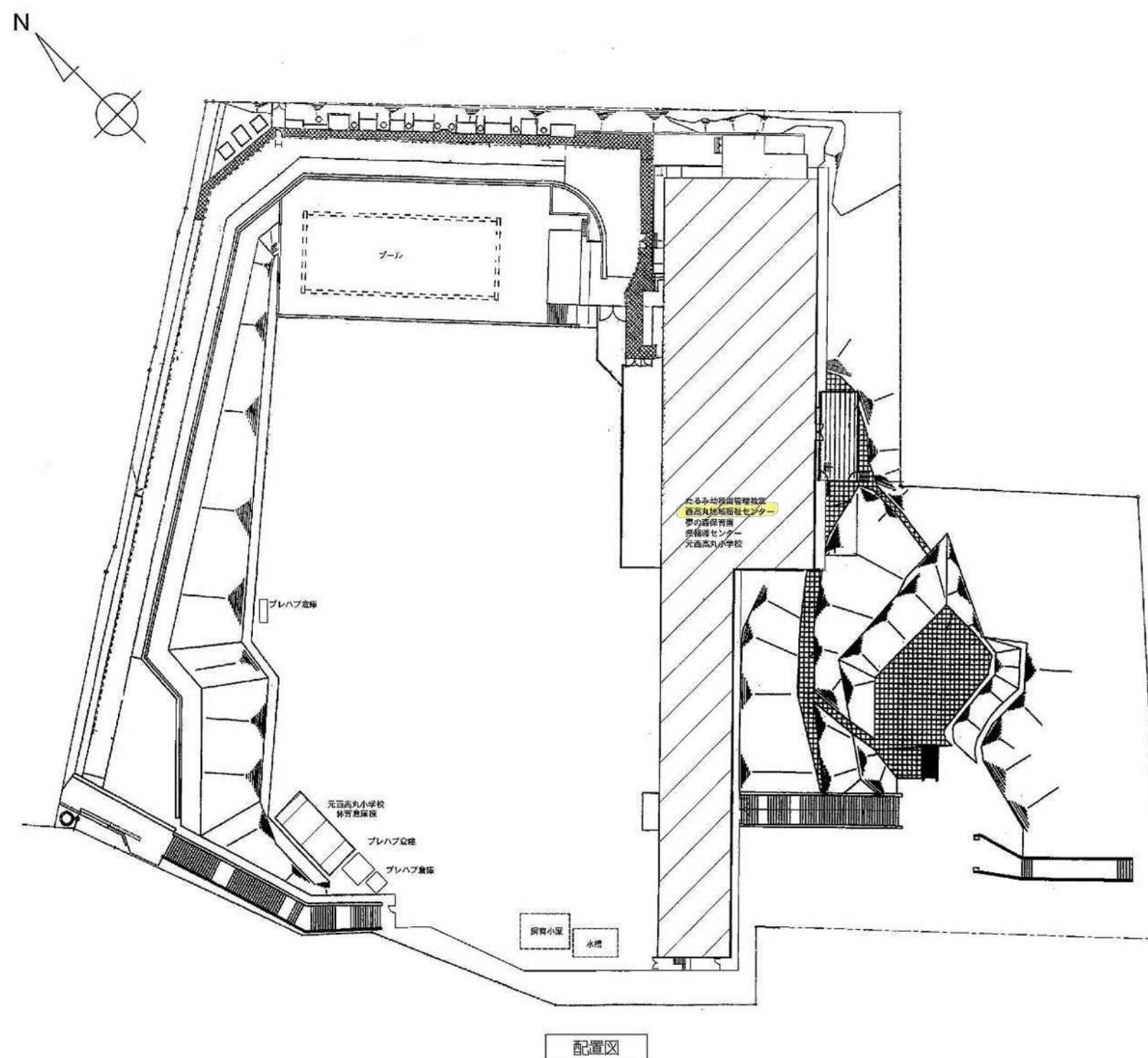
⑥西高丸地域交流センター

別添 1



住 所：神戸市垂水区高丸6-3-1
概 要：たるみ幼稚園、神戸垂水少年サポートセンター、幼保連携型認定こども園夢の森と併設。
建 築 年：1974年（築年51年）
面 積：273.1㎡
運営協力金収入：18,500円（令和5年度）

⑥西高丸地域交流センター配置図



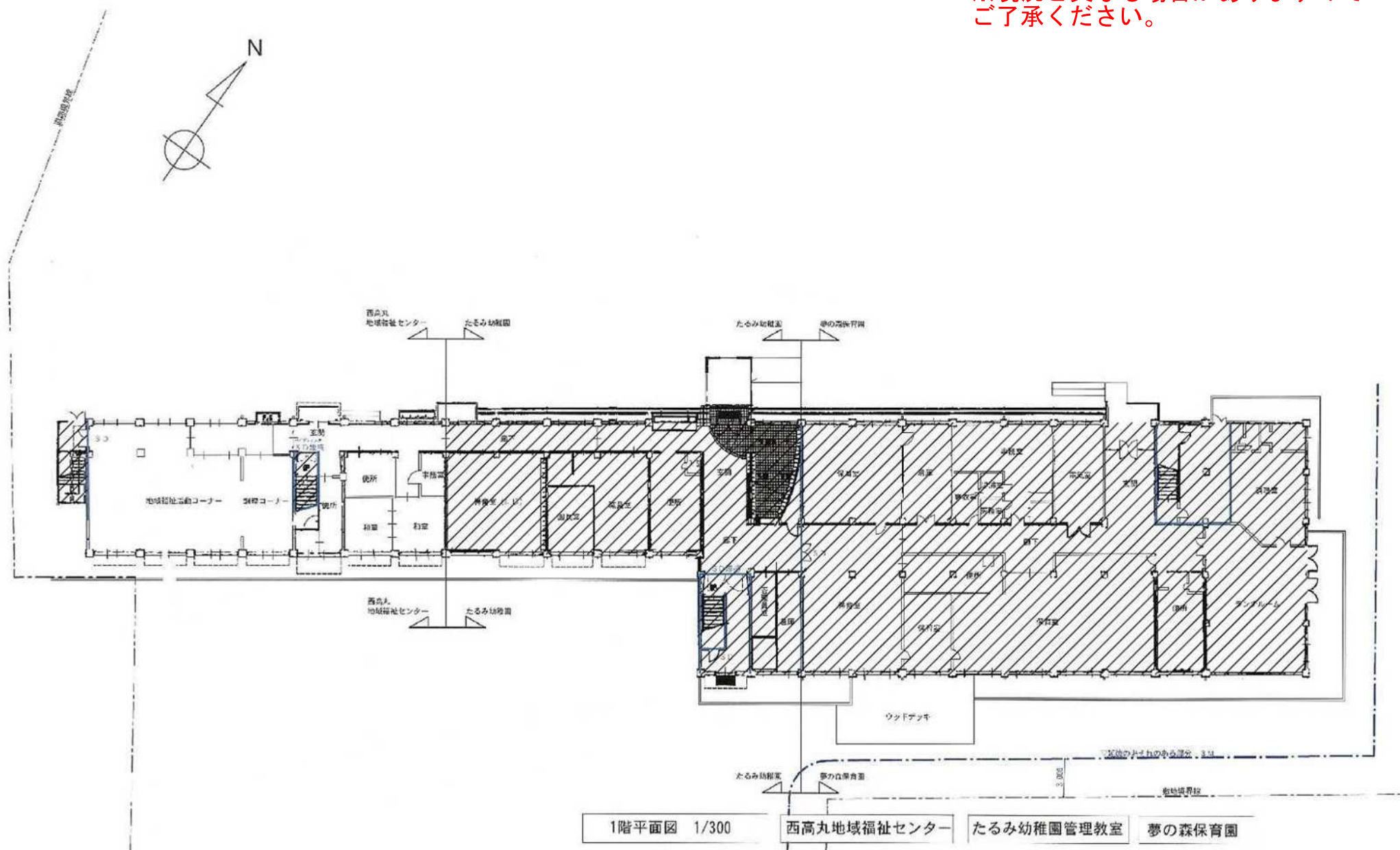
注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置等を明記すること。

西高丸地域福祉センター

番号	調査項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3) から (5)	敷地内の通路
(6) から (7)	塀等
(8) から (9)	擁壁
2	建築物の外部
(1) から (2)	基礎
(3) から (4)	上台（木造に限る。）
(5) から (18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面の状況
(2) から (5)	屋上周りの状況（屋上面を除く。）
(6) から (7)	屋根（屋上面を除く。）
(8) から (9)	機器及び工作物（冷却等設備、等）
4	建築物の内部
(1) から (5)	防火区画
(6) から (16)	壁の室内に面する部分
(17) から (22)	床
(23) から (25)	天井
(26) から (34)	防火設備
(35) から (36)	照明器具、懸垂物等
(37) から (42)	居室の採光及び換気
(43) から (46)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2) から (3)	廊下
(4) から (5)	出入口
(6)	屋上広場
(7) から (10)	避難上有効なバルコニー
(11) から (23)	階段
(24) から (29)	排煙設備等
(30) から (40)	その他の設備
6	その他
(1) から (4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6) から (9)	煙突
7	上記以外の点検項目

⑥西高丸地域交流センター一平面図

※現況と異なる場合がありますので
ご了承ください。



注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置等を明記すること。
様式1-3 特記事項の通し番号を指摘箇所に付記すること。

凡例

□ : 防火区画

SD : 常時閉鎖式防火戸

SD煙(炎)感 : 煙(炎)感知器付防火戸

SS煙(炎)感 : 煙(炎)感知器付防火シャッター

図 : 令第103条の2の防火設備(用2種防火戸)

△ : 非直通用進入口

--- : 延焼のおそれのある部分 3 M

--- : 延焼のおそれのある部分 5 M

西高丸地域福祉センター

[illegible]

⑦乙木地域交流センター

別添 1



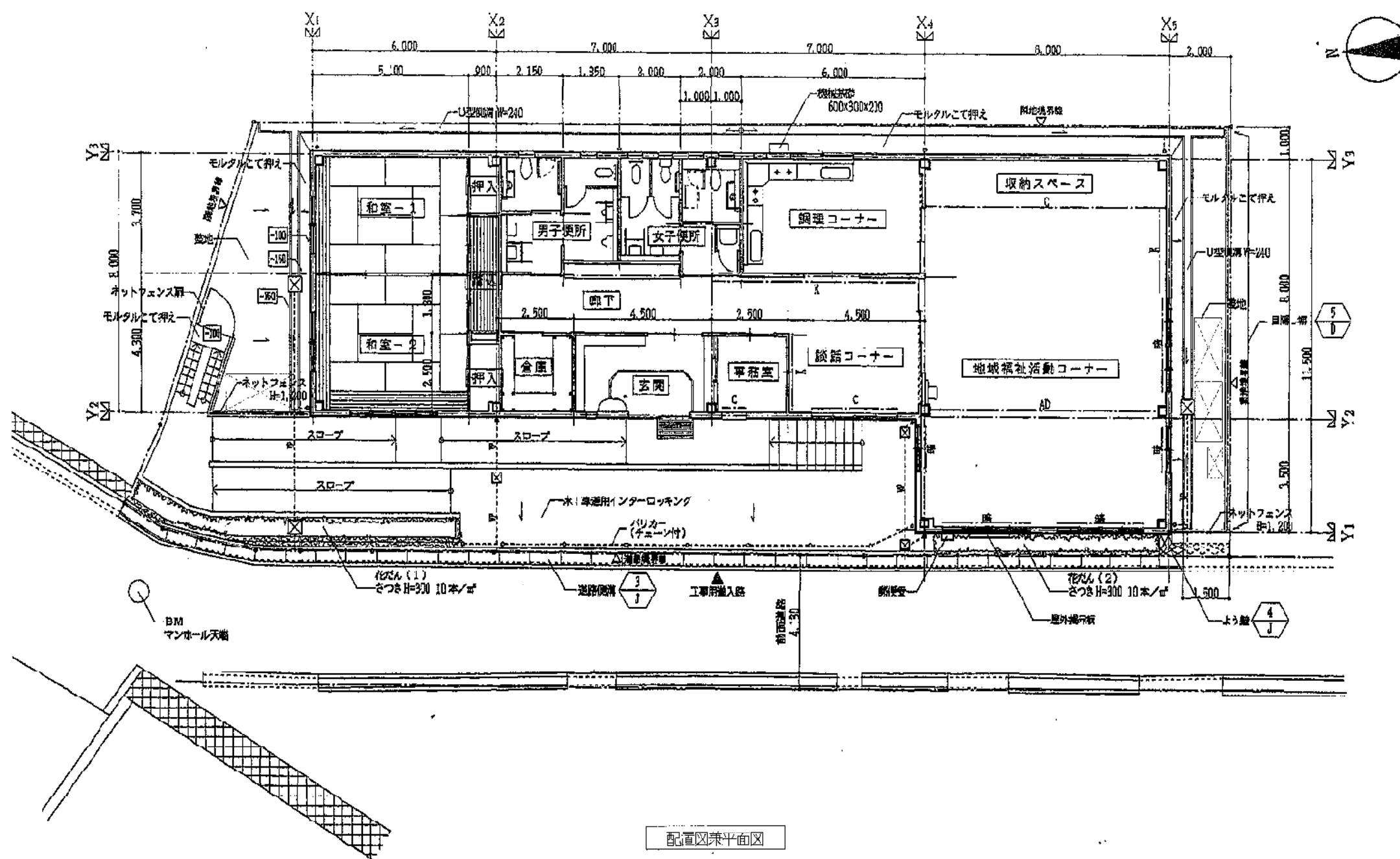
乙木地域交流センター外観

住 所：神戸市垂水区美山台1-9-40
建 築 年：2002年（築年23年）
面 積：252.7m²
運営協力金収入：95,600円（令和5年度）



⑦乙木地域交流センター平面図

※現況と異なる場合がありますので
ご了承ください。



配置図兼平面図

点検項目		凡例	×:点検対象外
A. 敷地・地盤関係			
1. 敷地・地盤	①地盤の状況		
	②敷地の状況		
2. 空地・通路等	①空地・通路等の管理状況		
	②遊歩道路等の管理状況		
	③舗装等の劣化・損傷状況		
3. 工作物等	①ブロック塀・コンクリート塀等の劣化・損傷状況		
	②擁壁・がけ等の劣化・損傷状況		
	③屋外機器の劣化・損傷状況		
	④植栽の管理状況		
	⑤門扉等の状況		
B. ターミナル関係			
1. ターミナルの防火性能	①防火対策の状況		
2. 避難経路	①土留め及び基礎の状況		
	②建物躯体の劣化・損傷状況		
3. ターミナル上材料等	①タイル、モルタル、右貼り等の劣化・損傷状況		
	②パネル面（塗装含む）の劣化・損傷状況		
	③シーリング材等の劣化・損傷状況		
4. 窓・サッシ等	①サッシ等の維持保全状況		
	②サッシ等の劣化・損傷状況		
	③ガラスの固定状況		
	④バルコニー等の手すりの状況		
5. 看板、空調室外機等	①緊結等の状況		
	②劣化・損傷状況		
6. 外部ドア、シャッター等	①自動ドアの状況		
	②重量シャッターの状況		
C. 屋上・屋根			
1. 防水層	①防水保護層の劣化・損傷状況		
	②露出防水層の劣化・損傷状況		
2. 屋上・屋根面	①パラペット等の劣化・損傷状況		
	②排水状況		
	③屋根ふき材等の劣化・損傷状況		
	④屋根ふき材等の防火性能		
	⑤出入の状況		
3. 機器・什物	①緊結等の状況		
	②劣化・損傷状況		
4. 煙突	①緊結等の状況		
	②劣化・損傷状況		
5. トラップ等	①トラップ等の設置状況		
D. 建物等			
1. 防火区画等の構成	①防火区画を構成する床、壁、柱、はりの状況		
	②吹き抜けなどのたて穴区画の状況		
	③面取り区画・異種用途区画の状況		
	④防火区画の外周部の処置状況		
	⑤扉等の状況		
2. 防火設備（扉等）	①防火扉等の設置状況		
	②防火扉等の維持保全状況		
3. 防火設備（防火シャッター）	①防火シャッターの設置状況		
	②防火シャッターの維持保全状況		
4. 防火区画貫通部	①ダクト・配管・配管等の区画貫通部の処置状況		
5. 内装・収納物等	①内装材の状況		
	②家具・機器類の状況		
6. 建物躯体等（内部からの点検）	①建物躯体の劣化・損傷状況		
	②耐火被覆の状況		
7. 居室の採光・換気	①採光の確保状況		
	②換気設備の状況		
8. 雨漏り・漏水等	①雨漏りの状況		
	②漏水の状況		
9. シャッター等	①重量シャッターの状況		
	②引き戸等の状況		
	③その他の内部建具等		
E. 避難施設等・非常用出入口等			
1. 避難経路等	①避難出口・通路の状況		
	②2方向避難の確保状況		
	③避難バルコニーの状況		
2. 階段	①階段の状況（共通）		
	②屋外階段の状況		
	③特別避難階段の状況		
3. 非煙設備	①防煙区画・非煙設備の状況		
4. その他の設備等	①非常用出入口等の状況		
	②非常用エレベーターの状況		
	③非常用照明装置の状況		
F. 特別な構造等			
1. 既設建築物	①躯体・取付部等の維持保全状況		
2. 新築建築物	①免震層及び免震装置の維持保全状況		
3. その他の特殊建築物	①遊具等		
	②舞台装置等の状況		
	③可動イス		

神戸市立地域交流センター条例

(設置)

第1条 神戸市民による地域活動の推進に関する条例(平成16年3月条例第58号)の理念の実現に向け、同条例第12条第1項の規定に基づき、地域活動(多様な地域活動主体による同条例第2条第7号の地域活動をいう。以下同じ。)の場として、地域社会に貢献する人材の育成や集積を行い、これらの人材やその他の人々との間において交流や連携を図ることにより、さらなる地域活動の促進及び地域社会の課題解決に寄与することを目的とする拠点として、神戸市立地域交流センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(事業)

第3条 センターにおいては、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域活動、社会貢献活動及び住民交流に関すること。
- (2) 各種地域団体等の健全な育成を図ること。
- (3) 地域活動及び社会貢献活動に係る情報を集積し、及び発信すること。
- (4) 地域活動及び社会貢献活動に係る人々の間における連携及び交流に関すること。
- (5) 地域における諸会合並びに研修及び活動の場として施設を利用させること。
- (6) 活動を通じた地域社会の課題解決並びに社会貢献に係る調査、研究、実践及びこれらに対する支援に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業。

(施設)

第4条 センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 地域活動コーナー
- (2) 調理室
- (3) 洋室

(4) 和室

(5) 多目的ホール

(6) フリースペース（共用使用を原則とする施設をいい、これに類するものを含む。）

（使用の許可）

第5条 施設等（前条に規定する施設及びその附属設備をいう。以下同じ。）を使用する者（以下「使用者」という。）は、前条第1号から第5号までの施設の使用について、あらかじめ、申請により、センターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

2 使用者は、前条第6号の施設を占有して行う使用について、あらかじめ、申請により、指定管理者の許可を受けなければならない。

3 指定管理者は、前2項の許可にセンターの管理運営上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

4 指定管理者は、前3項に規定する事務の執行に当たっては、地域活動の場の提供その他のセンターの設置の目的を踏まえ、当該目的が効果的に達成されるよう努めなければならない。

（使用の許可に係る期間の単位）

第6条 前条第1項の許可は、別表第2に掲げる区分により行うものとする。ただし、指定管理者が特に認める場合は、この区分によることなく、時間を単位として許可を行うことができる。

2 別表第2に掲げる夜間の使用の許可に係る申請は、あらかじめ指定管理者が定める期限までにしなければならない。

（使用の許可に係る区画の単位）

第7条 第5条第1項の許可は、その部屋ごとに与えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の許可は、使用しようとする者の申請により、部屋の一部又は指定管理者が指定する区画を単位として許可することができる。指定管理者がセンターの管理運営上必要があると認めるときも、同様とする。

(対価の収受等に係る申告)

第8条 使用者は、入場料、受講料その他の対価の収受を伴う施設等の使用又は飲食等を伴う施設等の使用をしようとするときは、規則で定めるところにより第5条第1項及び第2項の申請の際に、申告しなければならない。

(許可の基準)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項及び第2項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 専ら営利を目的として使用するとき。
- (4) 第4条第6号の施設の占用が、センターの公衆の利用に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がその使用を不適當であると認めるとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項及び第2項の許可をしないことができる。

- (1) センターの管理運営上支障があると認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき。

(使用期間)

第10条 施設等に係る使用期間は、市その他公共団体が公用、公共用又は公益事業の用に供するために使用する場合を除き、引き続き5日を超えることはできない。ただし、指定管理者が第1条の目的を達成するため特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金等)

第11条 指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させる。

2 第5条第1項の許可を受けた者は、別表第2に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

- 3 前項に定めるもののほか、住民の利用に供する目的で設置する設備を使用する者は、設備当たり500円を上限としてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。
- 4 市長は、前2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公表するものとする。
- 5 指定管理者は、規則で定める特別の理由があるときは、利用料金を免除することができる。
- 6 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還することができる。
- 7 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

(特別の設備の設置等)

第12条 使用者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 第5条第3項及び第9条の規定は、前項の許可について準用する。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 第5条第1項及び第2項の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は施設等の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 許可された使用目的と異なった目的に施設等を使用したとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (5) 第9条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定によ

る許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1) センターの管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(入館の制限等)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒絶し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者

(4) 施設等及び次の各号に掲げるもの（これらに類するものを含む。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者

ア センターにおいて展示されている資料

イ センターにおいて閲覧することができる資料

ウ センターにおいて所蔵する資料

(5) 次条の規定に違反した者

(行為の禁止)

第16条 何人も、センター内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為

(2) 騒音又は大声を発する行為、暴力を用いる行為、その他他人の迷惑になる行為

(3) センター内の施設等を汚損し、損傷し、若しくは滅失する行為又はこれらのおそれのある行為

(4) 喫煙又は所定の場所以外の場所での飲食

(5) 所定の場所以外の場所への立入り

(6) 個人的な占有利用（特に必要があるものとして市長が別に定める場合を除く。）

(7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

(8) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

(9) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(10) 許可を受けない広告類を掲出し、又はまき散らす行為

(11) 許可を受けない寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供

(12) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理運営上支障があると認める行為

（立入り等）

第17条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

（原状回復の義務）

第18条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第5条第1項及び第2項、第12条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（損害の賠償等）

第19条 センター内において、第15条第4号に規定するものを汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（指定管理者の指定等）

第20条 市長は、次に掲げるセンターの管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

(1) 第3条に規定する事業に係る業務

(2) センターの利用及びその制限に関する業務

(3) センターの維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(施行細目の委任)

第21条 センターの利用可能時間及び休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から起算して4月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1（神戸市立雲中地域交流センターに係る部分を除く。）の規定

令和8年4月1日

(2) 次項及び附則第9項の規定 公布の日

(3) 附則第5項の規定 令和8年1月1日から令和8年4月1日までの範囲内において規則で定める日

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定、許可その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(ふれあいのまちづくり条例の廃止)

3 神戸市ふれあいのまちづくり条例（平成2年3月条例第40号）は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例第2条及び別表第1の規定に基づきセンターが設置されたときは、設置されたセンターに相当する神戸市ふれあいのまちづくり条例別表中神戸市立地域福祉センターの名称及び位置の規定は、センターが設置された日の前日限り、その効力を失う。

(神戸市民による地域活動の推進に関する条例の一部改正)

5 神戸市民による地域活動の推進に関する条例（平成16年3月条例第58号）の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (１) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (２) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (３) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第２条 〔略〕 (１)、(２) 〔略〕 <u>(３) ふれあいのまちづくり協議会</u> <u>第２号のうち地域福祉活動及び住</u> <u>民間の交流活動の促進を図るた</u> <u>め、地域の公共的団体の代表者及</u> <u>び地域の住民により自主的に組織</u> <u>する団体をいう。</u> <u>(４) 〔略〕</u> <u>(５) 地域組織等 地域組織、ふれあ</u> <u>いのまちづくり協議会、ＮＰＯ、事</u> <u>業者その他の団体をいう。</u> <u>(６)～(８) 〔略〕</u> <u>(地域組織、ふれあいのまちづくり</u> <u>協議会及びＮＰＯの役割)</u> 第４条 <u>地域組織、ふれあいのまちづ</u> <u>くり協議会</u>及びＮＰＯは、地域社会	(定義) 第２条 〔略〕 (１)、(２) 〔略〕 <u>(３) 〔略〕</u> <u>(４)～(６) 〔略〕</u> (地域組織及びＮＰＯの役割) 第４条 地域組織及びＮＰＯは、地域 社会でその一員として自己の責任の

でその一員として自己の責任の下に活動し、広く地域住民から理解され、及び支持されるよう努めるとともに、必要に応じて、他の<u>地域組織等</u>及び市と連携して地域活動の推進に努めるものとする。	下に活動し、広く地域住民から理解され、及び支持されるよう努めるとともに、必要に応じて、他の<u>地域組織、N P O、事業者その他の団体（以下「地域組織等」という。）</u>及び市と連携して地域活動の推進に努めるものとする。
---	---

（指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務）

- 6 市長が、指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第5条から第7条まで、第9条、第10条、第12条第1項、第14条、第15条、第16条第12号、第17条及び第18条第2項の規定の適用については、第5条第1項中「センターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第5条第2項から第4項まで、第6条、第7条、第9条、第10条、第12条第1項、第14条、第15条、第16条第12号、第17条及び第18条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

（指定管理者不在等期間の使用料）

- 7 市長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第11条第2項から第6項までの承認に係る利用料金の額を使用料として、使用者から徴収することができる。
- 8 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第11条第5項及び第6項の基準により全部若しくは一部を返還し、又は免除をすることができる。

（規則への委任）

- 9 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

別表第1（第2条関係）

名 称	位 置
神戸市立魚崎南地域交流センター	神戸市東灘区魚崎南町2丁目9番4号
神戸市立向洋地域交流センター	神戸市東灘区向洋町中6丁目3番地の2
神戸市立渦が森地域交流センター	神戸市東灘区渦森台1丁目2番1号
神戸市立本山南地域交流センター	神戸市東灘区本山南町7丁目1番20号
神戸市立浜御影地域交流センター	神戸市東灘区御影本町6丁目2番14号
神戸市立魚崎地域交流センター	神戸市東灘区魚崎中町4丁目3番16号
神戸市立本山地域交流センター	神戸市東灘区岡本1丁目7番3号
神戸市立本山西地域交流センター	神戸市東灘区西岡本4丁目8番12号
神戸市立本庄地域交流センター	神戸市東灘区本庄町2丁目5番1号
神戸市立青木南地域交流センター	神戸市東灘区青木4丁目2番20号
神戸市立本山東地域交流センター	神戸市東灘区森南町2丁目8番28号
神戸市立六甲アイランド地域交流センター	神戸市東灘区向洋町中3丁目1番地の6
神戸市立福池地域交流センター	神戸市東灘区本山南町5丁目4番11号
神戸市立御影北地域交流センター	神戸市東灘区御影2丁目28番13号
神戸市立住吉地域交流センター	神戸市東灘区住吉宮町3丁目2番18号
神戸市立深江南地域交流センター	神戸市東灘区深江南町3丁目4番24号
神戸市立高羽地域交流センター	神戸市灘区楠丘町4丁目1番16号
神戸市立岩屋地域交流センター	神戸市灘区岩屋北町2丁目5番3号
神戸市立鶴甲地域交流センター	神戸市灘区鶴甲2丁目10番1号
神戸市立六甲山地域交流センター	神戸市灘区六甲山町字西谷山1878番地の133
神戸市立新在家地域交流センター	神戸市灘区新在家南町3丁目2番25号
神戸市立西郷地域交流センター	神戸市灘区大石北町8番1号
神戸市立王子地域交流センター	神戸市灘区中原通7丁目5番1号
神戸市立篠原地域交流センター	神戸市灘区篠原北町2丁目2番37号

神戸市立成徳地域交流センター	神戸市灘区備後町1丁目3番1号
神戸市立稗田地域交流センター	神戸市灘区倉石通4丁目1番10号
神戸市立摩耶地域交流センター	神戸市灘区天城通3丁目3番7号
神戸市立なぎさ地域交流センター	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目3番4号
神戸市立灘地域交流センター	神戸市灘区千旦通1丁目5番2号
神戸市立六甲地域交流センター	神戸市灘区八幡町4丁目8番28号
神戸市立雲中地域交流センター	神戸市中央区旗塚通4丁目340番3
神戸市立東川崎地域交流センター	神戸市中央区東川崎町5丁目1番1号
神戸市立籠池地域交流センター	神戸市中央区籠池通2丁目1番5号
神戸市立小野柄地域交流センター	神戸市中央区旭通2丁目4番9号
神戸市立宮本地域交流センター	神戸市中央区宮本通3丁目1番5号
神戸市立神戸諏訪山地域交流センター	神戸市中央区北長狭通4丁目9番5号
神戸市立下山手地域交流センター	神戸市中央区北長狭通7丁目3番13号
神戸市立若菜地域交流センター	神戸市中央区神若通2丁目3番7号
神戸市立北野地域交流センター	神戸市中央区中山手通2丁目17番18号
神戸市立春日野地域交流センター	神戸市中央区八雲通1丁目1番7号
神戸市立吾妻地域交流センター	神戸市中央区吾妻通5丁目1番12号
神戸市立橘地域交流センター	神戸市中央区橘通3丁目4番1号
神戸市立脇の浜地域交流センター	神戸市中央区脇浜海岸通3丁目2番7号
神戸市立二宮地域交流センター	神戸市中央区二宮町3丁目12番1号
神戸市立港島地域交流センター	神戸市中央区港島中町2丁目3番地の3
神戸市立山手地域交流センター	神戸市中央区中山手通6丁目1番40号
神戸市立和田岬地域交流センター	神戸市兵庫区浜山通1丁目1番5号
神戸市立川池地域交流センター	神戸市兵庫区松本通5丁目2番6号
神戸市立湊山地域交流センター	神戸市兵庫区大同町2丁目2番8号
神戸市立ひよどり地域交流センター	神戸市兵庫区菊水町10丁目12番地の1
神戸市立浜山地域交流センター	神戸市兵庫区御崎町1丁目2番4号

神戸市立中道地域交流センター	神戸市兵庫区中道通4丁目2番8号
神戸市立熊野地域交流センター	神戸市兵庫区鶴越町1番20号
神戸市立菊水地域交流センター	神戸市兵庫区菊水町2丁目1番2号
神戸市立明親地域交流センター	神戸市兵庫区須佐野通4丁目1番43号
神戸市立夢野地区地域交流センター	神戸市兵庫区湊川町7丁目6番5号
神戸市立水木地域交流センター	神戸市兵庫区駅前通3丁目2番26号
神戸市立荒田地域交流センター	神戸市兵庫区荒田町4丁目17番6号
神戸市立兵庫大開地域交流センター	神戸市兵庫区永沢町4丁目4番28号
神戸市立小部地域交流センター	神戸市北区鈴蘭台北町4丁目9番9号
神戸市立有馬地域交流センター	神戸市北区有馬町字中ノ畑241番地の3
神戸市立花山地域交流センター	神戸市北区花山東町3番3号
神戸市立有野台地域交流センター	神戸市北区有野台2丁目1番地
神戸市立大沢地域交流センター	神戸市北区大沢町中大沢字泓996番地の1
神戸市立泉台地域交流センター	神戸市北区泉台3丁目13番地の1
神戸市立君影地域交流センター	神戸市北区君影町1丁目2番10号
神戸市立小部東地域交流センター	神戸市北区鈴蘭台東町6丁目2番6号
神戸市立唐櫃地域交流センター	神戸市北区唐櫃台3丁目27番1号
神戸市立鈴蘭台地域交流センター	神戸市北区鈴蘭台南町2丁目14番24号
神戸市立長尾地域交流センター	神戸市北区長尾町上津字大江ノ前194番地の1
神戸市立筑紫が丘地域交流センター	神戸市北区筑紫が丘3丁目2番地の9
神戸市立箕谷地域交流センター	神戸市北区緑町4丁目6番3号
神戸市立淡河地域交流センター	神戸市北区淡河町萩原字桶屋垣内1383番地
神戸市立南五葉地域交流センター	神戸市北区南五葉5丁目1番1号
神戸市立藤原台地域交流センター	神戸市北区藤原台中町7丁目14番16号
神戸市立有野地域交流センター	神戸市北区有野中町2丁目20番19号

神戸市立桜の宮地域交流センター	神戸市北区甲栄台2丁目2番20号
神戸市立大池地域交流センター	神戸市北区東大池2丁目3番13号
神戸市立道場地域交流センター	神戸市北区道場町塩田字西川原1439番地の3
神戸市立八多地域交流センター	神戸市北区八多町附物字下殿関393番地の1
神戸市立北五葉地域交流センター	神戸市北区北五葉3丁目7番1号
神戸市立有野台第2地域交流センター	神戸市北区有野台6丁目22番地の1
神戸市立山田地域交流センター	神戸市北区山田町福地字ガケノ上18番地の3
神戸市立ひよどり台地域交流センター	神戸市北区ひよどり台3丁目8番地
神戸市立星和台鳴子地域交流センター	神戸市北区鳴子2丁目11番地の1
神戸市立鹿の子台地域交流センター	神戸市北区鹿の子台北町6丁目34番3号
神戸市立上淡河地域交流センター	神戸市北区淡河町野瀬字新田459番地の2
神戸市立広陵地域交流センター	神戸市北区小倉台2丁目15番地の3
神戸市立谷上地域交流センター	神戸市北区谷上西町7番3号
神戸市立大原桂木地域交流センター	神戸市北区大原3丁目21番地
神戸市立甲緑地域交流センター	神戸市北区緑町2丁目7番28号
神戸市立西山地域交流センター	神戸市北区菖蒲が丘1丁目14番地の3
神戸市立藍那小河地域交流センター	神戸市北区山田町藍那字下ノ町77番地の8
神戸市立箕谷地域交流センター分館	神戸市北区日の峰1丁目19番地
神戸市立重池地域交流センター	神戸市長田区重池町2丁目3番5号
神戸市立高取山地域交流センター	神戸市長田区高取山町1丁目2番3号
神戸市立みすが地域交流センター	神戸市長田区御蔵通4丁目5番地の1
神戸市立志里池地域交流センター	神戸市長田区東尻池町1丁目14番4号
神戸市立大日丘地域交流センター	神戸市長田区大日丘町3丁目8番10号

神戸市立宮川地域交流センター	神戸市長田区長田町2丁目2番1—501号
神戸市立会陽地域交流センター	神戸市長田区六番町2丁目7番地の1
神戸市立真陽地域交流センター	神戸市長田区久保町3丁目9番6号
神戸市立北町地域交流センター	神戸市長田区北町3丁目4番地の1
神戸市立長田地域交流センター	神戸市長田区西山町2丁目4番1号
神戸市立若松地域交流センター	神戸市長田区若松町8丁目2番13号
神戸市立細田地域交流センター	神戸市長田区細田町7丁目1番30号
神戸市立長田庄山地域交流センター	神戸市長田区庄山町2丁目1番6号
神戸市立真野地域交流センター	神戸市長田区東尻池町6丁目3番19号
神戸市立長田東地域交流センター	神戸市長田区四番町4丁目54番地
神戸市立丸山地域交流センター	神戸市長田区丸山町2丁目3番50号
神戸市立池田地域交流センター	神戸市長田区蓮宮通4丁目11番地
神戸市立長楽地域交流センター	神戸市長田区海運町7丁目1番23号
神戸市立名倉地域交流センター	神戸市長田区房王寺町4丁目7番15号
神戸市立二葉地域交流センター	神戸市長田区二葉町6丁目5番1号
神戸市立高倉台地域交流センター	神戸市須磨区高倉台4丁目1番4号
神戸市立南須磨地域交流センター	神戸市須磨区松風町5丁目2番1号
神戸市立多井畑地域交流センター	神戸市須磨区多井畑字筋替道21番地の3
神戸市立神の谷地域交流センター	神戸市須磨区神の谷5丁目2番1号
神戸市立須磨の浦地域交流センター	神戸市須磨区千守町1丁目1番20号
神戸市立西落合地域交流センター	神戸市須磨区西落合5丁目13番20号
神戸市立白川台地域交流センター	神戸市須磨区白川台7丁目3番地の8
神戸市立菅の台地域交流センター	神戸市須磨区菅の台4丁目5番地
神戸市立板宿地域交流センター	神戸市須磨区禅昌寺町2丁目1番5号
神戸市立竜が台地域交流センター	神戸市須磨区竜が台5丁目20番地
神戸市立妙法寺地域交流センター	神戸市須磨区妙法寺字桜ノ界地106番地の1

神戸市立松尾地域交流センター	神戸市須磨区北落合 3 丁目 2 番 1 号
神戸市立横尾地域交流センター	神戸市須磨区横尾 2 丁目 1 番地の 1
神戸市立東落合地域交流センター	神戸市須磨区東落合 3 丁目 33 番 12 号
神戸市立南落合地域交流センター	神戸市須磨区南落合 3 丁目 11 番 2 号
神戸市立大黒地域交流センター	神戸市須磨区大黒町 2 丁目 2 番 12 号
神戸市立東須磨地域交流センター	神戸市須磨区若木町 3 丁目 5 番 9 号
神戸市立若草地域交流センター	神戸市須磨区若草町 3 丁目 14 番地の 9
神戸市立花谷地域交流センター	神戸市須磨区中落合 1 丁目 1 番 25 号
神戸市立北須磨地域交流センター	神戸市須磨区離宮前町 2 丁目 7 番 24 号
神戸市立桃山台地域交流センター	神戸市垂水区桃山台 3 丁目 25 番地
神戸市立霞ヶ丘地域交流センター	神戸市垂水区五色山 4 丁目 15 番 8 号
神戸市立塩屋地域交流センター	神戸市垂水区塩屋町 4 丁目 3 番 9 号
神戸市立つつじが丘地域交流センター	神戸市垂水区つつじが丘 4 丁目 6 番地の 7
神戸市立高丸地域交流センター	神戸市垂水区坂上 5 丁目 1 番 2 号
神戸市立神陵台地域交流センター	神戸市垂水区南多聞台 1 丁目 8 番 8 号
神戸市立舞子地域交流センター	神戸市垂水区西舞子 7 丁目 30 番 1 号
神戸市立多聞東地域交流センター	神戸市垂水区学が丘 4 丁目 3 番 7 号
神戸市立上高丸地域交流センター	神戸市垂水区千鳥が丘 3 丁目 20 番 15 号
神戸市立西高丸地域交流センター	神戸市垂水区高丸 6 丁目 3 番 1 号
神戸市立垂水地域交流センター	神戸市垂水区平磯 1 丁目 2 番 5 号
神戸市立小束山地域交流センター	神戸市垂水区学が丘 7 丁目 1 番 29 号
神戸市立狩口台地域交流センター	神戸市垂水区狩口台 2 丁目 31 番 1 号
神戸市立東垂水地域交流センター	神戸市垂水区王居殿 2 丁目 5 番 25 号
神戸市立多聞台地域交流センター	神戸市垂水区多聞台 4 丁目 14 番 9 号
神戸市立多聞南地域交流センター	神戸市垂水区本多聞 6 丁目 8 番 12 号
神戸市立本多聞地域交流センター	神戸市垂水区本多聞 4 丁目 1 番 2 号
神戸市立千代が丘地域交流センター	神戸市垂水区旭が丘 3 丁目 12 番 3 号
神戸市立西脇地域交流センター	神戸市垂水区本多聞 1 丁目 5 番 4 号

神戸市立星陵台地域交流センター	神戸市垂水区星陵台7丁目5番3号
神戸市立名谷地域交流センター	神戸市垂水区名谷町字中坊487番地の3
神戸市立福田地域交流センター	神戸市垂水区乙木3丁目3番2号
神戸市立塩屋北地域交流センター	神戸市垂水区塩屋北町1丁目11番3号
神戸市立乙木地域交流センター	神戸市垂水区美山台1丁目9番40号
神戸市立舞多聞地域交流センター	神戸市垂水区舞多聞西5丁目11番5号
神戸市立神出地域交流センター	神戸市西区神出町田井字長原34番地の2
神戸市立学園西町地域交流センター	神戸市西区学園西町5丁目2番地の3
神戸市立高和地域交流センター	神戸市西区押部谷町高和字大坪774番地
神戸市立春日台地域交流センター	神戸市西区春日台4丁目5番地
神戸市立糺台地域交流センター	神戸市西区糺台3丁目32番地の6
神戸市立枝吉地域交流センター	神戸市西区枝吉4丁目48番地の4
神戸市立平野地域交流センター	神戸市西区平野町宮前字上松148番地
神戸市立狩場台地域交流センター	神戸市西区狩場台3丁目6番地の2
神戸市立竹の台地域交流センター	神戸市西区竹の台2丁目20番地の1
神戸市立北山地域交流センター	神戸市西区北山台3丁目26番1号
神戸市立学園東地域交流センター	神戸市西区学園東町5丁目4番地
神戸市立岩岡第1地域交流センター	神戸市西区岩岡町岩岡字西場922番地の1
神戸市立檜野台地域交流センター	神戸市西区檜野台5丁目4番地の2
神戸市立美賀多台地域交流センター	神戸市西区美賀多台3丁目13番地の4
神戸市立玉津地域交流センター	神戸市西区玉津町小山字川端180番地の3
神戸市立桜が丘地域交流センター	神戸市西区桜が丘東町1丁目3番地の1
神戸市立岩岡第2地域交流センター	神戸市西区竜が岡2丁目15番地の12

神戸市立櫛谷地域交流センター	神戸市西区櫛谷町長谷字佃井ノ上75番地
神戸市立出合地域交流センター	神戸市西区王塚台5丁目73番地
神戸市立月が丘地域交流センター	神戸市西区月が丘5丁目1番地の12
神戸市立井吹東地域交流センター	神戸市西区井吹台東町4丁目21番地の2
神戸市立井吹西地域交流センター	神戸市西区井吹台西町4丁目4番地
神戸市立高津橋地域交流センター	神戸市西区玉津町高津橋字澤町188番地
神戸市立押部谷地域交流センター	神戸市西区押部谷町西盛字老ノ本313番地
神戸市立有瀬地域交流センター	神戸市西区伊川谷町有瀬字金井場1137番地の30
神戸市立伊川谷地域交流センター	神戸市西区伊川谷町別府字セシゲ1337番地の1
神戸市立長坂地域交流センター	神戸市西区伊川谷町有瀬字栗林603番地の2
神戸市立太山寺地域交流センター	神戸市西区前開南町2丁目1番20号
神戸市立井吹北地域交流センター	神戸市西区井吹台北町2丁目17番地の7
神戸市立押部谷東地域交流センター	神戸市西区秋葉台2丁目1番地の133

別表第2（第6条及び第11条関係）

施設等	使用許可に係る期間の単位及び利用料金			
	午前 (午前9時から 午前12時まで)	午後 (午後1時から 午後4時まで)	午前・午後 (午前9時から 午後4時まで)	夜間 (午後5時から 午後9時の うち2時間ごと)

地域活動コーナー	3,000円	3,000円	6,000円	3,000円
調理室	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円
地域活動コーナー 及び調理室	4,000円	4,000円	7,000円	4,000円
洋室	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円
和室	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円
多目的ホール	6,000円	6,000円	12,000円	6,000円
附属設備	1 設備 1 回につき			5,000円

備考

- 1 時間を単位として許可する場合は、1 時間当たり次に掲げる額とし、1 時間未満の端数が生じたときは、1 時間として計算する。
 - (1) 地域活動コーナー 1,000円
 - (2) 調理室 400円
 - (3) 地域活動コーナー及び調理室 1,400円
 - (4) 洋室 700円
 - (5) 和室 700円
 - (6) 多目的ホール 2,000円
- 2 夜間の利用料金は 2 時間単位の利用を原則とし、2 時間未満の端数が生じたときは、2 時間として計算する。
- 3 許可を得た時間内に利用を終えても、返金を行わないものとする。

神戸市立地域交流センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸市立地域交流センター条例（令和 7 年 3 月条例第 22 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対価の収受等に係る申告)

第 2 条 条例第 8 条の規定による申告は、次に掲げる事項を申告して行わなければならない。

- (1) 催物その他の施設の使用により行おうとする事業の内容
- (2) 入場料、受講料その他の対価を収受する場合における当該金額
- (3) 入場券、受講券その他の施設の利用に必要な券類を発行する場合における当該発行枚数
- (4) 飲食の有無及びその内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、条例第 5 条第 1 項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）が同条第 1 項及び第 2 項の許可をするに当たり特に申告の必要があると認める事項

(対価の収受)

第 3 条 条例第 8 条に規定する入場料、受講料その他の対価は、1 人当たり月 5,000 円を超えることができない。

(利用料金の免除)

第 4 条 条例第 11 条第 5 項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 市その他官公署又は公共的団体が主催又は共催し、条例第 1 条の目的の達成のために行う事業として市長が認める場合
- (2) 市内で活動するものが行う条例に定める地域活動（定例的に実施されるものに限る。）であって、特に公益性又は公共性があるものとして市長が認める場合

(利用可能時間)

第 5 条 センターの利用可能時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、

午後４時から午後９時までの間にあっては、条例第５条第１項又は第２項の許可を受けた者がその時間内において利用する活動に限る。

- ２ 指定管理者は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得た上で、前項の規定にかかわらず、利用可能時間を変更することができる。

（休館日）

第６条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の１月４日までの日
- (3) ８月13日から８月16日までの日
- (4) 市長の承認を得た上で指定管理者が定める日（土曜日、日曜日を除く。）
- (5) 前４号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理運営上特に必要があると認める日

- ２ 指定管理者は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項第１号から第４号までの規定にかかわらず、これらの日に開館し、利用させることができる。

（施行細目の委任）

第７条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

（施行期日）

- １ この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 公布の日
- (2) 附則第３項の規定 条例附則第３項の規定の施行の日

（準備行為）

- ２ この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（ふれあいのまちづくり条例施行規則の廃止）

- ３ 神戸市ふれあいのまちづくり条例施行規則（平成２年３月規則第94号）は、

廃止する。

（指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務）

- 4 条例附則第6項に規定する指定管理者不在等期間における第2条第5号、第5条第2項並びに第6条第1項第4号及び第5号並びに同条第2項の適用については、第2条第5号中「条例第5条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第5条第2項並びに第6条第1項第4号及び第5号並びに同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

地域福祉センターの新たな役割などを示す基本方針

地域協働局

1. 地域福祉センターの将来像

- ・地域福祉センターは、神戸市ふれあいのまちづくり条例（平成2年）に基づき、主にふれあいのまちづくり協議会による地域福祉活動の拠点として各小学校区に1つ以上を基準に整備された公の施設である。
- ・地域活性化に必要な地域活動主体の活動の場として、地域福祉センターをこれまで以上に活用するために、設置目的を「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」として改めるとともに、施設名称を変更する。
- ・施設設置者である市が必要なルール（利用可能時間や利用料金の上限額、利用許可基準、原状回復義務、損害賠償等）を定め、各センターの使用規程も標準化する。
- ・上記に基づき、指定管理者が施設の管理運営をより効率的に行えるよう、ICTの活用を促進する。

2. 基本方針の内容

（1）利用可能時間の統一

- ・9時から21時まで利用可能とする
- ・予約管理システムやスマートロックの導入を促進し、有人管理（9時～16時）と無人管理（16時以降）の併用を推奨
- ・完全閉館日を日曜日から平日へ変更（指定管理者の判断で閉館日なしも可能）

（2）使用規程の標準化

- ・使用規程を標準化し、優先予約制度や減免制度（※）、金銭の授受を伴う活動の可否等についてルールを明確化
- ※具体的な優先予約制度及び減免制度の対象活動に関する判断は、市で行う。

（3）利用料金制の採用

- ・条例に基づく利用料金制を採用し、新たに利用料金の上限額を条例で定め、指定管理者がその範囲内で利用料金を決定

（4）施設名称の変更と条例改正

- ・新たな施設名称は、市民からの意見も取り入れつつ、市で決定
- ・新名称決定後に施設設置条例を新設し、令和8年度からの施行を予定

- ・ふれあいのまちづくり協議会に関しては、施設設置条例の施行と時期をあわせ、神戸市ふれあいのまちづくり条例から、その定義などを引き継ぐ形で、「神戸市民の地域活動の推進に関する条例」を改正
- ・神戸市ふれあいのまちづくり条例（平成２年）については、新施設設置条例と神戸市民の地域活動の推進に関する条例にその内容を引き継ぐ結果として、令和７年度末をもって廃止

（５）施設状況に応じた運用の変更

- ・小学校や児童館など合築先の施設の状況に応じて、基本方針の趣旨を十分に踏まえながら柔軟に対応する

（６）指定管理料の基準を改定

- ・有償ボランティアによる運営を継続しつつ、有人による管理負担や予約管理システムの導入等に応じた指定管理料の基準を新たに定める

４．施行時期

- ・令和７年度を移行準備期間として、令和８年度より当基本方針に基づく管理運営を行う

選考における評価基準

別添10

項目	採点基準	項目合計	配点
申請者に関する項目	市内に活動拠点を置く団体か（当該地域交流センターの位置と近接しているか）	10	5
	（市内に限らず）事業・イベント等を地域団体と連携した実績があるか		5
施設運営の基本方針について	指定を希望する理由、或いは施設運営の基本方針は、市の施策、施設の設置趣旨と整合性がとれており、当該施設の指定管理者としてふさわしいものになっているか。	10	10
運営体制	選択する管理パターンに沿って、有人管理できる体制が確保されているか	20	5
	管理運営の効率化に向けた工夫がなされているか		5
	施設の管理運営に際して、地域住民や関係団体等との連携や協働が図られているか		5
	地域交流センター運営の充実・発展のために、人材を育成するなどの提案がされているか		5
事業（活動）計画や提案	施設を広く地域団体等に利用してもらい、住民交流の場や地域活動の拠点として、地域交流センターの設置目的に沿った事業の計画がされているか	20	10
	提案について利用しやすい工夫や施設の魅力向上に資する内容となっているか		5
	地域活性化にむけた任意の事業（資源回収ステーション等）提案があるか		5
貸館事業の考え方	利用者からの予約受付や問い合わせ、利用料金の徴収などに対応できる体制が整っているか	15	5
	貸館事業に対する市の考え方（地域交流センター条例や基本方針）を理解しているか		5
	利用者の平等利用の確保に配慮しているか		5
サービス向上に対する考え方	利用者の満足度を高めるような提案がされているか	15	5
	利用者数や料金収入の増加、サービスの充実につながるように、ネット予約できる体制やキャッシュレス決済の導入などの工夫が検討されているか		5
	利用者満足度の調査や意見の把握方法が実効性のあるものとなっているか		5
管理コストについて	収支の均衡がある程度とれており、実現可能性の高いものであるか	10	10

100

【篠原地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数量	大きさ・寸法(cm)	規格・仕様（空欄は不明）	取得年月日（空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
1	地域活動コーナー	ホワイトボード	1	180×90			
2	地域活動コーナー	ホワイトボード/鏡	1	180×100×50			
3	地域活動コーナー	折り畳み式長机	10	180×45×70			
4	地域活動コーナー	パイプ椅子	66	40×43×73			
5	地域活動コーナー	演台	1	63×50×108			
6	地域活動コーナー	ピアノ	1	170×60×128			300円
7	地域活動コーナー	ピアノ椅子	1	36×40×51			
8	地域活動コーナー	ラック	1	56×41×67			
9	地域活動コーナー	DVDプレーヤー	1	42×23×6	Pioneer DV 270 S		
10	地域活動コーナー	スピーカー	1	21×31×33	ONKYO HTX 11 PAW		
11	地域活動コーナー	プロジェクター	1	30×20×7	EPSON EH-TW400		300円
12	地域活動コーナー	スクリーン	1	430×250			
13	地域活動コーナー	カーテン	2	300×230			
14	地域活動コーナー	レースカーテン	2	300×230			
15	地域活動コーナー	カーテン	4	230×230			

【篠原地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数量	大きさ・寸法(cm)	規格・仕様（空欄は不明）	取得年月日（空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
16	地域活動コーナー	レースカーテン	4	230×230			
17	地域活動コーナー	エアコン（パッケージ）	2		RZYP160BA		
18	地域活動コーナー	アンプセット	1	42×27×27	audiotechnica ATW SP1920		
19	調理室	食器棚	1	120×65×230			
20	調理室	食器	1式				
21	調理室	ポット	2	18×24×32 18×21×30	Tiger PNM-A221FD Zojirushi VPA-2200		
22	調理室	はかり	1	15×15×15			
23	調理室	冷蔵庫	1	60×65×180	日立R-SF42XM		
24	調理室	調理台	1	180×90×80			
25	調理室	消火器	1	直径11×48			
26	調理室	やかん	3	直径20×1つ 直径18×1つ 直径25×1つ			
27	洋室	折り畳み長机	8	180×45×70			
28	洋室	パイプ椅子	23	40×43×73			
29	洋室	囲碁盤（碁石付き）	8	42×45×18×6つ 41×45×7×1つ 41×45×26×1つ			
30	洋室	将棋盤（駒付き）	1	33×37×9			

【篠原地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数量	大きさ・寸法(cm)	規格・仕様（空欄は不明）	取得年月日（空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
31	洋室	ラミネーター	1	52×38×13	アイリスオーヤマ LTA321N		A3：20円 A4：10円
32	洋室	座布団	21	54×54			
33	ロビー	机	1	150×75×70			
34	ロビー	机	1	121×75×71			
35	ロビー	応接椅子	5	45×45×43			
36	ロビー	椅子	5	57×43×43 50×47×41			
37	ロビー	事務椅子（キャスター付き）	1	45×50×45			
38	ロビー	棚	1	75×46×108			
39	ロビー	PC机	1	60×48×133			
40	ロビー	テレビ台	1	53×33×39			
41	ロビー	書類棚上下セット	1	176×51×88 176×51×93			
42	ロビー	エアコン（パッケージ）	1		RZRP50BYT		
43	ロビー	シュレッダー	1	34×25×47	CROSSCUT PS1002		
44	ロビー	ペーパーカッター	1	A3サイズ対応			
45	ロビー	消火器	1	直径11×48			

【篠原地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数量	大きさ・寸法(cm)	規格・仕様（空欄は不明）	取得年月日（空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
46	ロビー	踏み台セット	1式	52×39×15 64×39×35 58×39×25 70×39×45			
47	ロビー	ポールハンガー	2	61×40×151 90×41×151			
48	ロビー	カーテン	2	300×230 270×230			
49	ロビー	レースカーテン	2	220×230 90×230			
50	ロビー	事務机	1	100×67×70			
51	ロビー	書類整理棚	1	80×40×88			
52	ロビー	電話機（FAX機能付き）	1	30×19×7	Panasonic KX-PZ2300DL		
53	ロビー	ホワイトボード	1	90×121			
54	玄関・廊下	スリッパ	1式				
55	玄関・廊下	掲示板（壁付け）	2	190×99 120×90			
56	玄関・廊下	血圧計・血圧計台	1	21×36×31 21×36×70	エーアンドデイ TM-2655	2000 / 10/--	
57	玄関・廊下	立て看板	1	51×150			
58	玄関・廊下	丸椅子	1	直径32×44			
59	玄関・廊下	杖	1	60×41×63			
60	玄関・廊下	プロジェクター	1	30×15×27	NEC VT440JK	2001/ 3/--	

【篠原地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数量	大きさ・寸法(cm)	規格・仕様（空欄は不明）	取得年月日（空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
61	湯沸室	棚	1	60×41×63			
62	湯沸室	食器類	1式				
63	トイレ	スチールラック	1	77×33×185			
64	トイレ	二層式洗濯機	1	80×43×88	HITACHI PS-55S		
65	トイレ	ストーブ	1	52×30×65	リンナイRC-560TAC-1		
66	地域活動コーナー 物置	パイプ椅子ラック	2	155×50×95			
67	地域活動コーナー 物置	パイプ椅子（腕おきあり）	5	58×44×79			
68	地域活動コーナー 物置	パネル	1	85×150			
69	地域活動コーナー 物置	立て看板	1	55×165			
70	地域活動コーナー 物置	仕切り板	6	95×185×3つ 60×185×1つ 90×90×2つ			
71	地域活動コーナー 物置	折り畳み座卓	4	150×45×30			
72	地域活動コーナー 物置	扇風機	3	高さ70×2つ 高さ130×1つ			
73	地域活動コーナー 物置	大鍋	3	直径45×1つ 直径35×2つ			
74	地域活動コーナー 物置	寸胴	1	直径30×高さ30			
75	地域活動コーナー 物置	蒸し器	1	直径30×高さ25			

【篠原地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数量	大きさ・寸法(cm)	規格・仕様（空欄は不明）	取得年月日（空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
76	地域活動コーナー 物置	カセットコンロ	4	34×28×11			
77	地域活動コーナー 物置	鍋	1	直径27×高さ11			
78	地域活動コーナー 物置	電磁ケトル	1	10リットル			
79	地域活動コーナー 物置	ポータブルクーラー	1	24×24×31	Tiger BPK0800		
80	地域活動コーナー 物置	給湯器	1	35×23×6	NORITSU GQ-2437WS-FFA		
81	コンテナ倉庫	コンテナ倉庫	2	180×95×215 175×90×205			
82	コンテナ倉庫	折り畳み座卓	11	150×45×30			
83	玄関・廊下	スリッパ入れ	1	77×44×44			

参考：A E D 自動体外式除細動器については神戸市で契約の上、各センターに1台設置しています

【熊野地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数量	大きさ・寸法(cm)	規格・仕様（空欄は不明）	取得年月日（空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
1	地域活動コーナー	空気清浄機	1		A C E F 1 2 X - W	2022/3/30	
2	地域活動コーナー	プロジェクター	1		E B - W 0 6	2022/9/28	
3	地域活動コーナー	遮光カーテン	1	サイズ394×275		2024/5/29	
4	地域活動コーナー	パイプ椅子	26			2018/3/15	
5	地域活動コーナー	パイプ椅子	10			2018/3/22	
6	地域活動コーナー	パイプ椅子	6				
7	地域活動コーナー	テレビ	1		パナソニック TH-P42S2		
8	地域活動コーナー	オーディオセット	1		パナソニック カラオケ用	2011/12/26	
9	地域活動コーナー	ピアノ一式	1		不明	2020/10/1	
10	地域活動コーナー	長机	20	180×45×72	ライオン QL-1845R	2020/12/10	
11	地域活動コーナー	パイプ椅子	42			2007/4/20	
12	談話コーナー	シュレッダー	1		A4, A3 400 PSD051	2021/2/3	
13	談話コーナー	お掃除ロボット	2		MC-RSF 1000-W	2021/2/3	
14	談話コーナー	血圧計	1		TM-2657WP	2022/9/28	
15	談話コーナー	2人用ソファ	1			2022/12/11	
16	洋室	空気清浄機	1		A C K B 7 0 Y - S	2022/3/30	
17	外	物置	2		ヨド物置エスモESE-1605A		
18	掃除用具入れ	洗濯機・乾燥機	1			2018/3/15	
19	掃除用具入れ	掃除機	2		パナソニック	2020/2/3	
20	倉庫	物置			ヨド物置		
21	談話室	テレビ	1		パナソニック TH-L32C6		
22	調理室	電子レンジ	1		三菱 RO-E S 5		
23	調理室	電気炊飯器	1		パナソニック SR-NF181		
24	調理室	冷蔵庫（6枚扉）	1		パナソニック	2014/7/5	

【熊野地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数量	大きさ・寸法(cm)	規格・仕様（空欄は不明）	取得年月日（空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
25	調理室	ガス丸型炊飯器	1			2018/8/6	
26	事務室	脇机	1			2007/4/20	
27	事務室	ノートパソコン	1		NECノートLAVIE	2020/12/3	
28	事務室	プリンター	1		エプソンEW-M752T	2020/12/3	
29	事務室	パソコンラック	1		サンワサプライRAC-EC32	2020/12/3	
30	洋室	机（折りたたみ式・足長）	12			2007/4/20	
31	洋室	机（折りたたみ式・足短）	2				
32	洋室	パイプ椅子	9				

参考：A E D 自動体外式除細動器については神戸市で契約の上、各センターに1台設置しています

【箕谷地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数量	大きさ・寸法(cm)	規格・仕様（空欄は不明）	取得年月日（空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
1	地域活動コーナー	ビデオ・DVDレコーダー	1		SANYO VZ-H330		
2	地域活動コーナー	血圧計	1		エー・アンド・デイ TM-2655	2000 / 10/--	
3	地域活動コーナー	プリンター	1		brother DCP-987N-W	2021/1/17	
4	地域活動コーナー	パイプ椅子	60				
5	地域活動コーナー	会議机	15				
6	地域活動コーナー	掃除機	1		日立 CV-P950E6	2019/3/25	
7	屋外	洗たく機・乾燥機	1		SANYO ASW-50A1		
8	屋外	屋外倉庫	1		ヨドコウ	2014/10/10	
9	事務スペース	事務机	1				
10	事務スペース	事務椅子	1				
11	応接コーナー	椅子（丸椅子）	2				
12	応接コーナー	応接セット（椅子のみ）	1				
13	応接コーナー	こたつ	1			2013/2/4	
14	応接コーナー	テレビ	1		ソニー KI-32W730E	2019/12/23	
15	玄関	カタログスタンド	1			2019/12/23	
16	事務スペース	電話機	1		パナソニック KX-PD1020L	2018/2/11	
17	事務スペース	書類棚	1				
18	事務スペース	プリンター	1		brother MFC-J7500CDW	2023/5/18	
19	事務スペース	エアコン	1		ダイキン S56XTCXP-W	2021/1/21	
20	事務スペース	掃除機	1		日立 PV-BH900HN	2021/2/8	
21	事務スペース	シュレッダー	1		アイリスオーヤマ KTF60M	2021/5/4	
22	事務スペース	扇風機	1		HITACHI HEF-RE1N		
23	調理室	電子レンジ	1			2020 / 2/--	
24	調理室	戸棚・食器棚	1式				
25	調理室	収納庫（ガラス）上 引違い	1				
26	調理室	収納庫（戸）下 引違い	1				
27	調理室	コンビネーションレンジ	1		大阪ガス GMO-6200		
28	調理室	冷蔵庫	1		HITACHI R-S42BM	2012/9/3	
29	調理室	お茶碗	60				
30	調理室	お椀	60				
31	調理室	中鉢	48				

【箕谷地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数量	大きさ・寸法(cm)	規格・仕様（空欄は不明）	取得年月日（空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
32	調理室	カレー皿	60				
33	調理室	スープカップ	45				
34	調理室	コーヒーカップ	50				
35	調理室	グラス（大、小）	40				
36	調理室	湯呑茶碗	60				
37	調理室	小皿	50				
38	調理室	他（平皿、小鉢等）					
39	調理室	松花堂	50				
40	調理室	どっしり椀	50				
41	調理室	炊飯器（ガス）	2				
42	調理室	コーヒーメーカー	1		ZOJIRUSHI EC-YS100-XB		
43	調理室	湯沸かし器	1		ピーコック WBI-F30		
44	調理室	長手盆	45				
45	調理室	鍋	一式				
46	調理室	ボウル、ざる	一式				
47	調理室	バット（調理用トレイ）	一式				

参考：A E D 自動体外式除細動器については神戸市で契約の上、各センターに 1 台設置しています

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※斜線は引継ぎ対象外のもので

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品写真 () No

No	品名	形質・寸法	数	出所	ラベル No	保管場所	写 真
	ラミネーター	明光商会 QHS330 100×535×180mm	1	市・県		2階 ロビー	
	ペーパー裁断機	オープン工業 SA-202 380×655×90mm	1	市・県		2階 ロビー	
				市・県			
				市・県			

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品写真 () No

No	品名	形質・寸法	数	出所	ラベル No	保管場所	写 真
	ラミネーター	明光商会 QHS330 100×535×180mm	1	市・県		2階 ロビー	
				市・県			
				市・県			
				市・県			
				市・県			

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品写真 () No

No	品名	形質・寸法	数	出所	ラベル No	保管場所	写 真
	複合 インクジェットプリンター	EPSON PX-M730F 425×379×249mm	1	市・県		1階 事務所	
				市・県			
				市・県			
				市・県			
				市・県			

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品写真 () No

No	品名	形質・寸法	数	出所	ラベル No	保管場所	写 真
	AV レシーバー アンプ	YAMAHA RX-V385 435×161×315mm	1	市・県		1 階 活動室	
				市・県			
				市・県			
				市・県			
				市・県			

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 掲示板 》

北須磨ふれあいのまちづくり協議会

No.1

No.	購入年月日			廃棄年月日			品名	形質・寸法	数	単価	出所	ラベルNo.	保管場所	確認印
1	R	9	2				掲示板	600(H)×900(W) 支柱 ひさし無し	1	35,683	(市・県)	103563	離宮西町2丁目 ビッグボーイ前	
2	H	3	31				掲示板 (水野町自治会と共有)	600(H)×1600(W) フェンス取付 ひさし付き 引違窓仕様	1	88,620	(市・県)	103564	水野町 県住前	
3	H	9	9				掲示板	600(H)×900(W) 塀吊下げ ひさし付き	1	37,191	(市・県)	103565	月見山町3丁目 溝口様宅	
4	H	3	11	R	3	30	掲示板	650(H)×950(W) フェンス取付 ひさし付き	1	41,685	(市・県)		月見山町3丁目 広場フェンス	
5	H	6	30				掲示板	600(H)×1100(W) フェンス取付 ひさし付き	1	42,228	(市・県)	103566	離宮前町1丁目 郵便局北側	
6	H	3	25	R	3	30	掲示板	650(H)×950(W) フェンス吊下げ式 ひさし付き	1	41,685	(市・県)		離宮前町1丁目 伊藤様宅	
7	H	3	25	R	3	30	掲示板	600(H)×830(W) ブロック吊下げ式 ひさし付き	1	38,010	(市・県)		離宮前町1丁目 村雨堂北側	
8	H	4	27	R	3	30	掲示板	600(H)×900(W) フェンス取付 ひさし無し	1		(市・県) (個人会から提供)		離宮前町2丁目 離宮前町公園	
9	H	9	1				掲示板	600(H)×1100(W) フェンス吊下げひさし付き	1	53,682	(市・県)	103567	離宮西町1丁目 村野様宅	
10	H	3	31				掲示板	600(H)×900(W) 塀取付 ひさし無し	1	33,306	(市・県)	103568	須磨寺町2丁目 丹波様宅	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 掲示板 》

北須磨ふれあいのまちづくり協議会

No.2

No.	購入年月日			廃棄年月日			品名	形質・寸法	数	単価	出所	ラベルNo.	保管場所	確認印
11	H	9	9				掲示板	600(H)×900(W) 足付き ひさし付き	1	62,790	(市・県)	103569	須磨寺町4丁目 須磨交番前	
12	H	3	11	R	3	30	掲示板	650(H)×950(W) フェンス取付 ひさし付き	1	41,685	(市・県)		須磨寺町1丁目 東田様宅	
13	H	2	23				掲示板	650(H)×1000(W) フェンス吊下げひさし付き	1	46,440	(市・県)	103570	桜木町1丁目 西須磨幼稚園東	
14	H	4	6				掲示板	930(H)×1230(W) 引違窓仕様 ガラス	1		(市・県)	103571	離宮前町2丁目 センター前	
15	H	3	31	R	1	9 2	掲示板	600(H)×900(W) 支柱 ひさし無し	1	38,535	(市・県)		離宮西町2丁目 ビッグボーイ前	
16	R	3	30				掲示板	ホワイトボード 鍵付き 引違ガラス戸 マグネット	1	88,877	(市・県)	103572	月見山町3丁目 広場フェンス	
17	R	3	30				掲示板	ホワイトボード 鍵付き 引違ガラス戸 マグネット	1	88,877	(市・県)	103573	離宮前町1丁目 伊藤様宅	
18	R	3	30				掲示板	ホワイトボード 鍵付き 引違ガラス戸 マグネット	1	88,877	(市・県)	103574	離宮前町2丁目 離宮前町公園	
19	R	3	30				掲示板	ホワイトボード 鍵付き 引違ガラス戸 マグネット	1	88,877	(市・県)	103575	離宮前町1丁目 村雨堂北側	
20	H	3	25				掲示板 (R3/3 離宮前町1丁目 伊藤様宅より移設)	650(H)×950(W) フェンス吊下げ式 ひさし付き	1	41,685	(市・県)	103576	須磨寺町1丁目 東田様宅	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《1階 外回り》

北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.1

No.	購入年月日			廃棄年月日	品名	形質・寸法	数	単価	出所	ラベルNo.	保管場所	確認印
1	H 21	9	14		のぼり旗一式 (ポール含む)	綿天竺緑衿仕立 180×45 cm	1	26,880	市・県 ()		1階 外回り 南側	
2	H 21	9	14		のぼり旗一式 (ポール含む)	綿天竺緑衿仕立 180×45 cm	1	26,880	市・県 ()		1階 外回り 南側	
3	H 21	12	14		倉庫 (掃除道具入れ)	90×45×162	1	10,800	市・県 ()	消耗品	1階 外回り 北側	
4	H 22	8	25	H 1	8 10 電動自転車	ヤマハ	1	100,000	市・県 ()		1階 外回り	
5	H 24	3	26		携帯発電機	ホンダ EU9iGB	1	130,250	市・県 ()	102056	1階 外回り 南側	
6	H 24	3	11		ホットプレート	象印 EA-BM30-TA	1	7,000	市・県 ()	消耗品	1階 外回り 南側	
7	H 24	3	11		ホットプレート	象印 EA-BM30-TA	1	7,000	市・県 ()	消耗品	1階 外回り 南側	
8	H 23	12	26		提灯 (年末警戒)	6 長水星赤線入り	1	15,750	市・県 ()	消耗品	1階 外回り 南側	
9	H 24	8	8		物置	イナバ MJN-199E 195×90×185	1	104,480	市・県 ()	102057	1階 外回り 南側	
10	H 26	11	26		物置	ヨドコウ 150×75×110	1	56,052	市・県 ()		1階 外回り 西側	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《1階 外回り》

北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.2

No.	購入年月日			廃棄年月日	品名	形質・寸法	数	単価	出所	ラベルNo.	保管場所	確認印
11	H 26	11	26		物置	ヨドコウ 150×75×110	1	56,052	市・県 ()		1階 外回り 西側	
12	H 28	3	31		手回し充電ラジオ	KOBAN ECO-5	1	4,082	市・県 ()	消耗品	1階 外回り 南側	
13	H 28	3	31		手回し充電ラジオ	KOBAN ECO-5	1	4,082	市・県 ()	消耗品	1階 外回り 南側	
14	H 28	3	31	不明	手回し充電ラジオ	KOBAN ECO-5	1	4,082	市・県 ()		1階 外回り 南側	
15	H 26	3	17		カセットコンロ	イワタニ CB-AP-14	1	2,919	市・県 ()	消耗品	1階 外回り 南側	
16	H 26	3	17		カセットコンロ	イワタニ CB-AP-14	1	2,919	市・県 ()	消耗品	1階 外回り 南側	
17	H 21	10	14		メガホン (広報訓練用拡声器)	パナソニック WD-65B	1		市・県 (支給品)	消耗品	1階 外回り 南側	
18	H 21	10	14		ヘルメット		1		市・県 (支給品)	消耗品	1階 外回り 南側	
19	H 21	10	14		ヘルメット		1		市・県 (支給品)	消耗品	1階 外回り 南側	
20	H 21	10	14		ヘルメット		1		市・県 (支給品)	消耗品	1階 外回り 南側	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 1階 外回り 》

北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.3

No.	購入年月日			廃棄年月日	品 名	形質・寸法	数	単 価	出 所	ラベルNo.	保管場所	確認印
21	H 21	10	14		ヘルメット		1		市・県 (支給品)	消耗品	1階 外回り 南側	
22	H 21	10	14		ヘルメット		1		市・県 (支給品)	消耗品	1階 外回り 南側	
23	H 21	10	14		ヘルメット		1		市・県 (支給品)	消耗品	1階 外回り 南側	
24	H 21	10	14		ヘルメット		1		市・県 (支給品)	消耗品	1階 外回り 南側	
25	H 21	10	14		ヘルメット		1		市・県 (支給品)	消耗品	1階 外回り 南側	
26	H 21	10	14		ヘルメット		1		市・県 (支給品)	消耗品	1階 外回り 南側	
27	H 21	10	14		ヘルメット		1		市・県 (支給品)	消耗品	1階 外回り 南側	
28	H 21	10	14		ヘルメット		1		市・県 (支給品)	消耗品	1階 外回り 南側	
29	H 21	10	14		ヘルメット		1		市・県 (支給品)	消耗品	1階 外回り 南側	
30	H 21	10	14		ヘルメット		1		市・県 (支給品)	消耗品	1階 外回り 南側	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 1階 外回り 》

北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.4

No.	購入年月日			廃棄年月日	品 名	形質・寸法	数	単 価	出 所	ラベルNo.	保管場所	確認印
31	H 21	10	14		ヘルメット		1		市・県 (支給品)	消耗品	1階 外回り 南側	
32	H 21	10	14		ヘルメット		1		市・県 (支給品)	消耗品	1階 外回り 南側	
33	H 21	10	14		ヘルメット		1		市・県 (支給品)	消耗品	1階 外回り 南側	
34	H 21	10	14		ヘルメット		1		市・県 (支給品)	消耗品	1階 外回り 南側	
35	H 21	10	14		ヘルメット		1		市・県 (支給品)	消耗品	1階 外回り 南側	
36	H 21	10	14		ヘルメット		1		市・県 (支給品)	消耗品	1階 外回り 南側	
37	H 21	10	14		ヘルメット		1		市・県 (支給品)	消耗品	1階 外回り 南側	
38							1		市・県 ()		1階 外回り 南側	
39							1		市・県 ()		1階 外回り 南側	
40							1		市・県 ()		1階 外回り 南側	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《1階 活動室》

北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.1

No.	購入年月日	廃棄年月日	品名	形質・寸法	数	単価	出所	ラベルNo.	保管場所
1	H 21	4 6	大型液晶デジタルテレビ	パナソニック TH-P37X1 37型	1	133,000	市・県 (支給品)	101969	1階 活動室 ⇒2階ロビー
2	H 21	4 6	大型液晶テレビ台	ハヤミ PH-845-11	1	45,000	市・県 (支給品)	102055	1階 活動室 ⇒2階ロビー
3	H 21	4 6	ホワイトボード	BBC-1809WW-WE キャスター付き	1	37,500	市・県 (支給品)	102054	1階 活動室
4	H 21	4 6	はしご兼用脚立	RB-18 69×111×170	1	28,665	市・県 (支給品)	103493	1階 活動室 物入れ
5	H 21	4 6	ミーティングテーブル	THM-184LS-94 木目調天板	1	23,600	市・県 (支給品)	101972	1階 活動室 物入れ
6	H 21	4 6	ミーティングテーブル	THM-184LS-94 木目調天板	1	23,600	市・県 (支給品)	101974	1階 活動室 物入れ
7	H 21	4 6	ミーティングテーブル	THM-184LS-94 木目調天板	1	23,600	市・県 (支給品)	101975	1階 活動室 物入れ
8	H 21	4 6	ミーティングテーブル	THM-184LS-94 木目調天板	1	23,600	市・県 (支給品)	101976	1階 活動室 物入れ
9	H 21	4 6	ミーティングテーブル	THM-184LS-94 木目調天板	1	23,600	市・県 (支給品)	101977	1階 活動室 物入れ
10	H 21	4 6	ミーティングテーブル	THM-184LS-94 木目調天板	1	23,600	市・県 (支給品)	101978	1階 活動室 物入れ

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 1階 活動室 》

北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.2

No.	購入年月日			廃棄年月日	品名	形質・寸法	数	単価	出所	ラベルNo.	保管場所	確認印
11	H	4	6		ミーティングテーブル	THM-184LS-94 木目調天板	1	23,600	市・県 (支給品)	101979	1階 活動室 物入れ	
12	H	4	6		ミーティングテーブル	THM-184LS-94 木目調天板	1	23,600	市・県 (支給品)	101981	1階 活動室 物入れ	
13	H	4	6		ミーティングテーブル	THM-184LS-94 木目調天板	1	23,600	市・県 (支給品)	101982	1階 活動室 物入れ	
14	H	4	6		ミーティングテーブル	THM-184LS-94 木目調天板	1	23,600	市・県 (支給品)	101983	1階 活動室 物入れ	
15	H	4	6		ミーティングテーブル	THM-184LS-94 木目調天板	1	23,600	市・県 (支給品)	101984	1階 活動室 物入れ	
16	H	4	6		ミーティングテーブル	THM-184LS-94 木目調天板	1	23,600	市・県 (支給品)	101985	1階 活動室 物入れ	
17	H	4	6		ミーティングテーブル	THM-184LS-94 木目調天板	1	23,600	市・県 (支給品)	101986	1階 活動室 物入れ	
18	H	4	6		ミーティングテーブル	THM-184LS-94 木目調天板	1	23,600	市・県 (支給品)	101987	1階 活動室 物入れ	
19	H	4	6		ミーティングテーブル	THM-184LS-94 木目調天板	1	23,600	市・県 (支給品)	101988	1階 活動室 物入れ	
20	H	4	6		ミーティングテーブル	THM-184LS-94 木目調天板	1	23,600	市・県 (支給品)	101989	1階 活動室 物入れ	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 1階 活動室 》

北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.3

No.	購入年月日	廃棄年月日	品 名	形質・寸法	数	単 価	出 所	ラベルNo.	保管場所	確認印
21	H 21 4 6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	101990	1階 活動室 物入れ	
22	H 21 4 6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	101991	1階 活動室 物入れ	
23	H 21 4 6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	101992	1階 活動室 物入れ	
24	H 21 4 6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	101993	1階 活動室 物入れ	
25	H 21 4 6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	101994	1階 活動室 物入れ	
26	H 21 4 6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	101995	1階 活動室 物入れ	
27	H 21 4 6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	101996	1階 活動室 物入れ	
28	H 21 4 6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	101997	1階 活動室 物入れ	
29	H 21 4 6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	101998	1階 活動室 物入れ	
30	H 21 4 6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	101999	1階 活動室 物入れ	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 1階 活動室 》

北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.4

No.	購入年月日			廃棄年月日			品名	形質・寸法	数	単価	出所	ラベルNo.	保管場所	確認印
31	H	4	6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102000	1階 活動室 物入れ	
32	H	4	6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102001	1階 活動室 物入れ	
33	H	4	6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102002	1階 活動室 物入れ	
34	H	4	6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102003	1階 活動室 物入れ	
35	H	4	6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102004	1階 活動室 物入れ	
36	H	4	6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102005	1階 活動室 物入れ	
37	H	4	6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102006	1階 活動室 物入れ	
38	H	4	6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102007	1階 活動室 物入れ	
39	H	4	6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102008	1階 活動室 物入れ	
40	H	4	6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102009	1階 活動室 物入れ	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 1階 活動室 》 北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.5

No.	購入年月日	廃棄年月日	品 名	形質・寸法	数	単 価	出 所	ラベルNo.	保管場所	確認印
41	H 21 4 6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102010	1階 活動室 物入れ	
42	H 21 4 6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102011	1階 活動室 物入れ	
43	H 21 4 6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102012	1階 活動室 物入れ	
44	H 21 4 6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102013	1階 活動室 物入れ	
45	H 21 4 6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102014	1階 活動室 物入れ	
46	H 21 4 6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102015	1階 活動室 物入れ	
47	H 21 4 6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102016	1階 活動室 物入れ	
48	H 21 4 6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102017	1階 活動室 物入れ	
49	H 21 4 6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102018	1階 活動室 物入れ	
50	H 21 4 6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102019	1階 活動室 物入れ	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 1階 活動室 》 北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.6

No.	購入年月日			廃棄年月日	品名	形質・寸法	数	単価	出所	ラベルNo.	保管場所	確認印
51	H 21	4	6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102020	1階 活動室 物入れ	
52	H 21	4	6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102021	1階 活動室 物入れ	
53	H 21	4	6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102022	1階 活動室 物入れ	
54	H 21	4	6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102023	1階 活動室 物入れ	
55	H 21	4	6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102024	1階 活動室 物入れ	
56	H 21	4	6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102025	1階 活動室 物入れ	
57	H 21	4	6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102026	1階 活動室 物入れ	
58	H 21	4	6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102027	1階 活動室 物入れ	
59	H 21	4	6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102028	1階 活動室 物入れ	
60	H 21	4	6		軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102029	1階 活動室 物入れ	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 1階 活動室 》 北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.7

No.	購入年月日			廃棄年月日			品名	形質・寸法	数	単価	出所	ラベルNo.	保管場所	確認印
61	H	21	4 6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102030	1階 活動室 物入れ	
62	H	21	4 6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102031	1階 活動室 物入れ	
63	H	21	4 6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102032	1階 活動室 物入れ	
64	H	21	4 6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102033	1階 活動室 物入れ	
65	H	21	4 6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102034	1階 活動室 物入れ	
66	H	21	4 6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102035	1階 活動室 物入れ	
67	H	21	4 6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102036	1階 活動室 物入れ	
68	H	21	4 6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102037	1階 活動室 物入れ	
69	H	21	4 6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102038	1階 活動室 物入れ	
70	H	21	4 6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102039	1階 活動室 物入れ	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 1階 活動室 》 北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.8

No.	購入年月日			廃棄年月日			品名	形質・寸法	数	単価	出所	ラベルNo.	保管場所	確認印
71	H	4	6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102040	1階 活動室 物入れ	
72	H	4	6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102041	1階 活動室 物入れ	
73	H	4	6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102042	1階 活動室 物入れ	
74	H	4	6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102043	1階 活動室 物入れ	
75	H	4	6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102044	1階 活動室 物入れ	
76	H	4	6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102045	1階 活動室 物入れ	
77	H	4	6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102046	1階 活動室 物入れ	
78	H	4	6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102047	1階 活動室 物入れ	
79	H	4	6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102048	1階 活動室 物入れ	
80	H	4	6				軽量椅子	LUSH-SX 黒	1	7,700	市・県 (支給品)	102049	1階 活動室 物入れ	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 1階 活動室 》 北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.9

No.	購入年月日	廃棄年月日	品 名	形質・寸法	数	単 価	出 所	ラベルNo.	保管場所	確認印
81	H 21	4 6		椅子用台車	1	30,000	市・県 (支給品)	103532	1階 活動室 物入れ	
82	H 21	4 6		椅子用台車	1	30,000	市・県 (支給品)	103533	1階 活動室 物入れ	
83	H 21	4 6		遮光カーテン 南側西窓	1		市・県 (支給品)	103506	1階 活動室	
84	H 21	4 6		遮光カーテン 南側西窓	1		市・県 (支給品)	103507	1階 活動室	
85	H 21	4 6		遮光カーテン 南側中央窓	1		市・県 (支給品)	103508	1階 活動室	
86	H 21	4 6		遮光カーテン 南側中央窓	1		市・県 (支給品)	103509	1階 活動室	
87	H 21	4 6		遮光カーテン 西側窓	1		市・県 (支給品)	103510	1階 活動室	
88	H 21	4 6		遮光カーテン 西側窓	1		市・県 (支給品)	103511	1階 活動室	
89	H 21	4 6		遮光カーテン 南側東窓	1		市・県 (支給品)	103512	1階 活動室	
90	H 21	4 6		遮光カーテン 南側東窓	1		市・県 (支給品)	103513	1階 活動室	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 1階 活動室 》

北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.10

No.	購入年月日			廃棄年月日			品 名	形質・寸法	数	単 価	出 所	ラベルNo.	保管場所	確認印
91	H 21	4	6	R 2	9	19	レースカーテン 南	W1000 H2700	1		市・県 (支給品)		1階 活動室	
92	H 21	4	6	R 2	9	19	レースカーテン 南	W1000 H2700	1		市・県 (支給品)		1階 活動室	
93	H 21	4	6	R 2	9	19	レースカーテン 南	W1000 H2700	1		市・県 (支給品)		1階 活動室	
94	H 21	4	6	R 2	9	19	レースカーテン 南	W1000 H2700	1		市・県 (支給品)		1階 活動室	
95	H 21	4	6	R 2	9	19	レースカーテン 西	W1750 H2200	1		市・県 (支給品)		1階 活動室	
96	H 21	4	6	R 2	9	19	レースカーテン 西	W1750 H2200	1		市・県 (支給品)		1階 活動室	
97	H 21	4	6	R 2	9	19	レースカーテン 南	W1500 H2700	1		市・県 (支給品)		1階 活動室	
98	H 21	4	6	R 2	9	19	レースカーテン 南	W1500 H2700	1		市・県 (支給品)		1階 活動室	
99	H 21	7	13				とおせんぼ	突っ張り式ネット	1	6,278	市・県 ()	消耗品	1階 活動室 押し入れ	
100	H 21	11	27				ジョイントマット		48	294,000 @6125	市・県 ()		1階 活動室 押し入れ	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 1階 活動室 》 北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.11

No.	購入年月日			廃棄年月日			品名	形質・寸法	数	単価	出所	ラベルNo.	保管場所	確認印
10 1	H 21	12	9				電子ピアノ	ヤマハ EP85S スタンド・椅子付き	1	52,320	市・県 ()		1階 活動室	
10 2	H 21	12	9	R 4	8	24	通信カラオケ機器	DAM-PDV	1	846,825	市・県 ()		1階 活動室	
10 3	H 22	1	12				脚立	3段	1	1,580	市・県 ()	消耗品	1階 活動室 物入れ	
10 4	H 22	1	18				プロジェクタースクリーン	DS999 9X9TEN	1	100,000	市・県 ()		1階 活動室	
10 5	H 22	1	29	R 2	12	14	DVD-ブルーレイ レコーダー	シャープ BDHDV22	1	94,800	市・県 ()		1階 活動室	
10 6	H 22	3	26				ロールカーテン	ドア附属	1	26,796	市・県 ()		1階 活動室	
10 7	H 22	3	26	H 29	5		ロールカーテン	台所間仕切り	1	33,600	市・県 ()		1階 活動室	
10 8	H 22	3	30				掃除機	パナソニック MC-P990WS	1	59,800	市・県 ()	103494	1階 活動室 物入れ	
10 9	H 24	3	17				ファンヒーター	パナソニック DS-FKX1202	1	24,500	市・県 ()	103495	1階 活動室 物入れ	
11 0	H 24	3	17	時期不明 廃棄			ファンヒーター	パナソニック DS-FKX1202	1	24,500	市・県 ()		1階 活動室 物入れ	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 1階 活動室 》 北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.12

No.	購入年月日			廃棄年月日	品 名	形質・寸法	数	単 価	出 所	ラベルNo.	保管場所	確認印
11 1	H 24	4	27		スピーカースタンド型 アンプ	MOBILECUBE ローランド SPERED	1	23,625	市・県 ()		1階 活動室	
11 2	H 24	4	27		スピーカースタンド型 アンプ	MOBILECUBE ローランド SPERED	1	23,625	市・県 ()		1階 活動室	
11 3	不 明				暗幕 西側	W1750 H2700	1		市・県 ()	103514	1階 活動室	
11 4	不 明				暗幕 西側	W1750 H2700	1		市・県 ()	103515	1階 活動室	
11 5	不 明				暗幕 南側西窓	W1000 H2700	1		市・県 ()	103516	1階 活動室	
11 6	不 明				暗幕 南側西窓	W1000 H2700	1		市・県 ()	103517	1階 活動室	
11 7	H 25	3	27		暗幕 南側中央窓	W1000 H2700	1	30,000	市・県 ()	103518	1階 活動室	
11 8	H 25	3	27		暗幕 南側中央窓	W1000 H2700	1	30,000	市・県 ()	103519	1階 活動室	
11 9	H 25	12	9	R 2 12 14	ラミネート機	フジブラ LPD3223 A3size	1	12,800	市・県 ()	消耗品	1階 活動室 物入れ	
12 0	H 26	10	7		アンプ AVレシーバー	ヤマハ RX-V477(B)	1	36,666	市・県 ()		1階 活動室	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳《 1階 活動室 》 北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.13

No.	購入年月日	廃棄年月日	品 名	形質・寸法	数	単 価	出 所	ラベルNo.	保管場所	確認印
12 1	H 26 10 7		スピーカーセット ヤマハ NS-210	フロントスピーカー	1	58,628	市・県 ()		1階 活動室	
12 2	H 26 10 7		↓	フロントスピーカー	1	↓	市・県 ()		1階 活動室	
12 3	H 26 10 7		↓	センタースピーカー	1	↓	市・県 ()		1階 活動室	
12 4	H 26 10 7		↓	ブックシェルフスピー カー	1	↓	市・県 ()		1階 活動室	
12 5	H 26 10 7		↓	ブックシェルフスピー カー	1	↓	市・県 ()		1階 活動室	
12 6	H 26 10 7		↓	サブウーハー	1	↓	市・県 ()		1階 活動室	
12 7	H 28 3 31		救急箱	災害多人数用(20人)	1	24,408	市・県 ()	103496	1階 活動室 物入れ	
12 8	H 28 3 31		救急箱	災害多人数用(20人)	1	24,408	市・県 ()	103497	1階 活動室 物入れ	
12 9	H 29 3 22		救急箱	災害多人数用(20人)	1	24,408	市・県 ()	103498	1階 活動室 物入れ	
13 0	不 明		扇風機	TOSHIBA F-LC21	1		市・県 (譲受)		1階 活動室 物入れ	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳《1階活動室》北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.14

No.	購入年月日	廃棄年月日	品名	形質・寸法	数	単価	出所	ラベルNo.	保管場所	確認印
13 1	H 30 11 16		消火器（行事用） 2027年まで有効	粉末着圧式 ヤマト FM3000NX10型	1	5,914	市・県 ()	消耗品	1階 活動室 物入れ	
13 2	H 30 7 9		室内常備灯	パナソニック BF-BE01	1	2,419	市・県 ()	消耗品	1階 活動室	
13 3	R 2 9 23		レースカーテン 南側西窓	W1000 H2700	1 組	20,350	市・県 ()	103535	1階 活動室	
13 4	R 2 9 23		レースカーテン 南側中央窓	W1000 H2700	1 組	20,350	市・県 ()	103536	1階 活動室	
13 5	R 2 9 23		レースカーテン 南側東窓	W1500 H2700	1 組	30,360	市・県 ()	103537	1階 活動室	
13 6	R 2 9 23		レースカーテン 西側窓	W1750 H2200	1 組	25,574	市・県 ()	103538	1階 活動室	
13 7	R 2 11 10		4K テレビ 55V	パナソニック TH-55HX900	1	181,500	市・県 ()	103546	1階 活動室	
13 8	R 2 11 10		4KBD・DVD プレイヤー	パナソニック DP-UB45-K	1	30,690	市・県 ()	103547	1階 活動室	
13 9	R 2 11 10		テレビスタンド	PH-815 49~55V	1	59,950	市・県 ()	103548	1階 活動室	
14 0	R 2 11 10		A3 ラミネーター	オーロラジャパン O14-M300K	1	4,158	市・県 ()	消耗品	1階 活動室	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳《 1階 活動室 》 北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.15

No.	購入年月日			廃棄年月日	品 名	形質・寸法	数	単 価	出 所	ラベルNo.	保管場所	確認印
14 1	R 3	1	16		空気清浄機	ダイキン MCK70XJ-W	1	57,750	(市・県)	103555	1階 活動室	
14 2	R 3	1	16		空気清浄機	ダイキン MCK70XJ-W	1	57,750	(市・県)	103556	1階 活動室	
14 3	R 3	3	10		ポータブル電源 (二次充電機)	ジャクリ BN-RB5-C	1	55,000	(市・県)	103561	1階 活動室	
14 4	R 3	3	10		USB 2.0 ケーブル 1.0m	エレコム 3in1 cable MPA-JNAMBLC10BK	1	1,500	(市・県)	消耗品	1階 活動室	
14 5	R 3	3	10		USB 2.0 ケーブル 1.0m	エレコム 3in1 cable MPA-JNAMBLC10BK	1	1,500	(市・県)	消耗品	1階 活動室	
14 6	R 3	3	10		USB 2.0 ケーブル 1.0m	エレコム 3in1 cable MPA-JNAMBLC10BK	1	1,500	(市・県)	消耗品	1階 活動室	
14 7	R 3	3	10		モバイルバッテリー ケーブル 2 本付属	エレコム DE-JNCL-10050BK	1	3,000	(市・県)	消耗品	1階 活動室	
14 8	R 3	3	12		非常用段ボールベッド シングル しきり付き	たちばな産業 ねどこだ 171×81×30 (ベッド) 83×173 四つ折り2枚	1	9,900	(市・県)	消耗品	1階 活動室	
14 9	R 3	3	12		非常用段ボールベッド シングル しきり付き	たちばな産業 ねどこだ 171×81×30 (ベッド) 83×173 四つ折り2枚	1	9,900	(市・県)	消耗品	1階 活動室	
15 0	R 3	3	12		非常用段ボールベッド シングル しきり付き	たちばな産業 ねどこだ 171×81×30 (ベッド) 83×173 四つ折り2枚	1	9,900	(市・県)	消耗品	1階 活動室	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳《 1階 活動室 》 北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.16

No.	購入年月日	廃棄年月日	品 名	形質・寸法	数	単 価	出 所	ラベルNo.	保管場所	確認印
15 1	R 3 3 12		非常用段ボールベッド シングル しきり付き	たちばな産業 ねどこだ 171×81×30 (ベッド) 83×173 四つ折り2枚	1	9,900	(市・県)	消耗品	1階 活動室	
15 2	R 3 3 12		非常用段ボールトイレ	たちばな産業 かわやだ 15回分 33×40×40	1	4,060	(市・県)	消耗品	1階 活動室	
15 3	R 3 3 12		非常用段ボールトイレ	たちばな産業 かわやだ 15回分 33×40×40	1	4,060	(市・県)	消耗品	1階 活動室	
15 4	R 3 3 12		非常用段ボールトイレ	たちばな産業 かわやだ 15回分 33×40×40	1	4,060	(市・県)	消耗品	1階 活動室	
15 5	R 3 3 12		非常用段ボールトイレ	たちばな産業 かわやだ 15回分 33×40×40	1	4,060	(市・県)	消耗品	1階 活動室	
15 6					1		(市・県)		1階 活動室	
15 7					1		(市・県)		1階 活動室	
15 8					1		(市・県)		1階 活動室	
15 9					1		(市・県)		1階 活動室	
16 0					1		(市・県)		1階 活動室	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 1階 玄関ロビー 》北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.1

No.	購入年月日			廃棄年月日	品名	形質・寸法	数	単価	出所	ラベルNo.	保管場所	確認印
1	H	4	6		傘立て	イトーキ LCA-430 W505 20～30 本用	1	29,505	市・県 (支給品)	103483	1階 玄関	
2	H	4	26		折りたたみテーブル (来館者記入用)	ニトリ DC5C-NA 50×40×70	1	1,490	市・県 ()	103484	1階 ロビー	
3	H	3	9		パンフレットスタンド	80×163	1	19,900	市・県 ()		1階 玄関	
4	H	3	4		AED 収納箱	SECOM	1	37,800	市・県 ()	103486	1階 玄関	
5	H	2	20		テーブル (ロビー)	700(W)×600(D) ×78(H)	1	11,980	市・県 ()	103487	1階 ロビー	
6	H	4	6		長椅子	W1850×H1500	1		市・県 (支給品)	103488	1階 玄関	
7	R	6	26		消火器 2029 年まで有効	粉末(ABC) 蓄圧式 モリタ宮田	1		市・県 (支給品)	消耗品	1階 ロビー	
8	H				ロールカーテン(天井)	タチカワ 150×190	1		市・県 (支給品)	103520	1階 ロビー	
9	H				ロールカーテン(天井)	タチカワ 150×190	1		市・県 (支給品)	103521	1階 ロビー	
10	H	7	9		室内常備灯	パナソニック BF-BE01	1	2,419	市・県 ()	消耗品	1階 ロビー	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 1階 台所 》 北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.1

No.	購入年月日	廃棄年月日	品 名	形質・寸法	数	単 価	出 所	ラベルNo.	保管場所	確認印
1	H 21 4 6	H 31 3 20	電子レンジ	東芝 ER-6	1	25,300	市・県 (支給品)	102052	1階 台所	
2	H 21 4 6		大型冷蔵庫	日立 R-S47YM	1	155,000	市・県 (支給品)	102053	1階 台所	
3	H 21 4 6		炊飯器	タイガー JNO-A360	1	24,300	市・県 (支給品)	102051	1階 台所	
4	H 21 4 6		オーブントースター	象印 ET-TC22-SB	1	5,775	市・県 (支給品)	消耗品	1階 台所	
5	H 21 4 6		コーヒーメーカー	象印 0.81L EC-AA60-TA	1	5,500	市・県 (支給品)	消耗品	1階 台所	
6	H 21 4 6	時期不明 廃棄済	電気ポット 保温機能付き	タイガー PDK-G400	1	11,600	市・県 ()		市・県 (支給品)	
7	H 21 4 6		食器棚	NRG-1860DGH 583×312×1815	1		市・県 (支給品)	103505	1階 台所	
8	H 21 12 14		ハンドミキサー	泉製器 HM410	1	2,180	市・県 ()	消耗品	1階 台所	
9	H 21 12 24		コーヒーメーカー	象印 0.81L EC-AA60-TA	1	3,380	市・県 ()	消耗品	1階 台所	
10	H 22 3 20		フードプロセッサー	パナソニック MK-K80P	1	16,020	市・県 ()	消耗品	1階 台所	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 1階 台所 》 北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.2

No.	購入年月日			廃棄年月日	品名	形質・寸法	数	単価	出所	ラベルNo.	保管場所	確認印
11	H 22	5	13		炊飯器	タイガー JNO-A360	1	32,000	市・県 ()	103499	1階 台所	
12	H 22	12	24		ステンレス製卓上ボトル	サーモス 1.5ℓ THS-1500	1	2,980	市・県 ()	消耗品	1階 台所	
13	時期不明				ホットプレート	タイガー CPN-A130	1		市・県 (譲受)		1階 台所	
14	時期不明				電気ポット	象印 4L CD-DM40	1		市・県 (譲受)		1階 台所	
15	H 23	2	15		折りたたみ丸椅子	FLSCM-BK	1	1,490	市・県 ()		1階 台所	
16	H 23	2	15		折りたたみ丸椅子	FLSCM-BK	1	1,490	市・県 ()		1階 台所	
17	H 23	2	15		折りたたみ丸椅子	FLSCM-BK	1	1,490	市・県 ()		1階 台所	
18	H 23	2	15		折りたたみ丸椅子	FLSCM-BK	1	1,490	市・県 ()		1階 台所	
19	H 23	2	15		折りたたみ丸椅子	FLSCM-BK	1	1,490	市・県 ()		1階 台所	
20	H 23	2	15		折りたたみ丸椅子	FLSCM-BK	1	1,490	市・県 ()		1階 台所	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 1階 台所 》 北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.3

No.	購入年月日			廃棄年月日			品名	形質・寸法	数	単価	出所	ラベルNo.	保管場所	確認印
21	H 23	2	15				折りたたみ丸椅子	FLSCM-BK	1	1,490	市・ ☐ 県 ()		1階 台所	
22	H 23	2	15				折りたたみ丸椅子	FLSCM-BK	1	1,490	市・ ☐ 県 ()		1階 台所	
23	H 23	2	15				折りたたみ丸椅子	FLSCM-BK	1	1,490	市・ ☐ 県 ()		1階 台所	
24	H 23	2	15				折りたたみ丸椅子	FLSCM-BK	1	1,490	市・ ☐ 県 ()		1階 台所	
25	H 24	3	1				電子レンジ	日立 MRO-JV300	1	70,300	市・ ☐ 県 ()		1階 台所	
26	H 24	3	16				スチールラック	ルミナス 4段メッシュ 60(W)×45(D)×120(H)	1	6,980	市・ ☐ 県 ()		1階 台所	
27	H 26	10	30				電気ポット 保温機能付き	象印 5L CD-PB50HA	1	11,849	☐ 市・ ☐ 県 ()	消耗品	1階 台所	
28	H 26	10	31				コーヒーマーカー	TG ACJB120	1	10,800	☐ 市・ ☐ 県 ()	消耗品	1階 台所	
29	H 27	10	16				ワッフル&ホットサンド メーカー	ビタントニオ VWH-100-K	1	11,286	☐ 市・ ☐ 県 ()	消耗品	1階 台所	
30	H 29	7	10				ワッフルメーカー	アピックス ASW-284	1	3,218	☐ 市・ ☐ 県 ()	消耗品	1階 台所	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 1階 台所 》 北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.4

No.	購入年月日	廃棄年月日	品 名	形質・寸法	数	単 価	出 所	ラベルNo.	保管場所	確認印
31	H 27	6 11	消火器	丸山製作所 SHK-1P	1	3,480	市・県 ()	消耗品	1階 台所	
32	H 28	7 25	夏用カーテン2枚 (突っ張り棒含む)	W55×H40 W140×H195	1	2,097	市・県 ()	消耗品	1階 台所	
33	H 31	3 20	電子レンジ	パナソニック NE-M235	1	37,000	市・県 ()	103500	1階 台所	
34	時期不明		インターホン受信機 ワイヤレスモニター子機	パナソニック VL-WD612	1	29,000	市・県 ()	103543	1階 台所	
35					1		市・県 ()		1階 台所	
36					1		市・県 ()		1階 台所	
37					1		市・県 ()		1階 台所	
38					1		市・県 ()		1階 台所	
39					1		市・県 ()		1階 台所	
40					1		市・県 ()		1階 台所	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 事務所 》

北須磨ふれあいのまちづくり協議会

No.1

No.	購入年月日			廃棄年月日			品 名	形質・寸法	数	単 価	出 所	ラベルNo.	保管場所	確認印
1	H 21	4	6				回転椅子	KKC-980DA-T4H4 450×515×760	1	10,400	市・県 (支給品)	102050	1 階 事務所	
2	H 21	4	6				FAX 付き電話 子機 1 台	パナソニック KX-PW608DL	1	26,800	市・県 (支給品)	103489	1 階 事務所	
3	H 22	1	12				折りたたみテーブル	DC5C-NA 50×40×70	1	1,490	市・県 ()	103485	1 階 事務所	
4	不 明						折りたたみテーブル	DC5C-NA 50×40×70	1	1,490	市・県 (譲 受)		1 階 事務所	
5	H 22	1	29	H 2	12	14	複写機	キャノン FC-520-BU	1	33,000	市・県		1 階 事務所	
6	H 22	1	29				ビデオカメラ	キャノン IVISHF21	1	56,800	市・県		1 階 事務所 (書庫内)	
7	H 22	1	29				デジタルカメラ	カシオ EX-H10-SR	1	21,000	市・県		1 階 事務所 (書庫内)	
8	H 22	7	5				3 枚引き違い扉 スチール製書庫	プラス RE-70SB 90×45×70	1	43,340	市・県 ()		1 階 事務所 (物入れ)	
9	H 23	3	17				マイクスタンド	TAMA MS200BK	1	7,350	市・県	消耗品	1 階 事務所 (物入れ)	
10	H 23	3	31				VHS・DVDレコーダー	東芝 SD-V800	1	11,800	市・県 ()	消耗品	1 階 事務所 (書庫内)	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 事務所 》

北須磨ふれあいのまちづくり協議会

No.2

No.	購入年月日	廃棄年月日	品名	形質・寸法	数	単価	出所	ラベルNo.	保管場所	確認印
11	H 24 5 10		スチールラック	90(W)60(D)120(H) 2段	1	12,880	(市・県)	消耗品	1階 事務所 (物入れ)	
12	H 24 8 8		ペーパーカッター	コクヨ DN-IN	1	14,800	(市・県)	消耗品	1階 事務所 (物入れ)	
13	H 27 3 30		コピー機	EPSON PX-M840F	1	31,500	(市・県)		1階 事務所	
14	H 28 5 27		椅子	茶色	1	10,854	(市・県)	103490	1階 事務所	
15	H 28 5 27		スチールラック (コピー台)	キャスター付き 60×45×80	1	24,138	(市・県)	103491	1階 事務所	
16	H 30 7 9		室内常備灯	パナソニック BF-BE01	1	2,419	(市・県)	消耗品	1階 事務所	
17	R 1 7 8		デジタルカメラ	キャノン IXY650 シルバー	1	19,224	(市・県)	103492	1階 事務所 (書庫内)	
18	R 3 1 16		空気清浄機	ダイキン MCK55XJ-W	1	51,500	(市・県)	103554	1階 事務所	
19	R 4 4 1		タブレット	Lenovo Tab M8 TB-8506F	1		(市・県) (支給品)		1階 事務所 (書庫内)	
20	R 4 7 6		プロジェクター	EPSON EB-W06	1	78,900	(市・県)	102165	1階 事務所 (書庫内)	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 2階 台所 》 北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.1

No.	購入年月日	廃棄年月日	品 名	形質・寸法	数	単 価	出 所	ラベルNo.	保管場所	確認印
1	H 21	4	6				市・県 (支給品)	103504	2階 台所	
2	H 21	4	6				市・県 (支給品)	103505	2階 台所	
3	H 22	1	29			24,090	市・県 ()		2階 台所 キャビネット	
4	H 22	1	29			99,800	市・県 ()		2階 台所 キャビネット	
5	H 22	1	29			99,800	市・県 ()		2階 台所 キャビネット	
6	H 22	1	29			99,800	市・県 ()		2階 台所 キャビネット	
7	H 22	1	29			99,800	市・県 ()		原田委員宅	事務所
8	H 22	1	29	不 明		99,800	市・県 ()		2階 台所 キャビネット	
9	H 22	3	30			3,480	市・県 ()		2階 台所 キャビネット	
10	H 22	3	30			3,480	市・県 ()		2階 台所 キャビネット	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 2階 台所 》 北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.2

No.	購入年月日			廃棄年月日			品 名	形質・寸法	数	単 価	出 所	ラベルNo.	保管場所	確認印
11	H 22	3	30				ポータブル CD/SD	TEAC TASCAM BB-1000CD	1	45,000	市・ ☒ 県 ()		2階 台所 キャビネット	
12	H 22	8	25				木製キャビネット	800(W)×500(D) ×1850(H)	1	27,890	市・ ☒ 県 ()		2階 台所	
13	H 23	1	25				ハンズフリー拡声器	オーディオ テクニカ ATP-SP303	1	15,574	市・ ☒ 県 ()		2階 台所 キャビネット	
14	H 25	3	13				CDプレイヤー	TEAC CD-P1260	1	12,900	☒ 市・ ☒ 県 ()	消耗品	2階 台所 キャビネット	
15	H 27	3	14				茶道具 鉄風炉セット		1	25,000	市・ ☒ 県 ()		2階 台所 食器棚	
16	H 27	7	13				茶道具 茶釜	志きの糸目尻	1	32,960	☒ 市・ ☒ 県 ()	103482	2階 台所 食器棚	
17	H 28	1	31				ワゴン	600(W)×400(D) ×850(H)	1	13,800	☒ 市・ ☒ 県 ()	消耗品	2階 台所	
18									1		市・ ☒ 県 ()		2階 台所	
19									1		市・ ☒ 県 ()		2階 台所	
20														

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 2階 A 》

北須磨ふれあいのまちづくり協議会

No.1

No.	購入年月日			廃棄年月日			品 名	形質・寸法	数	単 価	出 所	ラベルNo.	保管場所	確認印
1	H 21	4	6				カーテン 西側窓	ピンク W1500H2500	1		市・県 (支給品)	103524	2階 A	
2	H 21	4	6				カーテン 西側窓	ピンク W1500H2500	1		市・県 (支給品)	103525	2階 A	
3	H 21	4	6				カーテン 南側窓	ピンク W1500H2500	1		市・県 (支給品)	103526	2階 A	
4	H 21	4	6				カーテン 南側窓	ピンク W1500H2500	1		市・県 (支給品)	103527	2階 A	
5	H 21	4	6	R 2	9	19	レースカーテン(西)	白レース W1500H2500	1		市・県 (支給品)		2階 A	
6	H 21	4	6	R 2	9	19	レースカーテン(西)	白レース W1500H2500	1		市・県 (支給品)		2階 A	
7	H 21	4	6	R 2	9	19	レースカーテン(南)	白レース W1500H2500	1		市・県 (支給品)		2階 A	
8	H 21	4	6	R 2	9	19	レースカーテン(南)	白レース W1500H2500	1		市・県 (支給品)		2階 A	
9	不	明					パイプ椅子		1		市・県 (譲受)		2階 A 物入れ	
10	不	明					パイプ椅子		1		市・県 (譲受)		2階 A 物入れ	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 2階 A 》

北須磨ふれあいのまちづくり協議会

No.2

No.	購入年月日			廃棄年月日	品 名	形質・寸法	数	単 価	出 所	ラベルNo.	保管場所	確認印
11	不	明			パイプ椅子		1		市・県 (譲 受)		2階 A 物入れ	
12	不	明			パイプ椅子		1		市・県 (譲 受)		2階 A 物入れ	
13	不	明			パイプ椅子		1		市・県 (譲 受)		2階 A 物入れ	
14	不	明			パイプ椅子		1		市・県 (譲 受)		2階 A 物入れ	
15	不	明			パイプ椅子		1		市・県 (譲 受)		2階 A 物入れ	
16	不	明			パイプ椅子		1		市・県 (譲 受)		2階 A 物入れ	
17	不	明			パイプ椅子		1		市・県 (譲 受)		2階 A 物入れ	
18	不	明			パイプ椅子		1		市・県 (譲 受)		2階 A 物入れ	
19	H 22	4	7		折りたたみテーブル	トーカイスクリン 50×70×70	1	14,900	市・県 ()		2階 A	
20	H 22	4	7		折りたたみテーブル	トーカイスクリン 50×70×70	1	14,900	市・県 ()		2階 A	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 2階 A 》

北須磨ふれあいのまちづくり協議会

No.3

No.	購入年月日	廃棄年月日	品 名	形質・寸法	数	単 価	出 所	ラベルNo.	保管場所	確認印
21	H 22 4 7		折りたたみテーブル	トーカイスクリン 50×70×70	1	14,900	市・県 ()		2階 A	
22	H 22 4 7		折りたたみテーブル	トーカイスクリン 50×70×70	1	14,900	市・県 ()		2階 A	
23	H 22 4 7		折りたたみテーブル	トーカイスクリン 50×70×70	1	14,900	市・県 ()		2階 A	(F)
24	H 22 5 11		キャスター付き パソコンデスク	サンワサプライ HLN-60 60×52.8×126.8	1	9,990	市・県 ()		2階 A	
25	H 23 3 12		デスクトップパソコン キーボード	NEC VALUESTAR G タイプN PC-GV228MF AG	1	158,235	市・県 ()		2階 A	
26	H 24 5 17		木製椅子（お茶用）	木製曲脚 400×400×400	1	1,480	市・県 ()	103481	2階 A 物入れ	
27	H 26 10 7		茶道具 立札棚セット	黒 組み立て式	1	131,280	市・県 ()		2階 A 物入れ	
28	H 26 10 7		茶道具 銅丸炉		1	20,200	市・県 ()		2階 A 物入れ	
29	H 26 11 14		茶道具 風炉用電熱器		1	15,160	市・県 ()		2階 A 物入れ	
30	不 明		木製ベンチ	600×400×420	1		市・県 (手作り)		2階 A 物入れ	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 2階 A 》

北須磨ふれあいのまちづくり協議会

No.4

No.	購入年月日			廃棄年月日			品名	形質・寸法	数	単価	出所	ラベルNo.	保管場所	確認印
31	H	7	9				室内常備灯	パナソニック BF-BE01	1	2,419	(市・県)	消耗品	2階 A	
32	R	9	23				レースカーテン 西側窓	白レース W1500H2500	1組	29,370	(市・県)	103541	2階 A	
33	R	9	23				レースカーテン 南側窓	白レース W1500H2500	1組	29,370	(市・県)	103542	2階 A	
34	R	1	16				空気清浄機	ダイキン MCK55XJ-W	1	51,500	(市・県)	103558	2階 A	
35											(市・県)		2階 A	
36									1		(市・県)		2階 A	
37									1		(市・県)		2階 A	
38									1		(市・県)		2階 A	
39									1		(市・県)		2階 A	
40									1		(市・県)		2階 A	
									1		(市・県)		2階 A	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 2階 B 》

北須磨ふれあいのまちづくり協議会

No.1

No.	購入年月日			廃棄年月日			品 名	形質・寸法	数	単 価	出 所	ラベルNo.	保管場所	確認印
1	H 21	4	6				掃除機	パナソニック MC-K9A	1	12,760	市・県 (支給品)		2階 B 物入れ	
2	H 21	4	6				ミーティングテーブル	THM-184LS-94 木目調天板	1	23,600	市・県 (支給品)	101970	2階 B	
3	H 21	4	6				ミーティングテーブル	THM-184LS-94 木目調天板	1	23,600	市・県 (支給品)	101971	2階 B	
4	H 21	4	6				ミーティングテーブル	THM-184LS-94 木目調天板	1	23,600	市・県 (支給品)	101973	2階 B	
5	H 21	4	6				ミーティングテーブル	THM-184LS-94 木目調天板	1	23,600	市・県 (支給品)	101980	2階 B	
6	H 21	4	6				カーテン 東側窓	ピンク W1500 H2500	1		市・県 (支給品)	103528	2階 B	
7	H 21	4	6				カーテン 東側窓	ピンク W1500 H2500	1		市・県 (支給品)	103529	2階 B	
8	H 21	4	6				カーテン 南側窓	ピンク W1500 H2500	1		市・県 (支給品)	103530	2階 B	
9	H 21	4	6				カーテン 南側窓	ピンク W1500 H2500	1		市・県 (支給品)	103531	2階 B	
10	H 21	4	6	R 2	9	19	レースカーテン(東)	白レース W1500 H2500	1		市・県 (支給品)		2階 B	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 2階 B 》

北須磨ふれあいのまちづくり協議会

No.2

No.	購入年月日			廃棄年月日			品 名	形質・寸法	数	単 価	出 所	ラベルNo.	保管場所	確認印
11	H 21	4	6	R 2	9	19	レースカーテン（東）	白レース W1500 H2500	1		市・県 (支給品)		2階 B	
12	H 21	4	6	R 2	9	19	レースカーテン（南）	白レース W1500 H2500	1		市・県 (支給品)		2階 B	
13	H 21	4	6	R 2	9	19	レースカーテン（南）	白レース W1500 H2500	1		市・県 (支給品)		2階 B	
14	H 22	1	12				脚立	2段 コーナン KAF3354	1	1,580	市・県 ()	消耗品	2階 B 物入れ	
15	H 27	3	30				軽量椅子	青	1	13,257	市・県 ()		2階 B	
16	H 27	3	30				軽量椅子	青	1	13,257	市・県 ()		2階 B	
17	H 27	3	30				軽量椅子	青	1	13,257	市・県 ()		2階 B	
18	H 27	3	30				軽量椅子	青	1	13,257	市・県 ()		2階 B	
19	H 27	3	30				軽量椅子	青	1	13,257	市・県 ()		2階 B	
20	H 27	3	30				軽量椅子	青	1	13,257	市・県 ()		2階 B	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 2階 B 》

北須磨ふれあいのまちづくり協議会

No.3

No.	購入年月日			廃棄年月日	品名	材質・寸法	数	単価	出所	ラベルNo.	保管場所	確認印
21	H 27	3	30		軽量椅子	青	1	13,257	市・県 ()		2階 B	
22	H 27	3	30		軽量椅子	青	1	13,257	市・県 ()		2階 B	
23	H 30	7	9		室内常備灯	パナソニック BF-BE01	1	2,419	市・県 ()	消耗品	2階 B	
24	R 2	9	23		レースカーテン 東側窓	白レース W1500 H2500	1 組	29,370	市・県 ()	103539	2階 B	
25	R 2	9	23		レースカーテン 南側窓	白レース W1500 H2500	1 組	29,370	市・県 ()	103540	2階 B	
26	R 3	1	16		空気清浄機	ダイキン MCK55XJ-W	1	51,500	市・県 ()	103557	2階 B	
27							1		市・県 ()		2階 B	
28							1		市・県 ()			
29							1		市・県 ()			
30							1		市・県 ()			

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 2階 ベランダ 》北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.1

No.	購入年月日			廃棄年月日			品 名	形質・寸法	数	単 価	出 所	ラベルNo.	保管場所	確認印
1	H	11	14				スチール製ロッカー	5段 90×45×185	1	38,680	市・県 ()		2階 ベランダ	
2	H	12	13				ガスコンロ（五徳）	SHOE I SB540 一重型(中型)	1	7,009	市・県 ()	消耗品	2階ベランダ ロッカー	
3	H	1	13				ガスコンロ（五徳）	MKP20 二重型	1	9,720	市・県 (地域夢活動)		2階ベランダ ロッカー	
4	H	7	12				ガーデンクーラースター ターキット	タカギ ミストホース G701 三方コネクターコック G099	1	4,384	市・県 ()	消耗品	2階ベランダ ロッカー	
5									1		市・県 ()			
6									1		市・県 ()			
7									1		市・県 ()			
8									1		市・県 ()			
9									1		市・県 ()			
10									1		市・県 ()			

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 2階 ロビー 》北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.1

No.	購入年月日			廃棄年月日			品 名	形質・寸法	数	単 価	出 所	ラベルNo	保管場所	確認印
1	H 21	11	10	H 31	3	25	印刷機	オフィスHC5500	1	1,649,025	市・県 ()		2階 ロビー	
2	不	明					防災カーテン 南側窓	1000(W)×2300(H)	1		市・県 ()	103522	2階 ロビー	
3	不	明					防災カーテン 南側窓	1000(W)×2300(H)	1		市・県 ()	103523	2階 ロビー	
4	不	明					レースカーテン 南側窓	1000(W)×2300(H)	1 組	103534	市・県 ()	103534	2階 ロビー	
5	H 22	1	18				プロジェクター	EPSON EB1915	1	236,250	市・県 ()		2階 ロビー 書庫内	
6	不	明					ブラインド 東側窓	1500(W)×1750(H)	1		市・県 ()	消耗品	2階 ロビー	
7	不	明					ジョイントマット		16		市・県 (民元会から譲受)		2階 ロビー	
8	不	明					木製机	78×78×45	1		市・県 (婦人会から譲受)		中2階入口	
9	H 23	11	14				プリンターラック (コピー機横)	3段板キャスター付き 60×50×70	1	5,990	市・県 ()		2階 ロビー	
10	H 23	11	14				スチールラック	4段板 60cm幅 60×50×105	1	9,900	市・県 ()		2階 ロビー 書庫内	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

備品管理台帳 《 2階 ロビー 》 北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.2

No.	購入年月日			廃棄年月日			品名	形質・寸法	数	単価	出所	ラベルNo.	保管場所	確認印
11	H	21	4	6			長椅子	1850(W)×1500(H)	1		市・県 (支給品)	103478	2階 ロビー	
12	R	1	6	26			消火器	モリタ宮田 MEA108 粉末着圧式	1		市・県 (支給品)	消耗品	2階 ロビー	
13	H	25	3	9			メッシュ スチールラック	ルミナス 4段 60×55×125	1	6,980	市・県 ()	消耗品	2階 ロビー 書庫内	
14	H	25	12	9			CDラジカセ	SONY CFDRS500SSS	1	17,800	市・県 ()	消耗品	2階 ロビー 書庫内	
15	H	27	9	1			カーテン(茶) 東側窓	1000(W)×900(H)	1	2,500	市・県 ()	消耗品	2階 ロビー	
16	H	29	6	13			書類ケース(コピー機横)	引き出し2段	1	16,295	市・県 ()	消耗品	2階 ロビー	
17	H	29					2枚戸引き違い スチール製書庫	コクヨ 90×40×95	1		市・県 (支給品)	103502	2階 ロビー	
18	H	31	3	25			カラー複合機	キャノン iR-ADVC3520FⅢ	1	702,000	市・県 ()	103479	2階 ロビー	
19	R	2	3	9			シュレッダー	MSR-25CM NY06114	1	60,500	市・県 ()	103480	2階 ロビー	
20	H	21	4	6			大型液晶デジタルテレビ	パナソニック TH-P37X1 37型	1	133,000	市・県 (支給品)	101969	1階 活動室 ⇒2階ロビー	

【北須磨地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により
変更になる可能性もあります

【別添11】

備品管理台帳 《 2階 ロビー 》 北須磨ふれあいのまちづくり協議会 No.3

No.	購入年月日			廃棄年月日			品 名	形質・寸法	数	単 価	出 所	ラベルNo.	保管場所	確認印
21	H	4	6				大型液晶テレビ台	ハヤミ PH-845-11	1	45,000	市・県 (支給品)	102055	1階 活動室 ⇒2階ロビー	
22													2階 ロビー	
23													2階 ロビー	
24													2階 ロビー	
25													2階 ロビー	
26													2階 ロビー	
27													2階 ロビー	
28													2階 ロビー	
29													2階 ロビー	
30									1		市・県 ()		2階 ロビー	

参考：AED自動体外式除細動器については神戸市で契約の上、各センターに1台設置しています

【つつじが丘地域交流センター】引継ぎ予定の備品 ※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数 量	大 き さ ・ 寸 法 (cm)	規 格 ・ 仕 様 （空欄は不明）	取 得 年 月 日 （空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
1	1 F活動コーナーA	スクリーン	1		映写用		
2	1 F活動コーナーA	書籍本箱	1	227×103			
3	1 F活動コーナーA	机：会議用長机	19	45×180×65	脚折りたたみ式（脚長）	2016 / --/--	
4	1 F活動コーナーA	調理台	1		スチール製、キャスター付き		
5	1 F活動コーナーA	昇降台（多目的台）	1		木製、4 個組		
6	1 F活動コーナーA	整理棚（木製）	1	(83×113)×4 (連結式)			
7	1 F活動コーナーA戸棚	掃除機	1		パナソニックMC－K11W	2009 / --/--	
8	1 F活動コーナーA東側	椅 子：講義用椅子	30			2008/--/--	
9	1 F活動コーナーA東側	椅 子：折りたたみ椅子	29				
10	1 F活動コーナーA東側	椅子保管用ラック	2		キャスター付き	2008/--/--	
11	1 F活動コーナーA東側	介護用機器：両肘付き椅子	6			2009/--/--	
12	1 F活動コーナーA東側	カーテン（間仕切り用）	2		ドレープ J-67135R	2022/12/26	
13	1 F活動コーナーA北側東	エアコン ④	1		ダイキン S56XTEP-W	2020/11/3	
14	1 F活動コーナーA北側西	エアコン ②	1		ダイキン FAP63DJ	2020/11/3	
15	1 F活動コーナーA北窓	カーテン（窓用）	2		ドレープ J-67135R	2022/12/26	
16	1 F活動コーナーA北窓	カーテン（窓用）	2		レース J-18014HR	2022/12/26	
17	1 F活動コーナーA西窓	カーテン（窓用）	2		ドレープ J-67135R	2022/12/26	
18	1 F活動コーナーA西窓	カーテン（窓用）	2		レース J-18014HR	2022/12/26	
19	1 F活動コーナーB	ガスファンヒーター	1		大阪ガス GS-30T2G	2004/3/30	
20	1 F活動コーナーB	応接セット(長椅子3人掛け)	1	65×175×77		2017 / --/--	
21	1 F活動コーナーB	応接セット(長椅子2人掛け)	1	70×120×68		2017 / --/--	
22	1 F活動コーナーB	サーキュレータ	1		パナソニック製	2009 / --/--	
23	1 F活動コーナーB	テレビ	1		地レジ視聴用、SHARP 2T-C32EF1	2024/1/27	
24	1 F活動コーナーB	テレビ台	1 式	63×39×48			
25	1 F活動コーナーB	災害対策緊急受信機	1		MITSUBISHI F R－364C		
26	1 F活動コーナーB西窓	カーテン（窓用）	2		ドレープ J-67135R	2022/12/26	
27	1 F活動コーナーB西窓	カーテン（窓用）	2		レース J-18014HR	2022/12/26	
28	1 F活動コーナーB南側西	エアコン ①	1		ダイキン FAP50DJ	2020/11/3	
29	1 F活動コーナー仕切り	アコーディオンカーテン	1			2009/--/--	
30	1 F活動コーナーA・B	加湿器（スチーム式）	2		ZOJIRUSHI EE-DB50-WA	2021/3/15	
31	1 F台所	アコーディオンカーテン	1			2009/--/--	
32	1 F台所	冷蔵庫	1		日立 R－2 3 T A	2007/--/--	
33	1 F台所	椅 子：丸形小型椅子	4				
34	1 F台所	エアコン ③	1		ダイキン S25XTES-W	2020/11/3	
35	1 F台所	キャスター付きミニテーブル	1	40×70×70			

【つつじが丘地域交流センター】引継ぎ予定の備品 ※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数 量	大きさ・寸法(cm)	規格・仕様（空欄は不明）	取得年月日（空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
36	1 F台所	ガスレンジ	1		3口、日本電気 3G-WGPS	2009/--/--	
37	1 F台所	瞬間湯沸かし器	1		ハーマン33B-B42	2009/--/--	
38	1 F台所	炊飯器（電気式）	1		象印NMD-N18		
39	1 F台所	電子レンジ	1		シャープ製RE-CM6		
40	1 F階段下	アコーディオンカーテン	1			2009/--/--	
41	1 F階段下	ホットキャビ：おしぼりウォーマー	1		TAIJI HC-10		
42	1 F階段下物置	空気入れ	1		自転車用	2023/9/4	
43	1 F階段下物置	センサーライト	1		朝日電器 ELS-ST1202AC	2021/3/31	
44	1 F洋室	扇風機（リビング）	1		(株)アズマ EAST(中国製)	2023/9/4	
45	1 F受付カウンター	加湿器	1		(株)ドーウシシャ	2020/12/16	
46	1 F階段下踊り場	介護用機器：ベッド、キルト	2	シングル		2009/--/--	
47	1 F受付カウンター	測温計（非接触式ハンディタイプ）	1		COFOE(中国製) KF-HW-001	2020/6/18	
48	1 F受付カウンター前	測温計（非接触式スタンドタイプ）	1		アイズファクトリー製 SP-2022	2023/3/1	
49	1 F受付前	パンフレットスタンド	1	78×150×47			
50	1 F受付前	電話機：公衆電話機	1				
51	1 F受付前	電話機：ファックス付き電話機	1		SHARP UX-D33CL		
52	1 F受付前	ごみ箱	1	45×28×58	クリーンボックス		
53	1 F壁／1、2 F和室／1	時 計：掛時計	3		セイコー／1、シチズン／2		
54	1 F壁／1、2 F和室／1	時 計：掛時計	2		モアガム／1、ノア精密／1	2020/7/14	
55	1 F便所3、活動C2、台所2	換気扇	7		換気用		
56	1 F奥東側	プロジェクター	1		エプソン		
57	1 F活動コーナーA/1、玄関/1	消火器	3				
58	2 F台所	椅 子：折りたたみ椅子	16				
59	2 F和室	椅 子：折りたたみ椅子	10				
60	2 F和室	加湿器（スチーム式）	2		ZOJIRUSHI EE-DB50-WA	2021/3/15	
61	2 F和室	ガスファンヒーター	1		大阪ガス GS-30T2G	2004/3/30	
62	2 F和室	書籍本箱	1	89×179×32			
63	2 F和室	扇風機	2		SENJU KI-1000	2020/6/23	
64	2 F西側和室	キャビネット	1		2段、鋼製		
65	2 F西側和室	エアコン	1		ダイキン F36JTPS-W		
66	2 F西側和室	机：木製長机	12	45×180×35	脚折りたたみ式（脚短）		
67	2 F西側和室	テレビ	1		地レジ視聴用、東芝REGZA26RE2	2011/8/22	
68	2 F西側和室	机：木製長机	6	45×180×65	脚折りたたみ式（脚長）		
69	2 F東側和室	エアコン	1		ダイキン F28FTNS-W		
70	2 F東側和室	座 卓	2	90×150×32（西側和室） 90×150×38（東側和室）	大型、木製		

【つつじが丘地域交流センター】引継ぎ予定の備品 ※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数 量	大 き さ ・ 寸 法 (cm)	規 格 ・ 仕 様 （空欄は不明）	取 得 年 月 日 （空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
71	2 F パソコンコーナー	椅 子：肘付き回転椅子（パソコン用）	2	58×45×80			
72	2 F パソコンコーナー	椅 子：肘無し回転椅子	1				
73	2 F パソコンコーナー	ガスファンヒーター	1		大阪ガス GS-30T2G	2004/3/30	
74	2 F パソコンコーナー	扇風機（壁掛け）	1		山善 YWX-KA304	2020/7/8	
75	2 F 台所	電子コンロ	1		IHコンロIRIS OHYAMA IHK-T36	2020/2/13	
76	2 F 台所	瞬間湯沸かし器	1		リンナイRUS-V51	2009 / --/--	
77	2 F 台所	踏み台（ラクステ２段式）	1		KLH10-5108		
78	2 F 事務機室	整理棚（鋼製）	2	88×200×45			
79	2 F 事務機室	扇風機（壁掛け）	1		トヨトミ FW-30G	2020/7/8	
80	2 F 事務機室前	机：引き出し付き長机	1	44×125×70			
81	2 F コピー室	カーテン（間仕切り用）	2		レース J-18014HR	2022/12/26	
82	2 F 押入れ	介護用機器：枕	2			2009/--/--	
83	2 F 押入れ	掃除機	1		パナソニックMC－K 11W	2009 / --/--	
84	2 F 押入れ	扇風機	3		三菱R30FB、三洋SOP201		
85	2 F 便所/1、台所/1	換気扇	2		換気用		
86	2 F 廊下/1、PCコーナー/1	消火器	2				
87	2 F 廊下	整理棚（木製）	1	90×175×30	書棚を転用		
88	2 F 廊下、（台所横）	電話機：受信用電話機	1				
89	センター玄関口	センサーライト（乾電池式）	1		ライテックス LED－150	2021/6/18	
90	玄関前	傘立て	1	90×29×50			
91	玄関下駄箱上	キーケース	1				
92	玄関(発信器)、受付(受信機)	玄関チャイム（ワイヤレス）	1		ELPA製 EWS-S5033	2020/8/6	
93	屋外東側、物置の前	台 車	1				
94	センター東側屋外	物 置	1		T A K U B O		
95	センター東側屋外	物 置	1		タカヤマ		
96	センター東側屋外	物 置	1		I N A B A ・ M J X－156 E		

参考：A E D 自動体外式除細動器については神戸市で契約の上、各センターに 1 台設置しています

【西高丸地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設 置 ・ 保管場所	品名	数 量	大 き さ ・ 寸 法 (cm)	規 格 ・ 仕 様 （空欄は不明）	取 得 年 月 日 （空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
1	地域活動コーナー	パイプ椅子	139	40×85			
2	地域活動コーナー	長机	50	45×180			
3	地域活動コーナー	ホワイトボード	1	90×180			
4	地域活動コーナー	掃除機	1		MITSUBISHI MC-A300		
5	地域活動コーナー	テレビ	1		Panasonic TH-L37V11		
6	地域活動コーナー	VHS	1		Panasonic DMR-XP25V		
7	地域活動コーナー	血圧計	1		テルモ電子血圧計P2000 ES-P2000U		
8	地域活動コーナー、和室	テレビ台	2	70×42×45			
9	地域活動コーナー・和室	空気清浄機	3		Panasonic F-ZXTP90	2021年製	
10	地域活動コーナー・和室	セラミックファンヒーター	3		Panasonic DS-FWX1201	2024年製	
11	和室	長机（和室用）	5	180×45×33			
12	和室	独立姿見	1	96×157			
13	和室	座布団	23				
14	和室	掃除機	1		Panasonic MC-PSP101J		
15	和室	テレビ	1		Panasonic TH-L32X22-K	2010年製	
16	和室たんす	茶釜（囲炉裏あり）	1				
17	和室たんす	碁盤	3				
18	和室たんす	将棋盤	3				
19	調理室	冷蔵庫	1		Panasonic NR-C32HML-N形	2018年製	
20	調理室	ガスオーブン	1		114-H523		
21	調理室	ガスコンロ	1		210-H520		
22	調理室	ガスコンロ	1		10-841		
23	調理室	業務用コンロ	1				
24	ロビー	身長計	1	200cmまで計測可			
25	ロビー	棚（鍵付き）	1	40×88×88			
26	ロビー	ピンク電話	1				
27	ロビー棚	アンプ	1		TOA Wireless amplifier		
28	ロビー棚	マイク	2		TOA WM-1270, WM-1220		
29	ロビー棚	ピンマイク	1		TOA WM-1320		
30	ロビー棚	プロジェクター	1		NEC VT440K		
31	ロビー、廊下	テーブル	2	45×65×45			

【西高丸地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設 置・保管場所	品名	数 量	大 き さ・寸法(cm)	規 格・仕 様（空欄は不明）	取得年月日（空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
32	ロビー、廊下	応接椅子	6				
33	ロビー、廊下	消火器	2				
34	廊下	傘立て	1	26×83×50			
35	事務室	食器棚	1	85×75×30			
36	事務室	電話/FAX（子機あり）	1		SHARP UX-E801CL		
37	事務室	扇風機	1		PREVIA PR-M301(W)		
38	各窓に設置	ブラインド／カーテン					
39	男子トイレ	洗濯機	1		Panasonic NA-F50B9		
40	男子トイレ倉庫	子ども用いす	2				
41	男子トイレ倉庫	電気ストーブ	2		ナショナル FE-10A1M		

参考①ルームエアコンなし（地域活動コーナー・和室にビルトインエアコンのみ）

参考②：A E D自動体外式除細動器については神戸市で契約の上、各センターに1台設置しています

【乙木地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設 置 ・ 保管場所	品名	数 量	大 き さ ・ 寸 法(cm)	規 格 ・ 仕 様 （空欄は不明）	取 得 年 月 日 （空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
1	地域活動コーナー	ビルトインエアコン	3				
2	地域活動コーナー	パイプ椅子	80	40×40×80			
3	地域活動コーナー	長机	30	45×180×60			
4	地域活動コーナー	ホワイトボード	1	90×180			
5	地域活動コーナー	物置	1	88×179×38			
6	地域活動コーナー	絵画	4				
7	地域活動コーナー	ピアノ	1		YAMAHA アップライト		
8	地域活動コーナー、談話スペース	カーテン					
9	談話スペース	テレビ／モニター	1		SHARP LC-40DS6		
10	談話スペース	テレビ台	1	45×57×45			
11	談話スペース	ソファー	5	75×87×40 2台 75×180×40 1台			
12	談話スペース	座布団	7	55×55			
13	談話スペース	ローテーブル	1	50×100×36			
14	談話スペース	チラシラック	1	76×140			
15	調理室、談話スペース	扇風機	2		SANYO EF-30HR1◎		
16	調理室	業務用ガスコンロ	1		Cleanup GT-44		
17	調理室	ガスオーブン	1		Cleanup RSG-61		
18	調理室	食器棚	1	150×190×43			
19	調理室	電子レンジ	1		Panasonic NE-EH226		
20	調理室	炊飯器（電気、ガス）	3		National SR-SU181（電気） リンナイ RR-20SF2（都市ガス用） リンナイ RR-30S（都市ガス用）		
21	調理室	冷蔵庫	1		SHARP SJ-W411E-N		
22	調理室	オーブン	1		イワタニ IH-821		

【乙木地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設 置 ・ 保 管 場 所	品 名	数 量	大 き さ ・ 寸 法 (cm)	規 格 ・ 仕 様 （空欄は不明）	取 得 年 月 日 （空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
23	調理室	電気ポット	1		PEACOCK WMJ-30		
24	調理室	調理台	1	90×180×80			
25	調理室	ワゴン	2				
26	事務室、和室	ルームエアコン	3		日立RAS-ZJ226（事務室） DAIKIN FAYP56B×2台（和室）		
27	事務室	事務机	2	65×105×75			
28	事務室	事務椅子	3				
29	和室	長机（脚短）	5	45×180×27			
30	倉庫（外）内	パイプ椅子	6	40×40×80			
31	室内倉庫	掃除機	1		TOSHIBA VC-PH9		
32	室内倉庫	脚立	2				
33	室内倉庫	国旗	1				
34	玄関	消火器	3				
35	玄関	傘立て	1	30×80×50			
36	玄関	上履き用スリッパ	30				
37	ロビー	花瓶	3				
38	ロビー	エコノバ（資源回収ステーション）	1	45×130×202			
39	ロビー	スケジュールボード	1				
40	屋外	倉庫（外）	3		YODOKO		
41	屋外	散水用ホースリール式	1				

参考：A E D 自動体外式除細動器については神戸市で契約の上、各センターに1台設置しています